

JFSA白書

平成22年度版



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

JFSA 白書

平成22年度版



CONTENTS

はじめに

日本貸金業協会の平成22年度活動内容について

1 相談・苦情・紛争／001	
1 概況	001
2 相談	001
3 苦情	003
4 紛争	004
5 貸付自粛	004
6 ヤミ金被害等における相談状況	005
2 広告審査／006	
1 業務の概要	006
2 広告出稿審査と広告モニタリング調査実施による効果	007
3 監査の実施／008	
1 業務の概要	008
2 平成22年度実地監査	008
3 平成22年度書類監査	012
4 貸金業務取扱主任者資格 試験・登録・講習／016	
1 業務の概要	016
2 資格試験の実施	016
3 主任者登録事務の実施	016
4 登録講習機関の登録および講習の実施	016
5 行政協力事務／017	
6 広報・啓発活動／018	
1 業務の概要	018
2 活動実績	018
7 調査研究活動／019	
1 業務の概要	019
2 活動実績（平成23年4月末現在）	019

第1章

貸金業界の現状

1 金融庁貸金業関係統計資料／021	
1 貸金業者数の推移	021
2 貸付残高の推移	023

3	業態別貸付金利	026
4	業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高	026
5	貸付残高規模別貸付残高	027
6	苦情、相談・照会件数	029

2 日本貸金業協会 月次統計資料／030

1	協会員数の推移	030
2	協会員の構成	031
3	貸付残高の推移	032
4	成約率の推移	035
5	貸付種別月間契約数	036
6	店舗数の推移	037
7	保証残高の推移	039
8	改正貸金業法に関する利用者からの 問合せ・相談・苦情件数の推移	040
9	利息返還への対応状況	041

第2章

貸金業界を取り巻く環境について

1 貸金業界を取り巻く環境／043

1	貸金業法について	043
2	「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の 具体的内容	043
3	利息返還請求の高止まりと貸金業界を取り巻く環境変化	044
4	貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置と 改正貸金業法フォローアップチームの設置	044

第3章

貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査結果について

1 アンケート調査概要／049

1	貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査	049
---	-----------------------	-----

2 資金供給体制の状況について／052

1	完全施行対応による貸金業者の資金供給への影響	052
2	今後の貸金業者による資金供給の見通し	053
3	与信姿勢の変化・与信見直しによる資金供給への影響	056
4	資金需要者への貸付状況	058
5	総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況	059
6	「借り手の目線に立った10の方策」への対応状況	061

3 貸金業者の経営状況と利便性について／062

- 1 完全施行対応による事業への影響と事業コスト構造…………… 062
- 2 利息返還請求への対応状況…………… 066
- 3 貸金業者の店舗の状況…………… 068
- 4 今後の事業継続状況…………… 069

4 資金需要者等への相談・助言の対応について／071

- 1 資金需要者への相談・助言の対応状況…………… 071

5 本章のまとめ／072

- 1 資金供給体制の状況…………… 072
- 2 貸金業者の経営状況…………… 072
- 3 資金需要者等への相談・助言対応…………… 073

第4章

貸金業法の完全施行後の影響および資金需要者等の現状と動向に関する調査結果について

1 貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査／075

- 1 アンケート調査概要…………… 075
- 2 貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査結果… 077

2 資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査／084

- 1 アンケート調査概要…………… 084
- 2 資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査…………… 089

3 本章のまとめ／114

- 1 「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」より…………… 114
- 2 「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」より … 114

年表（平成18年12月～平成23年4月）…………… 119

日本貸金業協会の平成 22 年度 活動内容について

〈協会の活動内容〉

協会では、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること等、その設立目的を達成するために多彩な業務を推進している。

1 | 相談・苦情・紛争

1 概況

① 総アクセス数

平成22年度における相談、貸金業務等関連苦情（以下「苦情」という。）の受付件数は、「相談」が46,263件、「苦情」が352件であり、相談・苦情小計では、46,615件であった。平成22年10月1日より開始した貸金業務関連紛争（以下「紛争」という。）の受付件数は5件であり、「相談・苦情・紛争」の総アクセス数は46,620件となっている。

② アクセス者の属性（相談・苦情）

「相談」、「苦情」のアクセス者の男女別分類では、「男性」が24,345人（52.2%）、「女性」が22,215人（47.7%）、不明が55人（0.1%）であった。また、アクセス者を「債務者本人」と「債務者本人以外（親族・配偶者）」に分類すると「債務者本人」が37,206人（79.8%）、「親族」が4,220人（9.1%）、「配偶者」が2,416人（5.2%）、会社上司などの私的第三者が994人（2.1%）等であった。

2 相談

① 受付件数

相談として対応した件数は46,263件であり、月間の平均件数は約3,855件であった。平成21年度との比較では、1,875件（3.9%）の減少となっている。

② 相談内容

相談内容別に見ると貸金業者に連絡を取りたいが電話が繋がらない等の「業者の連絡先」が8,899件（19.3%）と最も多く、次いで改正貸金業法関連の「融資関連」が5,380件（11.6%）、貸付自粛制度に関する「貸付自粛依頼・撤回」が5,030件（10.9%）、契約内容に関して確認したい等とする「契約内容」が4,873件（10.5%）等であった。

図表1 相談内容別推移

(単位：件、%)

相談内容別推移	21年度	22年度												年度計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
業者の連絡先	5,773	696	540	571	534	521	462	568	662	608	687	1,424	1,626	8,899	19.3%
融資関連	5,560	501	570	1,180	572	399	421	344	351	200	241	275	326	5,380	11.6%
貸付自粛依頼・撤回	7,070	543	460	485	409	493	426	394	399	300	355	380	386	5,030	10.9%
契約内容	1,635	430	397	347	312	379	472	530	452	341	352	418	443	4,873	10.5%
登録業者確認	4,168	399	427	386	344	353	382	386	421	330	378	418	345	4,569	9.9%
過払金	1,579	94	97	135	91	107	231	302	470	393	551	643	314	3,428	7.4%
返済困難	3,751	237	276	352	274	225	262	228	269	170	212	254	249	3,008	6.5%
信用情報	3,116	217	167	178	156	196	148	155	188	145	154	176	159	2,039	4.4%
ヤミ金融・違法業者被害なし	2,050	114	90	123	109	102	113	114	124	96	120	126	109	1,340	2.9%
身分証明書等の紛失等	1,471	114	84	80	93	84	55	97	112	83	91	85	83	1,061	2.3%
ヤミ金融・違法業者被害あり	1,123	72	66	90	69	78	70	69	76	78	62	51	71	852	1.8%
返済義務	873	64	65	69	71	48	67	60	82	52	62	61	52	753	1.6%
金利・計算方法	662	33	29	40	29	20	50	42	66	37	49	40	38	473	1.0%
帳簿の開示	199	17	15	20	8	17	12	24	25	23	17	29	19	226	0.5%
自己破産・調停・民事再生手続き	240	14	10	16	17	8	14	20	12	10	10	14	11	156	0.3%
ダイレクトメール	129	5	8	6	5	8	14	13	8	2	4	3	4	80	0.2%
保証人関係	150	4	7	3	6	9	8	10	3	3	4	5	8	70	0.2%
手数料	53	3	3	2	3	2	4	5	1	4	5	3	4	39	0.1%
その他	8,536	361	419	448	465	446	427	179	253	245	222	250	272	3,987	8.6%
合計	48,138	3,918	3,730	4,531	3,567	3,495	3,638	3,540	3,974	3,120	3,576	4,655	4,519	46,263	100.0%

●改正貸金業法に関する相談内容

相談内容「融資関連」のうち「改正貸金業法」に関する相談が2,501件であった。内容別に分類すると「個別の取引に係る具体的な質問」が738件（29.5%）、規制の対象となる借入れに関する相談等の「総量規制」が702件（28.1%）、「法改正の目的」が445件（17.8%）等であった。

図表2 改正貸金業法に関する相談内容別推移

(単位：件)

項目	22年度												年度計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
個別の取引に係る具体的な質問	53	89	183	109	71	77	42	39	17	13	31	14	738
総量規制	99	86	221	106	64	38	24	27	7	8	9	13	702
法改正の目的	65	74	115	51	50	28	20	15	8	6	6	7	445
上限金利	17	26	127	79	26	18	8	20	11	8	6	2	348
書類の提出	13	17	32	11	8	13	8	4	0	0	0	3	109
配偶者貸付け	13	14	30	16	3	9	4	2	1	3	4	4	103
事業者貸付け	3	2	12	5	10	5	1	1	0	0	1	0	40
指定信用情報機関	1	1	10	3	1	0	0	0	0	0	0	0	16
合計	264	309	730	380	233	188	107	108	44	38	57	43	2,501

③対応結果

相談者への対応の中で最も多いものは、「協会の指導による処理・是正・助言等」の32,441件（70.1%）であり、次いで「他機関への紹介」の8,767件（19.0%）、「情報提供」の4,932件（10.7%）等であった。また、「他機関への紹介（8,767件）」として案内した相談機関は、「信用情報機関」が2,967件（33.8%）、「都道府県」が1,195件（13.6%）、「弁護士会・司法書士会」が1,048件（12.0%）、「法テラス」が899件（10.3%）等となっている。

④「過払金」に関する相談件数推移

平成22年度における過払金関連の相談および問合せ件数は3,428件であるが、平成21年度と比較し1,849件（117.1%）の増加となった。主な増加要因として、平成22年9月28日付、株式会社武富士による東京地方裁判所への会社更生手続き開始の申立てに伴う当該会社顧客およびそれに端を発した他社利用者からの相談・問合せ2,807件への対応があげられる。

⑤生活再建支援（カウンセリング）

カウンセリングを行った人数と回数は、198人（新規相談者135人、前年度からの継続相談者63人）に対し1,046回（来協が209回、電話が837回）であった。相談者と債務者本人との関係では、債務者本人が50人（37.0%）、配偶者が53人（39.3%）、両親等の親族が31人（23.0%）等であった。配偶者・親族からの相談が62.3%を占めるが、これらの人々は“債務者本人が立ち直るための重要な支援者になりえる人物”という観点より、相談者の要望に基づき生活再建支援（カウンセリング）としての対応を行った。新規相談者135人の中で債務を抱えた本人（50人）を対象に「過去の債務清算経験の有無」を分類すると、「清算経験あり」が33件（66.0%）、「清算経験なし」が17件（34.0%）であった。「清算経験あり」とは、ほとんどのケースにおいて、債務整理後に再び多重債務問題を抱えたことによる相談（再発）である。また、債務の原因別では、「ギャンブル」が26件（52.0%）と最も多く、次いで「遊興費・飲食費・交際費」が7件（14.0%）、「生活を営むための資金」が5件（10.0%）、「収入の減少」が3件（6.0%）等となっている。

③ 苦情

①受付件数

苦情として処理を行った件数は、352件であり、月間の平均件数は約29件であった。平成21年度との比較では、433件（55.2%）の減少となっている。登録管轄別では、財務局登録業者が216件（61.4%）、都道府県知事登録業者が136件（38.6%）である。苦情処理にあたっては、平成22年10月1日から金融ADR機関として、貸金業相談・紛争解決センターを設置し、新たに制定された「紛争解決等業務に関する規則」のっとり公正中立かつ厳格に運用を行った。

②苦情内容

苦情内容別では、「帳簿の開示」が85件（24.0%）、「取立て行為」が77件（21.8%）、「契約内容」が59件（16.8%）、「融資関連」が32件（9.1%）、「個人情報」が28件（8.0%）であった。

図表3 苦情内容別推移

苦情内容別推移	21年度	22年度												年度計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
帳簿の開示	193	17	14	5	15	2	8	0	7	3	4	7	3	85	24.0%
取立て行為	198	12	6	10	16	8	6	6	1	2	4	3	3	77	21.8%
契約内容	146	8	1	2	9	6	6	3	7	3	6	3	5	59	16.8%
融資関連	24	4	2	2	7	4	2	2	3	0	3	2	1	32	9.1%
個人情報	21	5	0	2	6	2	2	2	2	0	5	0	2	28	8.0%
過払金	64	1	2	1	1	5	3	0	3	0	2	3	0	21	6.0%
事務処理	21	4	2	2	0	3	0	2	3	2	0	1	1	20	5.7%
保証契約	21	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	8	2.3%
金利	8	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4	1.1%
広告・勧誘（詐称以外）	20	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6%
年金担保	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3%
過剰貸付け	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
行政当局詐称・登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	67	1	1	2	2	2	2	0	1	0	0	3	1	15	4.3%
合計	785	56	28	30	59	33	29	15	27	10	25	23	17	352	100.0%

③処理結果

協会に寄せられた352件に対して事実確認等を行い、公正中立な対応を行った結果、「協会による処理・是正・助言等」が322件と全体の91.5%であった。以下、「打切り」が15件（4.3%）、「他機関への紹介」が5件（1.4%）、「取下げ」が5件（1.4%）、「紛争受付課へ移行」が1件（0.3%）、「その他」が2件、平成23年3月末現在における継続中の事案は352件のうち2件（1.4%）である。なお、「協会による処理・是正・助言等」を行った322件のうち3件（0.9%）に関しては、協会員に法令・協会自主規制基本規則への違反の疑いがあることから、規律審査室に対して個別に報告を行った。

4 紛争

①指定紛争解決機関設立への準備

貸金業法に基づき、平成22年7月に全ての登録貸金業者を対象として、全国11ヵ所において「紛争解決等業務に関する説明会」を実施するとともに、従来の「苦情処理委員会」を改組し元最高裁判所判事、元最高検察庁総務部長検事、元高等裁判所民事部総括判事、弁護士、消費者団体役員等の有識者で構成する「相談・紛争解決委員会」による紛争解決業務の運営に変更する等の手続き上の準備を行い申請した結果、平成22年9月15日に金融庁長官より紛争解決機関として指定を受けた。また、平成22年10月1日には従来の「相談センター」を改組し「貸金業相談・紛争解決センター」と名称を変更した。平成23年3月31日現在における手続き実施基本契約の契約締結済業者は2,528社で、その割合は同日現在の登録済貸金業者2,589社の97.6%である。また、契約済み業者の内、協会員は1,552社（61.4%）である。

②受案件数

受理手続きは、紛争解決業務に関する規則にのっとり書面によって対応しているが、平成22年10月1日の業務開始以降の受案件数は5件であった。なお、受理内容別では、「融資関連」が1件（20.0%）、「過払金」が4件（80.0%）である。

③処理結果

受理事案のうち平成22年度中に和解が成立したものは3件であった。

事案1	申立内容	申立人(資金需要者の相続人)が過払金返還請求を行ったが、資金需要者本人ではなく相続人であったため、貸金業者から相続人としての証明を求められた事案。
	結果	紛争解決委員が提示した和解案を双方受諾し和解成立。
事案2	申立内容	申立人(資金需要者)が過払金返還請求を行ったが、貸金業者において自社債権と譲渡債権が混在していたため、過払金の算定基準に認識の相違があった事案。
	結果	紛争解決委員が提示した和解案を双方受諾し和解成立。
事案3	申立内容	申立人(資金需要者)が過払金返還請求を行ったが、貸金業者が他の過払金債権者への返還率に合わせようとしたが、申立人と認識のずれが大きく当事者間で話し合いが膠着した事案。
	結果	紛争解決委員が提示した和解案を双方受諾し和解成立。

5 貸付自粛

各都道府県支部を窓口として、来協による登録・撤回・訂正の受け付けを行ったが、平成22年度の対応件数は、登録が1,485件（70.8%）、撤回が608件（29.0%）、訂正が4件（0.2%）であり合計では2,097件であった。平成21年度との比較では、619件（22.8%）の減少となっている。なお、法定代理人および親権者からの申立ては16件（0.8%）であった。

⑥ ヤミ金被害等における相談状況

平成22年度におけるヤミ金被害関連の相談・問合せは2,192件であり、相談全体の4.7%を占める。そのうち、金銭的な実被害を被っていることによる相談「ヤミ金融・違法業者被害あり」が852件（38.9%）、実被害を被る前段階での相談「ヤミ金融・違法業者被害なし」が1,340件（61.1%）となっている。後者はヤミ金等による被害を水際で回避することができたケースである。平成21年度との比較では、981件（30.9%）の減少であり、“被害あり”、“被害なし”を個別に見ると、“被害あり”が271件（24.1%）の減少、“被害なし”も710件（34.6%）の減少であった。相談対応では、相談者の利益の保護を第一として振り込め詐欺救済法による対処の可能性について助言するとともに、債務の根本原因を聴きとることで、ヤミ金被害への対処後における生活再建支援に繋げている。また、入手したヤミ金関連情報を金融庁および警察当局へ提供し未然防止に努めている。

2 広告審査

1 業務の概要

資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会の適正な広告を実現するために、広告出稿審査およびモニタリング調査を実施している。

① 広告出稿審査

協会が行う、個人向無担保無保証貸付けの「テレビCM」「新聞広告」「雑誌広告」「電話帳広告」については、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、広告出稿審査を実施し、審査対象外の広告については、必要に応じ適宜指導を行っている。

協会の広告が資金需要者等にとって、業者や商品選択について誤解を生まないように、広告内容の適正化に取り組んでいる。

図表4 広告出稿審査状況

審査対象媒体	審査開始時期	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		新規申請件数	初回承認率	新規申請件数	初回承認率	新規申請件数	初回承認率
新聞・雑誌広告	(平成20年8月)	662	63.5%	570	70.1%	866	63.3%
テレビCM	(平成20年9月)	31	63.0%	92	75.8%	113	76.1%
電話帳広告	(平成21年8月)			179	28.8%	264	45.6%

(注1) 初回承認率…新規で申請された広告が、改善要請の指摘もなく初回で承認を得た割合。

初回承認率(%) = 初回承認件数 ÷ (新規申請件数 - 申請取下件数)

② 広告モニタリング調査

協会が出稿する「新聞広告」「雑誌広告」「電話帳広告」が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に定める出稿審査を受けて承認された広告かどうか、また「テレビCM」が、当該自主規制基本規則第48条に定める「放送時間帯」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を行っている。

図表5 新聞・雑誌・電話帳のモニタリング結果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
実施月数	6ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	8ヵ月
調査媒体	新聞	新聞・雑誌	新聞・雑誌	電話帳
調査対象広告件数	3,872	14,322	23,595	948
未承認広告件数	666	192(新聞)	211(新聞)	132
未承認割合	17.2%	1.3%	0.9%	13.9%

■ テレビCMのモニタリング結果

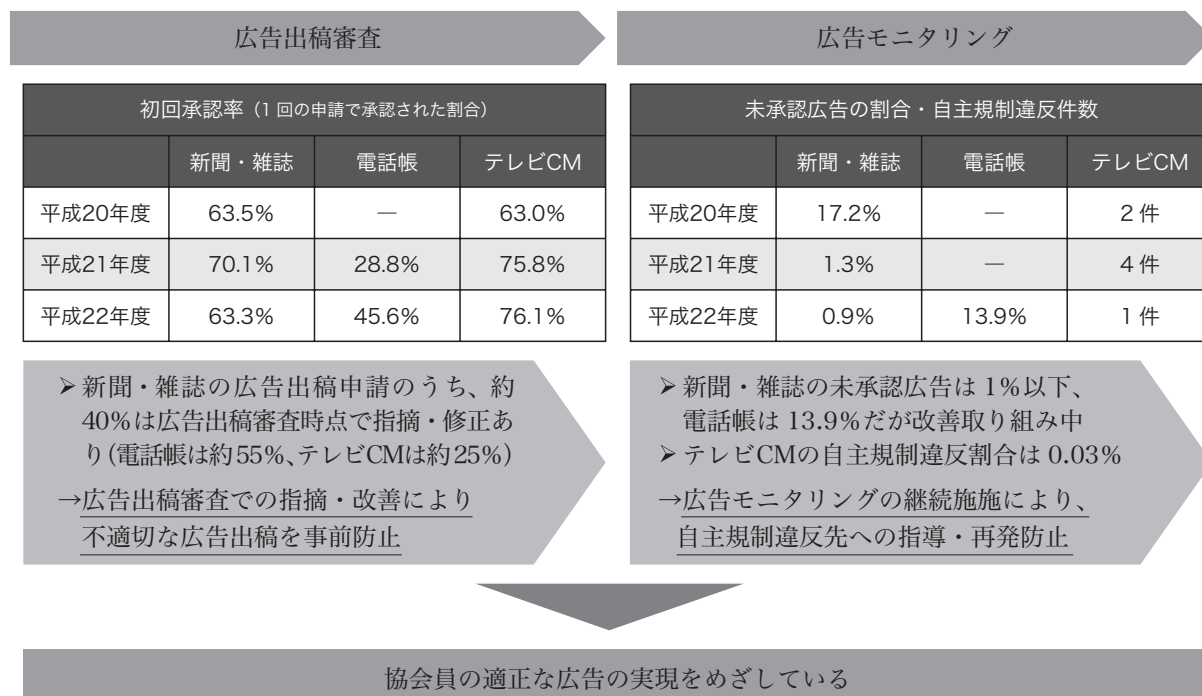
平成20～22年度において、放送禁止時間帯に出稿5件、ギャング番組に出稿1件、放送総量オーバー1件（調査の結果、テレビ局側の編成調整ミスが原因）。

平成22年度の全体の出稿量に占める自主規制基本規則違反の割合は0.03%。

2 広告出稿審査と広告モニタリング調査実施による効果

図表6 広告出稿審査と広告モニタリング調査実施による効果

- 協会の広告出稿審査により、協会員の不適切な広告出稿を事前防止
- 広告モニタリングの継続的な実施により、自主規制違反の広告を指導・是正



3 | 監査の実施

1 業務の概要

協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分もしくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況、ならびに協会の営業および財産の状況、またはその帳簿書類その他の物件を監査できることを定款に定めている。これに基づき、実地監査および書類監査を実施している。

2 平成22年度実地監査

①実地監査

平成22年度の実地監査は、「平成22年度における協会に対する監査計画」において、一般監査としての実地監査は50社程度を予定した。

平成22年度では、協会に法令等遵守のさらなる徹底を求めるとともに、年度内に貸金業法の完全施行が行われることから、協会自身の自己改善努力を最大限に活かしつつ、監査結果が協会の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的で効果的な監査を機動的に実施することとした。

②監査の重点事項

- 1) コンプライアンスの整備・運用状況および内部管理態勢の状況
- 2) 完全施行に対応した社内規則と内部管理態勢の整備・運用状況
- 3) 総量規制に対応した社内規則等の整備・運用状況
- 4) 取立行為に関する社内規則等の整備・運用状況
- 5) 外部委託業務に関するリスク管理態勢の整備・運用状況
- 6) ADR制度創設に伴う苦情処理・紛争解決等に係る準備状況

③監査対象先の選定

実地監査の対象候補の選定にあたっては、以下のことを考慮して選定した。

- 1) 地域の偏りがないように選定
- 2) 消費者向貸金業者と事業者向貸金業者を中心にできるだけ多くの業態区分から選定
- 3) 融資残高10億円未満の中小規模協会を中心に選定
- 4) 書類監査の評価が低い協会、苦情相談を受け付けた協会、法令等違反に係る届出を提出した協会等から選定

④実地監査の実施時期

実地監査のうち一般監査は、平成22年5月25日から開始して、平成23年3月18日までに終了する計画であったが、東日本大震災により約1ヵ月延期したため、平成23年4月15日までに52協会に対して実施した。特別監査は、平成22年7月、11月、12月に、フォローアップ監査・機動的監査を合わせて9協会に対して実施した。

⑤ 監査結果の概要

平成22年度実地監査のうち一般監査における指摘件数は71件で、平成21年度の169件に比べ大幅に減少している。平成21年度は、協会の改正貸金業法に対する不慣れもあり、指摘件数が多かったものと認められる。一方、平成22年度は、総会後に配布した監査結果に関する各種資料等（実地監査の指摘事例集、書類監査の改善の手引き等）を協会が教育研修の教材にするなどして、改正貸金業法にのっとり業務の自主的な点検・改善が図られ、協会の内部管理および法令等遵守態勢が整備された結果と認められる。

1) 指摘事項

図表7 実地監査における指摘事項

指摘事項	平成22年度			平成21年度			
	指摘件数	法令等違反	法令等違反のおそれ ^(※1)	指摘件数	法令等違反	法令等違反のおそれ ^(※1)	
一般監査	貸金業法	53件	27件	26件	101件	13件	88件
	自主規制関連	14件	10件	4件	47件	3件	44件
	その他法令 ^(※2)	4件	3件	1件	21件	1件	20件
一般監査合計	71件	40件	31件	169件	17件	152件	
特別監査	貸金業法	16件	5件	11件	12件	1件	11件
	自主規制関連	4件	3件	1件	11件	2件	9件
	その他法令 ^(※2)	2件	0件	2件	0件	0件	0件
特別監査合計	22件	8件	14件	23件	3件	20件	
総計	93件	18件	45件	192件	20件	172件	

(※1) 「法令等違反のおそれ」とは、「法令等違反」とまでは認められないものの、法令等に違反するおそれがあると判断した事項、もしくは記載項目の一部に記入漏れ、様式不備がある等、重大なものとは言いえない軽微な不備事項である。

(※2) 「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、個人情報保護法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、金融商品取引法、出資法等である。

2) 監査結果

イ 法令等違反に係る届出書の徴求

法令等違反の指摘を行った会員に対して、「法令等違反に係る届出書」の提出を求めた。

一般監査 40事案 13会員

特別監査 8事案 3会員

ロ 改善証跡の徴求

全ての指摘事項に対して、会員が実施した改善の結果が明らかになる書面等（改善証跡）の提出を求めた。

3) 処分の内容

図表8 監査結果に基づく処分内容

処分の種類		平成22年度	平成21年度
処分	除名処分 ^(※1)	2会員	0会員
	会員権停止 ^(※2) (勧告併科)	1会員	0会員

(注1) 年度区分は処分決定ベース。

(※1) 除名処分

- ①特別監査の忌避および再三にわたる改善要請にも応じなかった会員。
- ②次ページの法令違反およびその他多数の法令違反があった会員。
 - ・純資産額が政令で定める金額を満たしていない。
 - ・証券購入ローンで株式の売買を一切行っていない（いわゆる呑み行為）。
 - ・契約書面の重要事項が多数不足しており契約書面たり得ない。

(※2) 会員権停止

- 次ページの法令違反およびその他多数の法令違反があった会員。
- ・契約締結時の交付書面および受取証書等の法定記載項目が多数不足しており、法定書面たり得ない。

4) 指摘事項の内容（一般監査、特別監査）

図表9 実地監査における指摘事項(詳細)

法令等	指摘の概要	平成22年度		平成21年度		
		法令等違反	法令等違反のおそれ ^(※1)	法令等違反	法令等違反のおそれ ^(※1)	
貸金業法	貸金6条	登録の拒否	1			
	貸金8条	変更の届出が未提出		1	2	
	貸金12条の2	貸金業務態勢が不適切			7	
	貸金12条の3	主任者研修受講届の未提出			1	
	貸金12条の2の2	指定紛争解決機関の名称の未公表		1		
	貸金12条の4	従業者証明書の記載不備			4	
	貸金12条の6	禁止行為	1			
	貸金13条	返済能力の調査の未実施	2			
	貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	2			
	貸金14条	貸付条件の不揭示、記載不備			1	
	貸金15条	貸付条件の広告の記載不備	2		1	
	貸金16条	広告文言の表現が不適切		1	1	
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	11	3	3	6
	貸金17条	契約締結時の交付書面不備	4	20	2	36
	貸金18条	領収書様式不備、記入漏れ	3		7	
	貸金19条	帳簿の記載不備	5	10	1	29
	貸金21条	不当な取立て、催告書の記載不備				6
	貸金22条	債権証書の返還漏れ	1			1
	貸金23条	標識の不揭示、掲示が不適切				3
	貸金24条の6の2	財産的基礎に関する届出の未提出				1
貸金24条の6の9	事業報告書の未提出				1	
施行12条	貸付条件の広告		1			
貸金業法計		32	37	14	99	
自主規制基本規則	定款12条	「検査着手届出書」および「検査終了届出書」が未提出	4		3	
	定款14条	監査忌避			1	
	自主11条	社内規則の整備不足	4			32
	自主19条	社内態勢の未整備	2			
	自主21条	審査基準の周知不足				1
	自主22条	借入意思の確認不足	1	3		14
	自主27条	保証契約締結前書面の交付遅れ			1	2
	自主31条	法人の実態確認の不備				1
	自主32条	返済能力の確認の未実施	1			1
	自主58条	ホームページへの明示事項が不適切				2
	自主66条	貸付けの契約に係る勧誘の承諾の記録漏れ	1			
	自主69条	取立て行為における催告書内容の記録・保存漏れ		1		
	細則5条	外部委託に係る社内態勢整備が不十分		1		
自主規制基本規則計		13	5	5	53	
その他法令	個人16条	個人情報利用目的等の同意漏れ				1
	個人18条	個人情報の取得に際しての利用目的の通知漏れ	1			1
	犯収4条	本人確認の未実施	1			
	犯収6条	本人確認の記録漏れ		3		17
	金商29条	無登録営業の禁止	1			
	出資5条	高金利				1
印紙3条の4	収入印紙の未貼付			1		
その他法令計		3	3	1	20	
総計		48	45	20	172	

(注1) 貸金：貸金業法
 施行：貸金業法施行規則
 定款：日本貸金業協会定款
 自主：自主規制基本規則
 細則：業務の適正な運営に関する社内規則
 個人：個人情報保護法
 犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律
 金商：金融商品取引法
 出資：出資法
 印紙：印紙税法

(※1) 「法令等違反のおそれ」とは、「法令等違反」とまでは認められないものの、法令等に違反するおそれがあると判断した事項、もしくは記載項目の一部に記入漏れ、様式不備がある等、重大なものとまでは言えない軽微な不備事項である。

3 平成22年度書類監査

①書類監査

平成22年度の書類監査は、「完全施行後の貸金業法への対応状況の確認」を主眼に、社内規則の提出を受け、内部管理態勢の実施状況等について監査し、あわせて完全施行で求めている「純資産額および指定紛争解決機関等」への対応状況について確認した。具体的には、貸金業務の適切な運営を確保するために必要な「経営管理等」から「過払金の支払い」までの20項目について、全75問の「書類監査報告書」を会員に送付した。その設問に対する回答について点検・評価し、全設問数に対する「実施が確認できた設問数」の割合（実施率）により、A～Eの5段階で評価した。

図表10 書類監査の評価基準

評価	実施状況	実施率
A	すべて実施できている	100%
B	ほぼ実施できている	90%～100%未満
C	実施が不十分である事項が見受けられる	40%～90%未満
D	実施が不十分である事項が多数見受けられる	50%～70%未満
E	実施が不十分であり多岐にわたり不備が見受けられる	50%未満

なお、「該当せず」との回答は、評価の対象外とし、未回答は実施できていないものとして評価した。

②監査対象協会員

1,630会員（平成22年12月末日現在の協会員）

③監査実施日

通知発送日 平成23年1月17日

提出期限 平成23年2月17日

（監査対象期間 平成22年4月1日～平成23年2月17日）

④監査結果の概要

書類監査報告書の提出状況は改善しており、提出率は向上している。監査の結果についても、実施が概ね良好と思われる協会員（AまたはB評価）は、全協会員の81%（1,226会員）となり、改善が進んでいる。なお、C評価以下の協会員が約20%あり、改善指導が急務である。特に2年連続、3年連続C評価以下の協会員については、重点的な改善指導が必要である。

1) 書類監査報告書提出状況

図表11 書類監査報告書提出状況

提出状況	平成22年度（平成23年4月26日現在）		平成21年度	
	会員数	構成比	会員数	構成比
監査対象数	1,630会員	—	2,346会員	—
書類監査報告書提出済	1,515会員	99.7%	2,005会員	98.2%
書類監査報告書未提出	5会員	0.3%	37会員	1.8%
合計	1,520会員	100.0%	2,042会員	100.0%
（廃業等）	110会員	—	304会員	—

2) 評価結果

実施状況が概ね良好（AまたはB評価）と思われる会員は8割となった（A・B評価の推移：21年度74.9%→22年度81.0%）。

改善に努力を要する会員（C・D・E評価）が2割あり、早急な改善指導が必要である。

図表12 書類監査評価

評価	平成22年度（平成23年4月26日現在）			平成21年度		
	会員数	構成比		会員数	構成比	
A	395会員	26.1%	81.0%	483会員	24.1%	74.9%
B	831会員	54.9%		1,018会員	50.8%	
C	197会員	13.0%	19.0%	362会員	18.0%	25.1%
D	78会員	5.1%		114会員	5.7%	
E	14会員	0.9%		28会員	1.4%	
合計	1,515会員	100.0%		2,005会員	100.0%	

3) 平均実施率（全設問数に対する「実施が確認できた設問数」の割合）

図表13 平均実施率

	平成22年度（平成23年4月26日現在）	平成21年度
設問数	75問	65問
平均実施率	93.5%	91.6%

⑤監査結果の詳細

1) 個別分析

イ 設問別実施率

今回、実施率が低い「反社会的勢力への対応」では、具体的態勢整備で理解不足が目立った。また、「本人確認」では、確認項目の理解不足や保存期間の誤解があった。

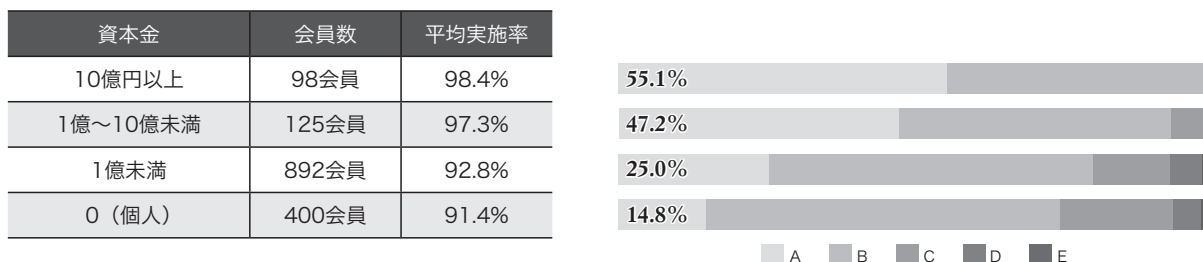
図表14 設問別実施率

項目	設問	実施率	項目	設問	実施率	項目	設問	実施率
①経営管理等	3	94.6%	⑦苦情等対応	4	95.5%	⑬書面の交付	8	95.4%
②法令等遵守	6	93.5%	⑧貸金主任者	1	89.6%	⑭取立て行為	4	90.8%
②-(2)反社会的	2	82.8%	⑨禁止行為	1	91.6%	⑮履歴の開示	3	92.6%
③個人情報	6	95.9%	⑨-(2)利息保証	4	92.7%	⑯債権譲渡等	2	97.5%
④外部委託	2	98.3%	⑩契約の説明	4	92.8%	⑰営業店登録	1	89.9%
⑤本人確認	2	82.2%	⑪過剰貸付け	12	95.9%	⑱過払金支払い	3	94.9%
⑥相談助言	4	95.2%	⑫広告の取扱	3	94.1%	合計	75	—
							平均実施率	92.8%

ロ 資本金別評価構成

A評価の構成比は、規模が大きい協会員ほど高く、個人事業者（資本金0）が低い。

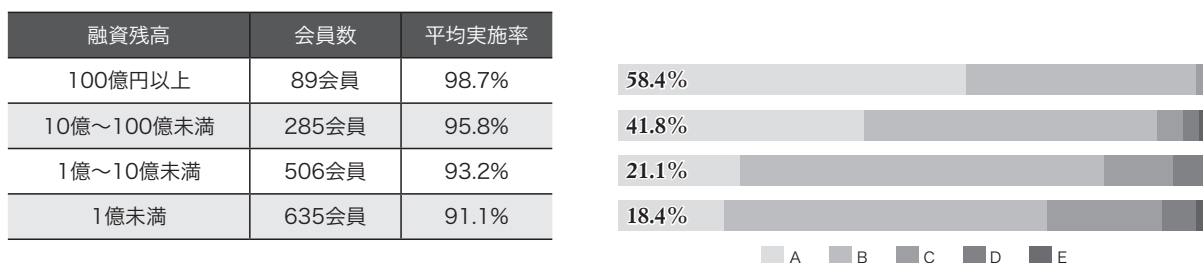
図表15 資本金別評価構成



ハ 融資残高別評価構成

資本金別と同様、規模が大きい協会員ほど、A評価の構成比が高い。

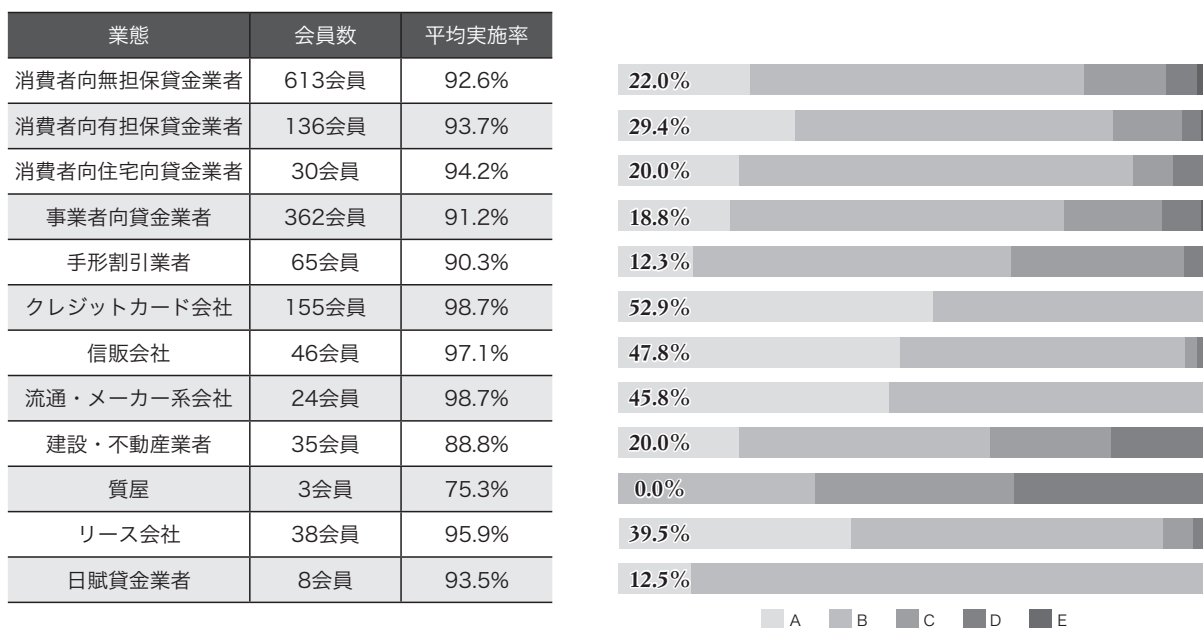
図表16 融資残高別評価構成



ニ 業態区分別評価構成

A評価の構成比は規模の大きい法人（クレジット・信販会社等）が高く、実施率も高いが、消費者向無担保貸金業者ならびに事業者向貸金業者は低い。

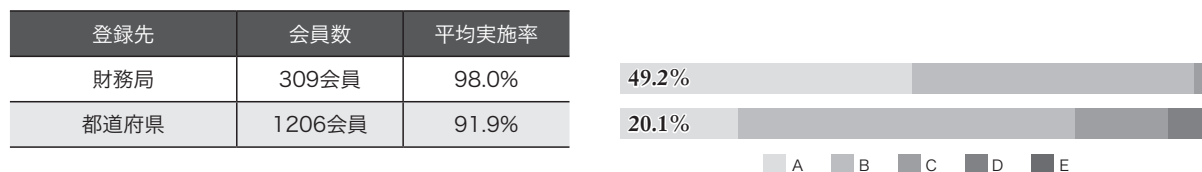
図表17 業態区分別評価構成



ホ 登録先別評価構成

財務局登録は、ほとんどが、概ね実施が良好と思われるA・B評価である（96.8%）。

図表18 登録先別評価構成



2) 昨年度書類監査結果との関係

平成21年度に続き、平成22年度もAまたはB評価は、全協会員1,515会員の66.0%にあたる1,000会員となった。

平成21年度C、DまたはE評価の288会員のうち166会員は、AまたはB評価となったが、122会員は2年連続C評価以下であった。なお、122会員のうち89会員は、3年連続C評価以下である。

図表19 昨年度書類監査との関係

		平成21年度書類監査評価					平成22年度 初回 (新規加入)	合計
		A	B	C	D	E		
平成22年度書類監査評価	A	2年連続AまたはB評価 1,000会員		(平成22年度にAまたはB評価になった会員) 166会員			15会員	395会員
	B						45会員	831会員
	C	(平成21年度A、B評価から平成22年度C、D、E評価となった会員) 136会員		2年連続C、DまたはE評価 122会員			21会員	197会員
	D						8会員	78会員
	E						2会員	14会員
小計		1,136会員		288会員			91会員	1,515会員

(平成23年4月26日現在の提出会員)

⑥今後の課題

- 書類監査および実地監査等で指摘した事項について「指摘事例集」および「改善の手引き」等を作成し、全協会員に周知するとともに改善指導を行う。
- 早急に指導が必要と思われる協会員、書類監査報告書未提出の協会員および2年連続C以下の会員は、特別監査を検討する。

4 貸金業務取扱主任者資格 試験・登録・講習

1 業務の概要

協会は、貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う指定試験機関として、平成21年6月に貸金業法に基づく内閣総理大臣の指定を受け、貸金業務取扱主任者資格試験の実施、貸金業務取扱主任者の登録および変更に関する事務を行っている。また、平成22年9月30日に貸金業法に基づく登録講習機関として金融庁長官の登録を受けたことから、貸金業務取扱主任者登録講習も実施している。

2 資格試験の実施

全国17試験地（25会場）において平成22年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。なお、試験の概要は以下のとおり。

試験日	平成22年11月21日（日）
受験申込者数	13,547人
受験者数	12,081人
受験率	89.2%
合格者数	3,979人
合格率	32.9%
合格発表日	平成23年1月12日（水）

3 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録および変更に関する事務を実施した。

平成22年度中の登録申請書の受付件数	8,186件
平成22年度中の登録完了通知の発送件数	20,750件
平成23年3月31日現在の登録主任者数	37,708人

4 登録講習機関の登録および講習の実施

平成22年9月30日、登録講習機関の登録を受けるとともに、講習事務規程の制定、講習講師の選定および講習教材の作成等、講習実施に向けた準備を行い、平成22年度貸金業務取扱主任者講習を3回実施した。

なお、講習の実施概要は以下のとおり。

講習会場	講習日	受講者数	修了者数
東京	平成23年1月27日（木）	124人	124人
大阪	平成23年2月3日（木）	62人	62人
福岡	平成23年2月24日（木）	23人	23人

5 | 行政協力事務

貸金業の登録申請・更新・変更等の申請書類受付事務を財務局や各都道府県から委託を受け、業務処理を実施している。

対応している主な行政協力事務	受付件数 ^(※1)
貸金業登録申請、登録更新申請の受付事務	920件
変更、廃業等の届出の受付事務	8,723件
貸金業を開始または、休止したときに要する届出書類等の各種届出の受付事務	1,730件
事業報告書、業務報告書の受付事務	4,803件

(※1) 受付件数は、平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）実績。

6 | 広報・啓発活動

1 業務の概要

国民経済の発展に貢献するため広報活動や金融知識の普及・啓発活動等を行っている。

① 広報活動

貸金業界全体の社会的評価や信頼の向上を目指し、協会の活動全般についてのディスクローズを積極的かつ幅広く行っている。また、協会員に対しても、毎月1日に発行する「JFSA news」等を通じて、活動内容や業法・業界関連情報、業務情報等を発信し、協會員の一体感を醸成しながら、業務の適正化や業界の健全化に役立っている。

② 啓発活動

多重債務の未然防止等の観点から、金銭・利息・貸金業や金融全般に関する基礎知識の普及・啓発活動を実施。さらに、ヤミ金融に代表される違法行為への注意喚起や、困った時のための苦情相談窓口の認知促進等にも努めている。

2 活動実績

	活動名	実施時期	概要
広報活動	広報誌による取組み	毎月 および 4半期毎	協会員に対し月刊誌「JFSA news」および季刊誌「季刊JFSA」を発行し、業務の適正化に資する情報、業界関連情報等を発信する。
	新聞広告等による取組み	随時	業界紙・関係諸団体の季刊誌等へ協会広告を掲載し、認知度向上等を図る。
	渉外活動による取組み	随時	プレスリリースの積極的な配信等により行政機関・関係諸団体・マスコミ等に対し、各種情報提供を実施。
消費者啓発活動	法改正広報活動	平成22年6月	改正貸金業法の完全施行により、影響を受ける資金需要者の混乱を防止し利益の保護を図る観点から、完全施行日（平成22年6月18日）と総量規制により大きな影響のある事項（年収の1/3・収入証明・配偶者同意書）等について、集中的にテレビCM、新聞、WEBへの広報活動を実施。
	消費者啓発用冊子の配布	平成23年1月	ローンやキャッシングの基礎知識をまとめたガイドブックを制作・配布（成人式用131,403部、消費生活センター19,142部）。
	出前講座等による取組み	随時	高等学校や大学等の教育現場や消費生活センター等各種団体主催のセミナー等に、当協会担当者が実際に出向き、金融に係る基礎知識・トラブル・悪質商法などをテーマとした講演を実施。（平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）実績：開催54回、参加者2,389名）

7

調査研究活動

1 業務の概要

貸金業が国民経済に果たす役割を踏まえながら、その現状と動向等について、適時調査・研究を実施して、必要に応じた企画立案等を行っている。

2 活動実績（平成23年4月末現在）

実施項目	時期	概要
月次実態調査	平成20年7月1日～ (以後毎月公表)	貸金市場の現状と動向を把握することを目的に協会員各社の協力を得て、残高規模動向等を月次で調査。結果は毎月ホームページで公表。 ※本白書第2章のコンテンツ
貸金業者の経営実態等に関する調査	平成22年11月	貸金業界の現状を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第3章のコンテンツ
貸金業法の完全施行後の影響等に関する調査	平成22年11月	資金需要者の動向および改正貸金業法の影響等を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第4章のコンテンツ
資金需要者等の現状と動向に関する調査	平成23年4月	改正貸金業法完全施行の影響および資金需要者の現状と動向を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第4章のコンテンツ
その他の調査	—	その他、協会運営や業界の健全な発展、資金需要者等の利益保護に資することを目的として各種調査を実施。

第1章

貸金業界の現状

1 金融庁貸金業関係統計資料

1 貸金業者数の推移

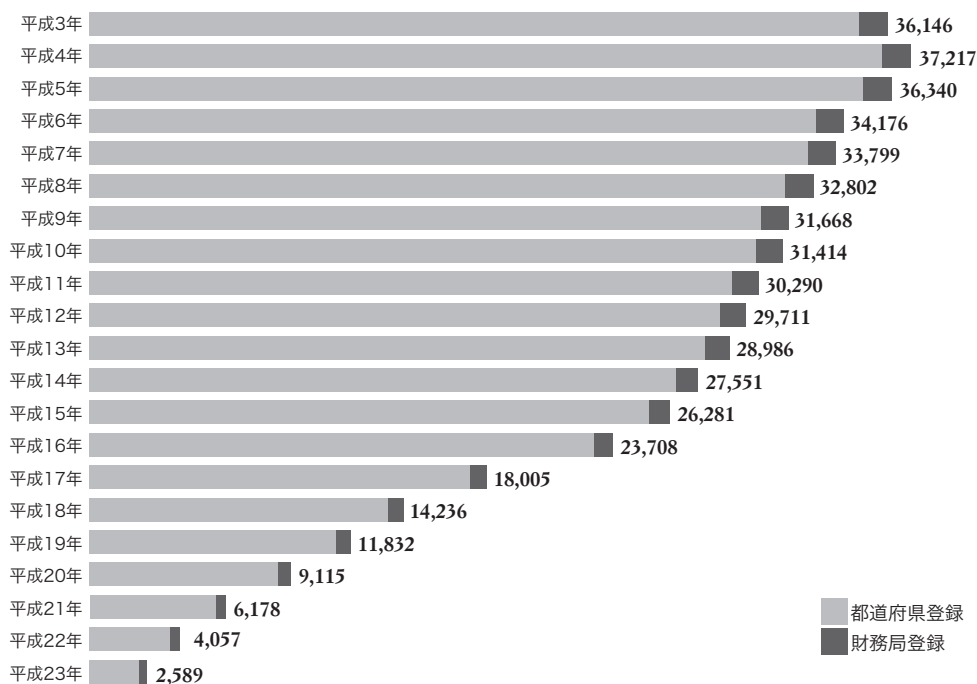
①各年度末の推移

貸金業者数は減少傾向にあり、平成23年3月末時点における貸金業者数は2,589社と、法改正直後の平成19年と比較すると、4分の1以下にまで減少している。

図表1-1 貸金業者の長期的な推移（平成3年～平成23年）

（単位：社）

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
都道府県登録	34,841	35,879	35,034	32,900	32,526	31,521	30,400	30,186	29,095	28,543	27,896
財務局登録	1,305	1,338	1,306	1,276	1,273	1,281	1,268	1,228	1,195	1,168	1,090
合計	36,146	37,217	36,340	34,176	33,799	32,802	31,668	31,414	30,290	29,711	28,986
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
都道府県登録	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240	
財務局登録	1,000	929	839	762	702	664	580	473	409	349	
合計	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	



（注1）各年3月末の数値。

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

②財務局、都道府県別

図表1-2 財務局、都道府県別貸金業者の推移（平成22年3月末、平成23年3月末）

（単位：社）

		平成22年	平成23年
関東財務局		188	166
東京都	1,037	733	
神奈川県	108	61	
埼玉県	73	42	
千葉県	58	36	
山梨県	18	12	
栃木県	13	12	
茨城県	32	15	
群馬県	24	18	
新潟県	18	13	
長野県	19	9	
小計	1,400	951	
関東管内合計	1,588	1,117	
近畿財務局		63	46
大阪府	350	230	
京都府	108	62	
兵庫県	162	97	
奈良県	29	10	
和歌山県	25	14	
滋賀県	28	12	
小計	702	425	
近畿管内合計	765	471	
北海道財務局		8	7
北海道	117	71	
小計	117	71	
北海道管内合計	125	78	
東北財務局		29	23
宮城県	64	41	
岩手県	25	12	
福島県	14	4	
秋田県	18	15	
青森県	28	19	
山形県	14	5	
小計	163	96	
東北管内合計	192	124	
東海財務局		28	26
愛知県	146	94	
静岡県	79	44	
三重県	41	23	
岐阜県	25	13	
小計	291	174	
東海管内合計	319	200	
北陸財務局		7	7
富山県	29	15	
石川県	26	15	
福井県	21	11	
小計	76	41	
北陸管内合計	83	48	
中国財務局		20	18
広島県	65	44	
山口県	43	27	
岡山県	68	37	
鳥取県	6	3	
島根県	4	2	
小計	186	113	
中国管内合計	206	131	
四国財務局		18	16
香川県	26	11	
徳島県	28	13	
愛媛県	55	31	
高知県	34	19	
小計	143	74	
四国管内合計	161	90	
九州財務局		17	13
熊本県	45	25	
大分県	29	10	
宮崎県	32	16	
鹿児島県	36	18	
小計	142	69	
九州管内合計	159	82	
福岡財務支局		27	18
福岡県	241	120	
佐賀県	13	11	
長崎県	60	28	
小計	314	159	
福岡管内合計	341	177	
沖縄総合事務局		4	4
沖縄県	114	67	
小計	114	67	
沖縄管内合計	118	71	
財務局計	409	349	
都道府県計	3,648	2,240	
総合計	4,057	2,589	

（注1）計数は、今後異動することがある。

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

2 貸付残高の推移

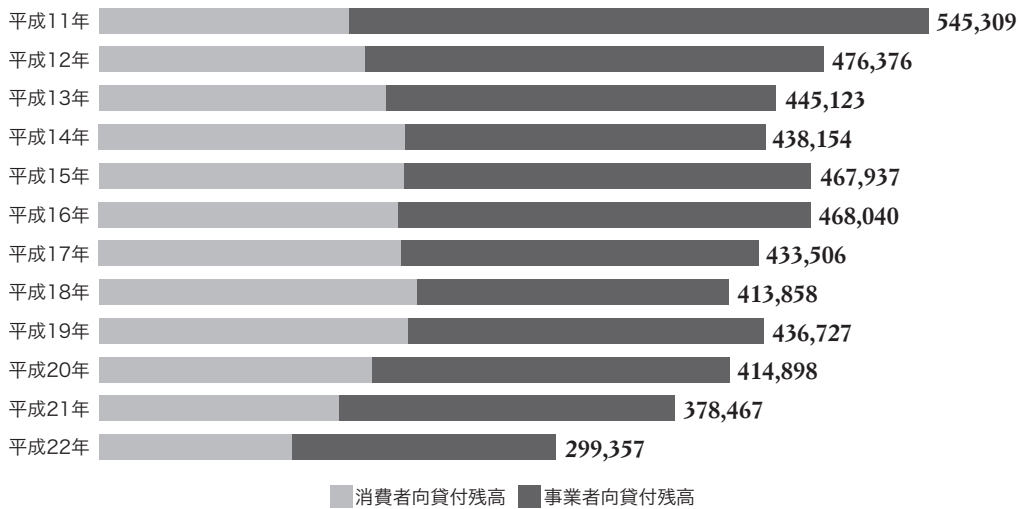
①消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

平成21年3月末から平成22年3月末までの1年間で、消費者向貸付残高は約3兆800億円、事業者向貸付残高は約4兆8,300億円減少している。

図表1-3 貸付残高推移（平成11年～平成22年）

(単位：億円)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
消費者向貸付残高	163,954	174,778	188,292	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477
事業者向貸付残高	381,354	301,598	256,831	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880
合計	545,309	476,376	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357



(注1) 各年3月末の数値。

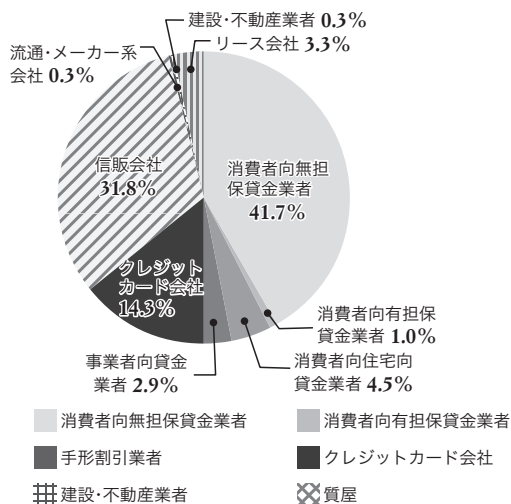
(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

②業態別の貸付残高

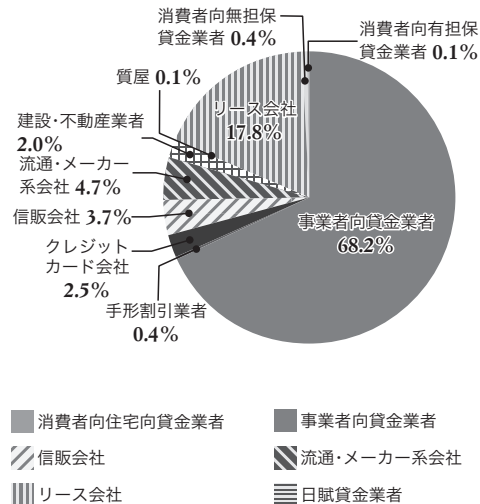
平成22年3月末時点においては、消費者向貸付の41.7%を「消費者向無担保貸金業者」が担っており、31.8%を「信販会社」が担っている。事業者向貸付については、「事業者向貸金業者」が68.2%を、17.8%を「リース会社」が担っている。

図表1-4 業態別 貸付残高割合

消費者向貸付残高割合（平成22年3月末）



事業者向貸付残高割合（平成22年3月末）



(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

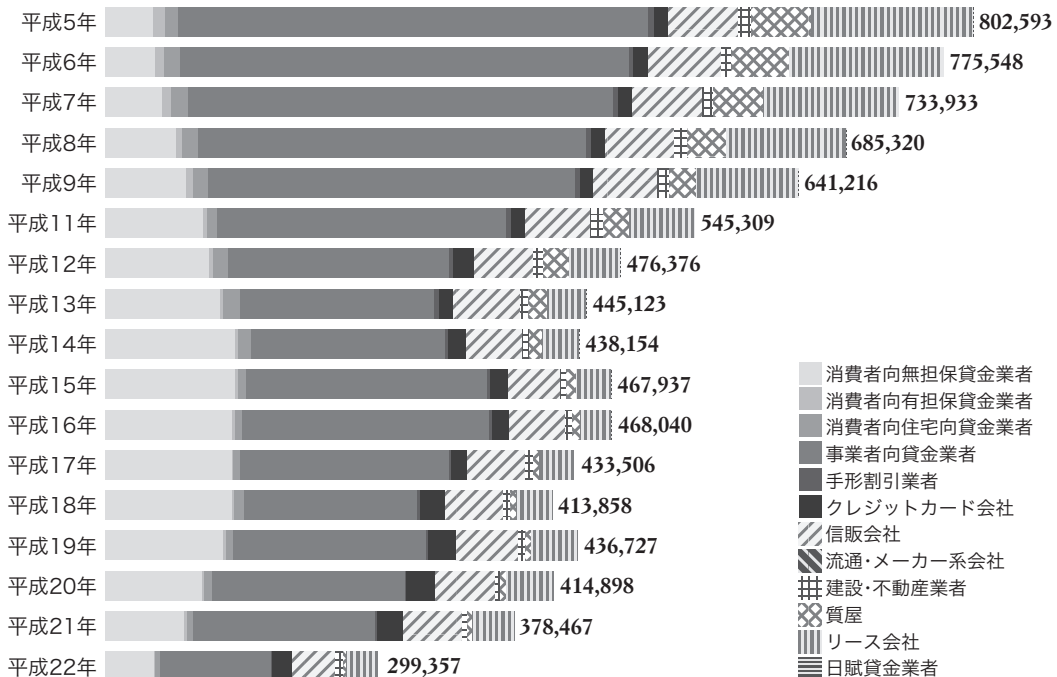
業態別の貸付残高構成比推移については、流通・メーカー系会社を除き、各業態ともに減少傾向にある。

図表1-5 業態別 貸付残高の推移（平成5年～平成22年）

（単位：億円）

	貸付残高																
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
消費者向無担保貸金業者	43,900	45,731	52,177	64,771	74,833	89,845	95,948	106,263	119,341	120,074	117,169	116,720	117,403	108,601	89,659	72,853	53,497
消費者向有担保貸金業者	11,424	8,481	8,172	6,065	5,768	4,185	3,514	2,755	2,877	2,187	2,288	1,824	1,285	2,408	1,653	1,933	1,351
消費者向住宅向貸金業者	11,964	14,326	15,643	14,843	14,137	8,589	13,751	15,054	12,427	8,067	7,226	5,751	9,183	7,154	6,992	6,158	5,719
事業者向貸金業者	434,092	415,441	393,910	358,489	339,906	267,382	204,360	179,977	178,909	222,336	228,062	193,333	160,580	177,810	178,547	168,546	121,551
手形割引業者	5,743	4,493	4,241	5,527	4,190	4,709	4,272	4,274	3,697	2,702	2,679	2,385	2,206	2,348	1,597	961	770
クレジットカード会社	13,482	13,012	12,657	12,586	12,391	13,228	19,268	12,888	16,233	16,828	16,202	14,706	23,345	25,413	26,334	24,635	22,381
信販会社	64,453	67,595	64,427	63,222	58,461	59,979	54,170	62,052	51,917	47,702	50,870	53,093	53,504	57,293	55,509	54,434	46,746
流通・メーカー系会社	11,504	9,403	10,316	12,024	11,274	11,764	9,547	6,882	5,632	5,412	6,765	6,903	6,552	6,631	4,044	4,317	8,463
建設・不動産業者	56,002	53,279	46,149	36,236	24,907	24,262	23,774	17,841	12,085	9,248	7,313	5,507	5,432	6,010	5,731	4,962	3,800
質屋	1,299	1,742	1,733	1,212	1,359	1,591	1,279	1,341	988	425	437	240	198	251	141	132	113
リース会社	148,349	141,559	124,120	109,539	93,381	59,117	45,797	35,035	33,350	32,375	28,416	32,379	33,495	42,496	44,543	39,435	34,891
日賦貸金業者	381	486	388	801	603	652	691	754	694	576	607	660	672	307	142	95	69
合計	802,593	775,548	733,933	685,320	641,216	545,309	476,376	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357

	貸付残高構成比																
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
消費者向無担保貸金業者	5.5%	5.9%	7.1%	9.5%	11.7%	16.5%	20.1%	23.9%	27.2%	25.7%	25.0%	26.9%	28.4%	24.9%	21.6%	19.2%	17.9%
消費者向有担保貸金業者	1.4%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%
消費者向住宅向貸金業者	1.5%	1.8%	2.1%	2.2%	2.2%	1.6%	2.9%	3.4%	2.8%	1.7%	1.5%	1.3%	2.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.9%
事業者向貸金業者	54.1%	53.6%	53.7%	52.3%	53.0%	49.0%	42.9%	40.4%	40.8%	47.5%	48.7%	44.6%	38.8%	40.7%	43.0%	44.5%	40.6%
手形割引業者	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	0.7%	0.9%	0.9%	1.0%	0.8%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%
クレジットカード会社	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	2.4%	4.0%	2.9%	3.7%	3.6%	3.5%	3.4%	5.6%	5.8%	6.3%	6.5%	7.5%
信販会社	8.0%	8.7%	8.8%	9.2%	9.1%	11.0%	11.4%	13.9%	11.8%	10.2%	10.9%	12.2%	12.9%	13.1%	13.4%	14.4%	15.6%
流通・メーカー系会社	1.4%	1.2%	1.4%	1.8%	1.8%	2.2%	2.0%	1.5%	1.3%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.5%	1.0%	1.1%	2.8%
建設・不動産業者	7.0%	6.9%	6.3%	5.3%	3.9%	4.4%	5.0%	4.0%	2.8%	2.0%	1.6%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%
質屋	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
リース会社	18.5%	18.3%	16.9%	16.0%	14.6%	10.8%	9.6%	7.9%	7.6%	6.9%	6.1%	7.5%	8.1%	9.7%	10.7%	10.4%	11.7%
日賦貸金業者	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(注1) 平成10年は未集計。
 (注2) 各年3月末の数値。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

図表1-6 (参考) 貸金業者の業態分類

業 態	定 義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分以上）のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの （⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの （⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの （⑩と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの （⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの （⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

3 業態別貸付金利

図表1-7 業態別貸付金利（平成22年3月末）

業態	業者数 (*2)	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円) (*3)	構成比	金利 (%) (*4)	うち 無担保残高 (億円)(*3)	金利 (%) (*4)	残高 (億円) (*3)	構成比	金利 (%) (*4)	残高 (億円) (*3)	構成比	金利 (%) (*4)
消費者向無担保貸付金業者	1,039	52,794	41.7%	19.59	48,899	19.96	703	0.4%	10.78	53,497	17.9%	19.47
大手(*1)	11	48,534	38.4%	19.47	44,760	19.85	462	0.3%	10.45	48,997	16.4%	19.39
大手以外	1,028	4,259	3.4%	20.93	4,139	21.14	241	0.1%	11.41	4,500	1.5%	20.42
消費者向有担保貸付金業者	208	1,205	1.0%	9.13	188	23.49	146	0.1%	8.31	1,351	0.5%	9.04
消費者向住宅向貸付金業者	67	5,646	4.5%	3.33	31	3.81	73	0.0%	2.78	5,719	1.9%	3.33
事業者向貸付金業者	907	3,629	2.9%	7.07	1,030	14.63	117,921	68.2%	1.96	121,551	40.6%	2.11
手形割引業者	151	10	0.0%	10.48	6	12.08	759	0.4%	9.61	770	0.3%	9.62
クレジットカード会社	143	18,054	14.3%	16.25	17,385	16.78	4,327	2.5%	1.59	22,381	7.5%	13.41
信販会社	106	40,277	31.8%	16.02	39,360	16.31	6,468	3.7%	2.09	46,746	15.6%	14.10
流通・メーカー系会社	41	382	0.3%	4.49	92	12.61	8,081	4.7%	1.24	8,463	2.8%	1.38
建設・不動産業者	157	342	0.3%	9.10	25	13.00	3,457	2.0%	4.92	3,800	1.3%	5.29
質屋	51	21	0.0%	20.56	10	23.02	92	0.1%	9.96	113	0.0%	11.92
リース会社	86	4,113	3.3%	2.53	175	2.98	30,778	17.8%	3.26	34,891	11.7%	3.18
日賦貸付業者	98	-	-	-	-	-	69	0.0%	51.87	69	0.0%	51.87
合計	3,054	126,477	100.0%	16.16	107,207	18.02	172,880	100.0%	2.31	299,357	100.0%	8.16

(注1) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(*1) 「消費者向無担保貸付金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(*2) 業者数は、業務報告書提出業者（3,472）のうち、貸付残高のない業者（418）を除いたものである。

(*3) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(*4) 「金利」は「平均約定金利」である。

(出典：金融庁貸付金業関係統計資料集)

4 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

図表1-8 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成22年3月末）

業態	業者数 (*2)	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		件数(件) (*3)	残高 (億円) (*4)	1件当たり 平均貸付 残高(千円)	うち 無担保件数 (件)(*3)	うち 無担保残高 (億円)(*4)	1件当たり 平均貸付 残高(千円)	件数(件) (*3)	残高 (億円) (*4)	1件当たり 平均貸付 残高(千円)	件数(件) (*3)	残高 (億円) (*4)
消費者向無担保貸付金業者	1,039	9,881,606	52,794	534	9,767,892	48,899	501	22,603	703	3,110	9,904,209	53,497
大手(*1)	11	8,358,943	48,534	581	8,251,608	44,760	542	10,256	462	4,505	8,369,199	48,997
大手以外	1,028	1,522,663	4,259	280	1,516,284	4,139	273	12,347	241	1,952	1,535,010	4,500
消費者向有担保貸付金業者	208	87,735	1,205	1,373	66,376	188	283	2,636	146	5,539	90,371	1,351
消費者向住宅向貸付金業者	67	62,471	5,646	9,038	4,766	31	650	162	73	45,062	62,633	5,719
事業者向貸付金業者	907	425,064	3,629	854	399,643	1,030	258	189,774	117,921	62,138	614,838	121,551
手形割引業者	151	1,442	10	693	1,250	6	480	40,054	759	1,895	41,496	770
クレジットカード会社	143	14,552,464	18,054	124	14,544,491	17,385	120	11,597	4,327	37,311	14,564,061	22,381
信販会社	106	30,168,583	40,277	134	30,155,306	39,360	131	12,161	6,468	53,186	30,180,744	46,746
流通・メーカー系会社	41	43,731	382	874	41,131	92	224	3,624	8,081	222,986	47,355	8,463
建設・不動産業者	157	10,009	342	3,417	4,912	25	509	11,752	3,457	29,416	21,761	3,800
質屋	51	4,955	21	424	4,007	10	250	1,598	92	5,757	6,553	113
リース会社	86	91,479	4,113	4,496	63,022	175	278	14,518	30,778	211,999	105,997	34,891
日賦貸付業者	98	-	-	-	-	-	-	18,225	69	379	18,225	69
合計	3,054	55,329,539	126,477	229	55,052,796	107,207	195	328,704	172,880	52,594	55,658,243	299,357

(注1) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(*1) 「消費者向無担保貸付金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(*2) 業者数は、業務報告書提出業者（3,472）のうち、貸付残高のない業者（418）を除いたものである。

(*3) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

(*4) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸付金業関係統計資料集)

5 貸付残高規模別貸付残高

①消費者向無担保貸付金業者

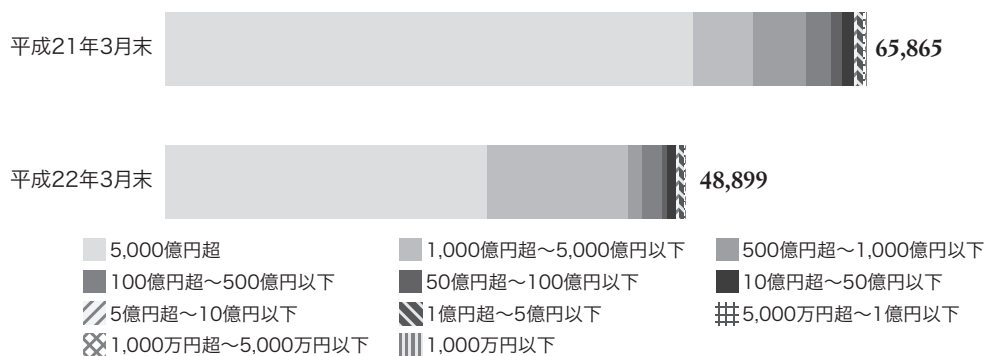
消費者向無担保貸付残高は、平成21年3月末から平成22年3月末までの1年間で約1兆7,000億円、件数では約360万件の減少となっており、特に貸付残高規模5,000億円超の貸付業者では約1兆9,300億円、件数では約310万件の減少とその幅が大きい。

図表1-9 消費者向無担保貸付金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	平成21年3月末							平成22年3月末						
	該当業者数	消費者向無担保貸付残高						該当業者数	消費者向無担保貸付残高					
		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)
5,000億円超	6	0.4	49,579	75.3	8,849,447	66.3	560	4	0.4	30,217	61.8	5,741,956	58.8	526
1,000億円超～5,000億円以下	3	0.2	5,660	8.6	974,452	7.3	581	5	0.5	13,278	27.2	2,351,645	24.1	565
500億円超～1,000億円以下	6	0.4	4,922	7.5	755,722	5.7	651	2	0.2	1,264	2.6	158,007	1.6	800
100億円超～500億円以下	11	0.7	2,437	3.7	1,442,836	10.8	169	10	1.0	1,957	4.0	639,654	6.5	306
50億円超～100億円以下	13	0.8	948	1.4	378,829	2.8	250	5	0.5	396	0.8	119,301	1.2	332
10億円超～50億円以下	53	3.2	1,166	1.8	425,743	3.2	274	42	4.0	889	1.8	358,020	3.7	248
5億円超～10億円以下	40	2.4	284	0.4	122,087	0.9	233	35	3.4	249	0.5	99,486	1.0	250
1億円超～5億円以下	242	14.5	550	0.8	245,397	1.8	224	188	18.1	422	0.9	183,801	1.9	230
5,000万円超～1億円以下	174	10.5	123	0.2	53,318	0.4	231	146	14.1	104	0.2	50,463	0.5	206
1,000万円超～5,000万円以下	655	39.3	169	0.3	88,260	0.7	191	400	38.5	110	0.2	59,108	0.6	186
1,000万円以下	462	27.7	22	0.0	16,317	0.1	135	202	19.4	10	0.0	6,451	0.1	155
合計	1,665	100.0	65,865	100.0	13,352,408	100.0	493	1,039	100.0	48,899	100.0	9,767,892	100.0	501

■ 貸付残高規模別貸付残高（消費者向無担保貸付）

（単位：億円）



(注1) 上記は、各業者の消費者向無担保貸付残高規模ごとに分類したものである。

(注2) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(*1) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸付金業関係統計資料集)

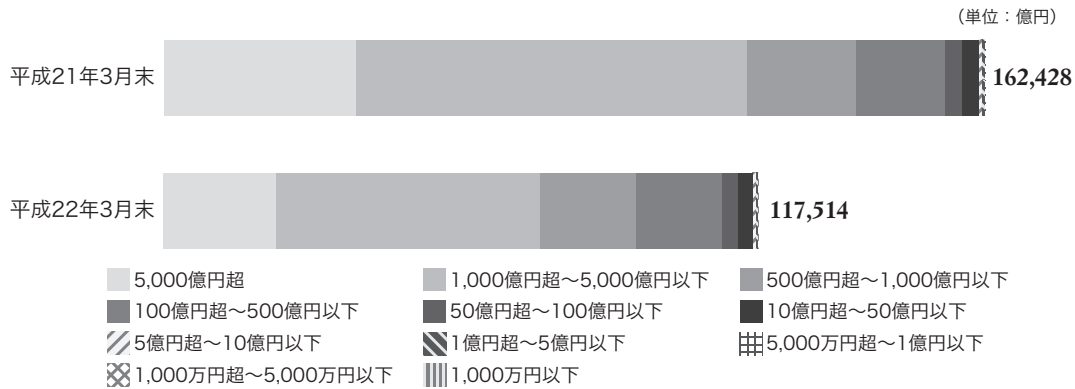
②事業者向貸金業者

事業者向貸付残高については、平成21年3月末から平成22年3月末までの1年間で約4兆5,000億円減少しており、規模別では、貸付残高規模5,000億円超の貸金業者で約1兆5,600億円、貸付残高規模1,000億超～5,000億円以下の貸金業者で約2兆5,200億円の貸付残高が減少している。

図表1-10 事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	平成21年3月末							平成22年3月末						
	該当業者数	事業者向貸付残高						該当業者数	事業者向貸付残高					
		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (百万円)		構成比 (%)	残高 (億円) (*1)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (百万円)
5,000億円超	5	0.4	37,854	23.3	31,110	13.5	121.7	3	0.3	22,214	18.9	20,279	11.4	109.5
1,000億円超～5,000億円以下	37	3.1	77,361	47.6	7,423	3.2	1042.2	26	2.9	52,119	44.4	2,911	1.6	1790.4
500億円超～1,000億円以下	32	2.7	21,552	13.3	48,305	21.0	44.6	27	3.0	18,963	16.1	70,382	39.4	26.9
100億円超～500億円以下	76	6.4	17,665	10.9	100,112	43.6	17.6	66	7.3	17,031	14.5	44,354	24.8	38.4
50億円超～100億円以下	46	3.9	3,298	2.0	4,382	1.9	75.3	44	4.9	3,184	2.7	10,355	5.8	30.7
10億円超～50億円以下	138	11.7	3,281	2.0	11,896	5.2	27.6	121	13.3	2,905	2.5	12,608	7.1	23.0
5億円超～10億円以下	93	7.9	679	0.4	7,920	3.4	8.6	63	6.9	456	0.4	3,479	1.9	13.1
1億円超～5億円以下	235	19.8	550	0.3	9,059	3.9	6.1	193	21.3	496	0.4	6,453	3.6	7.7
5,000万円超～1億円以下	152	12.8	110	0.1	4,962	2.2	2.2	117	12.9	88	0.1	3,754	2.1	2.3
1,000万円超～5,000万円以下	251	21.2	67	0.0	3,733	1.6	1.8	184	20.3	50	0.0	3,605	2.0	1.4
1,000万円以下	119	10.1	6	0.0	873	0.4	0.7	63	6.9	3	0.0	391	0.2	0.8
合計	1,184	100.0	162,428	100.0	229,775	100.0	70.7	907	100.0	117,514	100.0	178,571	100.0	65.8

■ 貸付残高規模別貸付残高（事業者向貸付）



(注1) 計表外の貸付けとして上記のほか手形割引約406億円がある。

(注2) 上記は、各業者の事業者向貸付残高規模ごとに分類したものである。

(注3) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(*1) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

⑥ 苦情、相談・照会件数

平成21年度においては、平成20年度と比較して、苦情件数が41.9%（3,652件）、相談・照会件数は16.1%（5,815件）の減少となっている。

図表1-11 平成20年4月以降の苦情等件数

区 分	平成 20 年度					平成 21 年度				
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
苦情等受付件数	11,615	11,083	11,486	10,744	44,928	10,156	8,220	8,656	8,429	35,461
うち無登録業者に係るもの	4,107	3,690	3,449	2,997	14,243	2,571	2,073	1,889	1,734	8,267
取立て行為	378	431	691	350	1,850	243	162	154	157	716
契約内容	154	163	185	120	622	106	59	50	54	269
金利	203	155	154	124	636	128	96	73	95	392
年金担保	5	8	6	22	41	10	5	6	8	29
帳簿の開示	774	552	481	586	2,393	645	412	350	277	1,684
過剰貸付け	8	8	6	2	24	10	8	4	9	31
行政当局詐称、登録業者詐称	151	129	147	74	501	96	55	23	14	188
保証契約	38	47	18	17	120	14	14	16	33	77
広告・勧誘（詐称以外）	69	93	58	34	254	40	19	33	23	115
その他	656	540	520	554	2,270	508	395	334	321	1,558
苦情計	2,436	2,126	2,266	1,883	8,711	1,800	1,225	1,043	991	5,059
債務整理等	1,540	1,551	1,625	1,423	6,139	1,039	525	595	622	2,781
金利	187	165	209	153	714	166	91	92	90	439
相談先	205	193	263	289	950	203	104	320	163	790
登録確認（無登録の疑いあり）	2,922	2,983	3,088	2,979	11,972	2,672	2,257	2,392	2,146	9,467
制度改正要望	28	19	14	26	87	40	31	35	40	146
法令解釈等	307	325	365	390	1,387	1,047	961	1,159	1,282	4,449
その他	3,990	3,721	3,656	3,601	14,968	3,189	3,026	3,020	3,095	12,330
相談・照会計	9,179	8,957	9,220	8,861	36,217	8,356	6,995	7,613	7,438	30,402

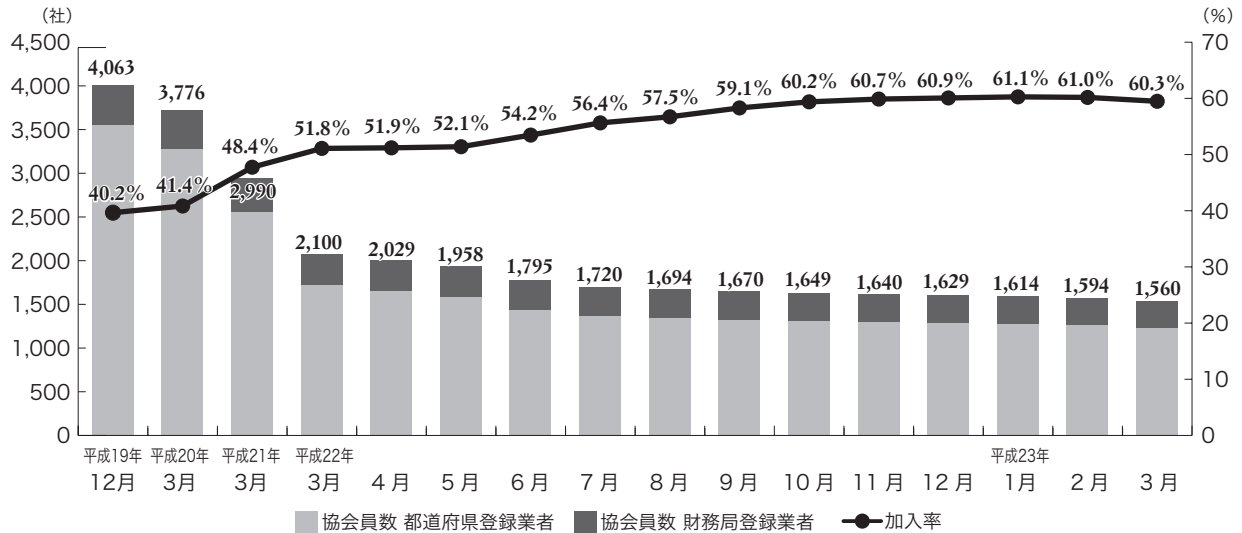
（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

2 日本貸金業協会 月次統計資料

1 協会員数の推移

平成19年12月の協会設立から、平成23年3月末までの協会員数の推移は下記のとおり。協会員数は減少、加入率（登録業者数における協会員数の割合）は、長期的には増加傾向ではあるが、平成22年10月以降はほぼ横ばいで推移している。

図表1-12 協会員数と加入率の推移



(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

② 協会の構成

協会は、貸金業を営む多種多様な業態の業者が存在するほか、その規模も大小さまざまな構成となっている。

① 業態別協会の構成

加入協会員を下記12業態で分類した時の貸金業者数、貸付残高は下記のとおり。

図表1-13 業態別貸金業者数・貸付残高

業態	貸金業者数(*1)		貸付残高(*2)	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
消費者向無担保貸金業者	634	40.6%	6,228,944	34.5%
消費者向有担保貸金業者	139	8.9%	70,633	0.4%
消費者向住宅向貸金業者	30	1.9%	273,001	1.5%
事業者向貸金業者	374	24.0%	1,498,506	8.3%
手形割引業者	66	4.2%	50,108	0.3%
クレジットカード会社	157	10.1%	3,165,076	17.5%
信販会社	46	2.9%	3,705,364	20.5%
流通・メーカー系会社	25	1.6%	1,926,980	10.7%
建設・不動産業者	39	2.5%	101,687	0.6%
質屋	3	0.2%	1,382	0.0%
リース会社	39	2.5%	1,042,833	5.8%
日賦貸金業者	8	0.5%	162	0.0%
合計	1,560	100.0%	18,064,676	100.0%

(*1) 貸金業者数は、平成23年3月末時点の数値。

(*2) 貸付残高は、平成22年2月までに受領した事業報告書に基づく直近決算年度の数値。

(出典：日本貸金業協会)

② 規模別協会の構成

加入協会員を規模別（資本金別および貸付残高別）に分類すると下記のとおり。

図表1-14 資本金別協会の状況

	貸金業者数(*1)		貸付残高(*2)	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
個人	412	26.4%	30,143	0.2%
法人	1,148	73.6%	18,034,533	99.8%
2,000万円未満	339	21.7%	373,546	2.1%
5,000万円未満	325	20.8%	328,366	1.8%
5,000万円以上	484	31.1%	17,332,621	95.9%
合計	1,560	100.0%	18,064,676	100.0%

(*1) 貸金業者数は、平成23年3月末時点の数値。

(*2) 貸付残高は、平成22年2月までに受領した事業報告書に基づく直近決算年度の数値。

(出典：日本貸金業協会)

図表1-15 貸付残高別協会の状況

	貸金業者数(*1)		貸付残高(*2)	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
1,000万円未満	219	14.0%	322	0.0%
1億円未満	446	28.6%	20,449	0.1%
500億円未満	850	54.5%	2,200,348	12.2%
5,000億円未満	33	2.1%	5,376,285	29.8%
5,000億円以上	12	0.8%	10,467,272	57.9%
合計	1,560	100.0%	18,064,676	100.0%

(*1) 貸金業者数は、平成23年3月末時点の数値。

(*2) 貸付残高は、平成22年2月までに受領した事業報告書に基づく直近決算年度の数値。

(出典：日本貸金業協会)

3 貸付残高の推移

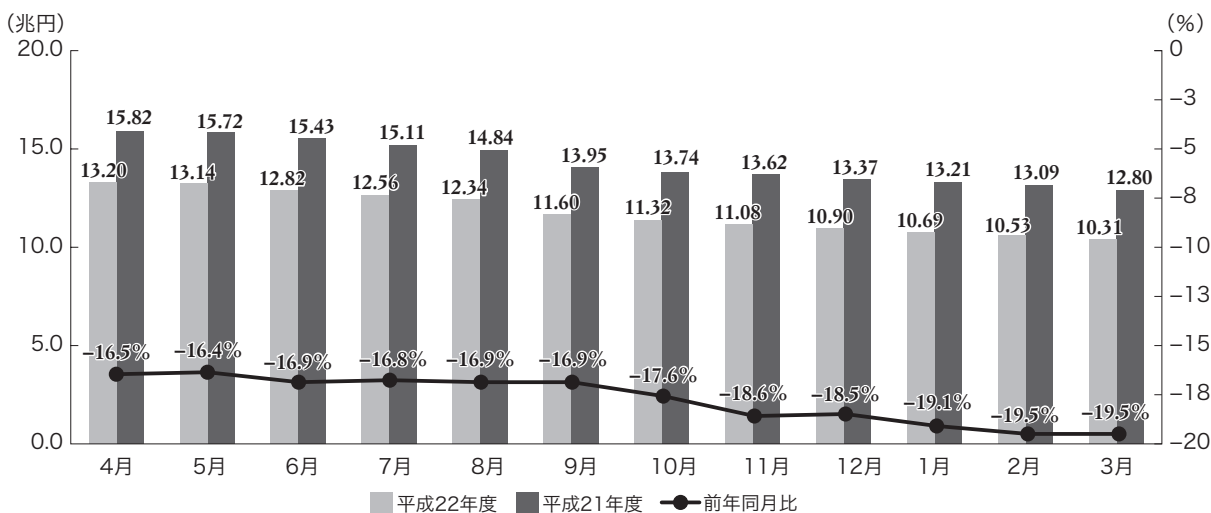
① 貸付残高の推移（全体）

平成21年度、平成22年度における貸付残高を比較すると、年平均17.8%^(*) 貸付残高が減少している。また、平成22年度末と前年度末の貸付残高を比較すると-19.5%に落ち込んでおり、減少傾向が進んでいる。

図表1-16 月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	15,822,075	15,729,805	15,439,167	15,111,626	14,845,883	13,959,072	13,746,708	13,624,715	13,376,239	13,219,880	13,090,935	12,808,975
平成22年度	13,208,746	13,149,546	12,826,378	12,565,326	12,342,745	11,601,865	11,324,742	11,085,796	10,906,340	10,696,273	10,538,582	10,317,131
前年同月比	-16.5%	-16.4%	-16.9%	-16.8%	-16.9%	-16.9%	-17.6%	-18.6%	-18.5%	-19.1%	-19.5%	-19.5%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

(*) 平成22年度（平成22年4月から平成23年3月）における前年同月比を加算し12で除した値。

②業態別貸付残高の推移

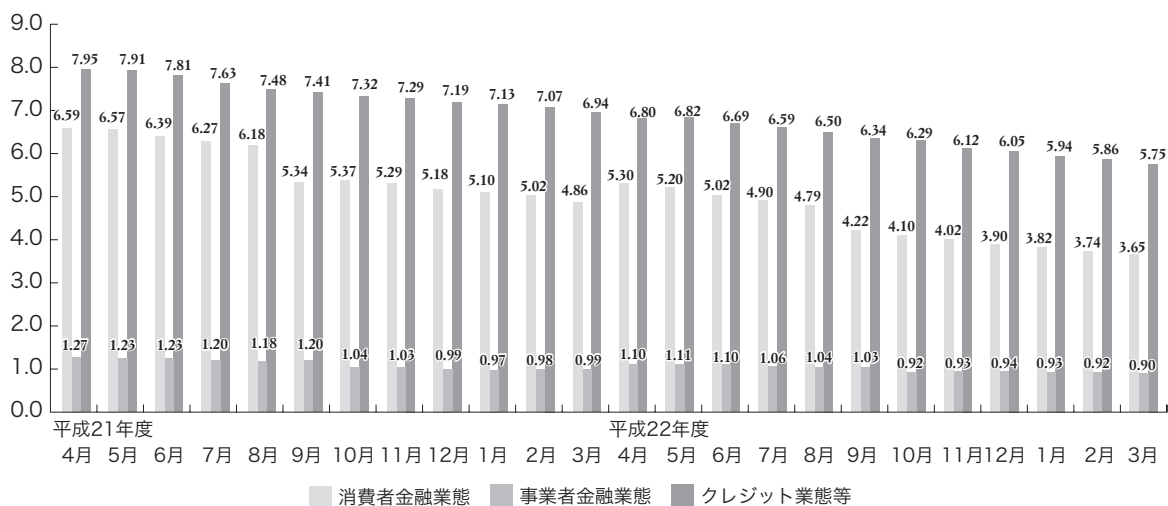
業態別貸付残高の推移については、全体的に下降傾向であり、平成22年度末と前年度末の貸付残高を比較すると、消費者金融業態、クレジット業態ともに約1兆2,000億円の減少が見られる。

図表1-17 業態別月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	消費者金融業態	6,591,571	6,571,612	6,391,144	6,277,079	6,180,441	5,340,866	5,376,501	5,295,222	5,183,222	5,105,004	5,023,491	4,866,621
	事業者金融業態	1,278,237	1,239,780	1,236,966	1,203,068	1,180,567	1,200,654	1,042,447	1,036,430	998,174	977,980	989,702	993,913
	クレジット業態等	7,952,267	7,918,413	7,811,057	7,631,479	7,484,875	7,417,552	7,327,760	7,293,062	7,194,843	7,136,893	7,077,738	6,948,441
	全体	15,822,075	15,729,805	15,439,167	15,111,626	14,845,883	13,959,072	13,746,708	13,624,715	13,376,239	13,219,876	13,090,931	12,808,975
平成22年度	消費者金融業態	5,301,758	5,208,950	5,029,228	4,905,828	4,791,532	4,224,517	4,103,090	4,020,928	3,903,393	3,823,570	3,744,598	3,653,824
	事業者金融業態	1,100,556	1,112,118	1,102,743	1,061,069	1,047,551	1,031,174	924,418	937,679	944,336	932,047	929,634	904,442
	クレジット業態等	6,806,432	6,828,478	6,694,406	6,598,429	6,503,662	6,346,174	6,297,235	6,127,189	6,058,611	5,940,656	5,864,351	5,758,864
	全体	13,208,746	13,149,546	12,826,378	12,565,326	12,342,745	11,601,865	11,324,742	11,085,796	10,906,340	10,696,273	10,538,582	10,317,131

(兆円)



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

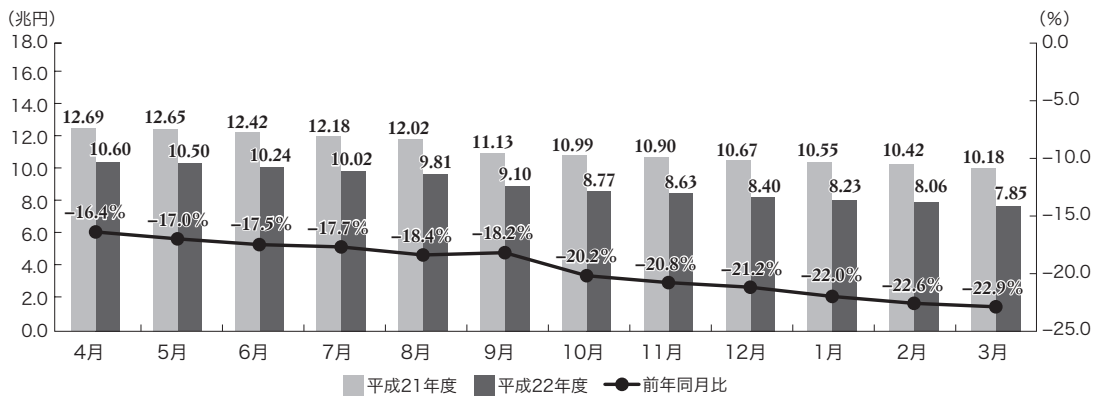
③貸付種別貸付残高の直近2年間の推移

平成21年度における貸付残高と、平成22年度における貸付残高を比較すると、消費者向貸付残高は月平均19.6%^(*)、事業者向貸付残高は、月平均10.5%^(*)、残高が減少している。前年同月比は、平成22年4月時点では消費者向貸付が16.4%、事業者向貸付では16.8%減少しているが、平成23年3月時点においては、消費者向貸付が-22.9%と減少幅が拡大する傾向にあるのに対し、事業者向貸付では6.2%の減少に留まっている。

図表1-18 消費者向貸付 月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	12,696,710	12,653,089	12,426,587	12,182,955	12,020,621	11,137,484	10,996,313	10,907,282	10,674,013	10,550,304	10,427,617	10,182,148
平成22年度	10,609,275	10,504,770	10,248,124	10,020,894	9,810,917	9,109,491	8,772,991	8,635,943	8,407,328	8,231,663	8,068,141	7,854,440
前年同月比	-16.4%	-17.0%	-17.5%	-17.7%	-18.4%	-18.2%	-20.2%	-20.8%	-21.2%	-22.0%	-22.6%	-22.9%



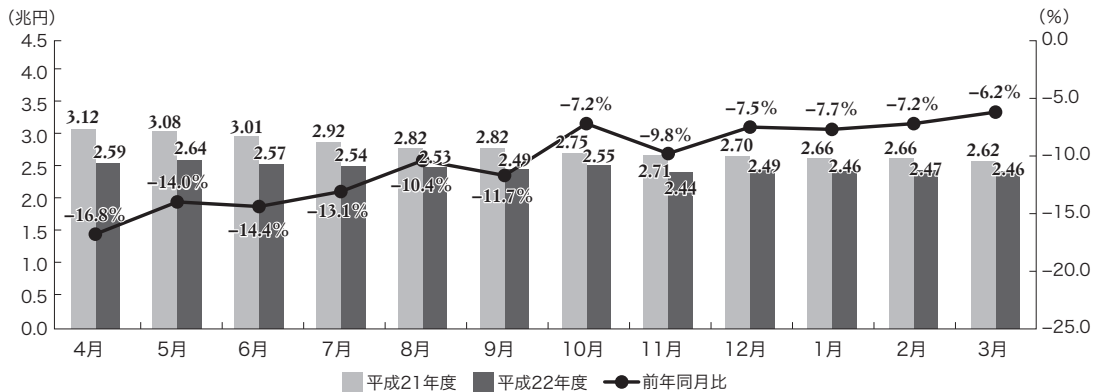
(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

図表1-19 事業者向貸付 月末貸付残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	3,125,365	3,076,715	3,012,580	2,928,671	2,825,262	2,821,588	2,750,395	2,717,432	2,702,226	2,669,576	2,663,318	2,626,828
平成22年度	2,599,471	2,644,775	2,578,253	2,544,432	2,531,828	2,492,374	2,551,751	2,449,853	2,499,012	2,464,610	2,470,441	2,462,691
前年同月比	-16.8%	-14.0%	-14.4%	-13.1%	-10.4%	-11.7%	-7.2%	-9.8%	-7.5%	-7.7%	-7.2%	-6.2%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

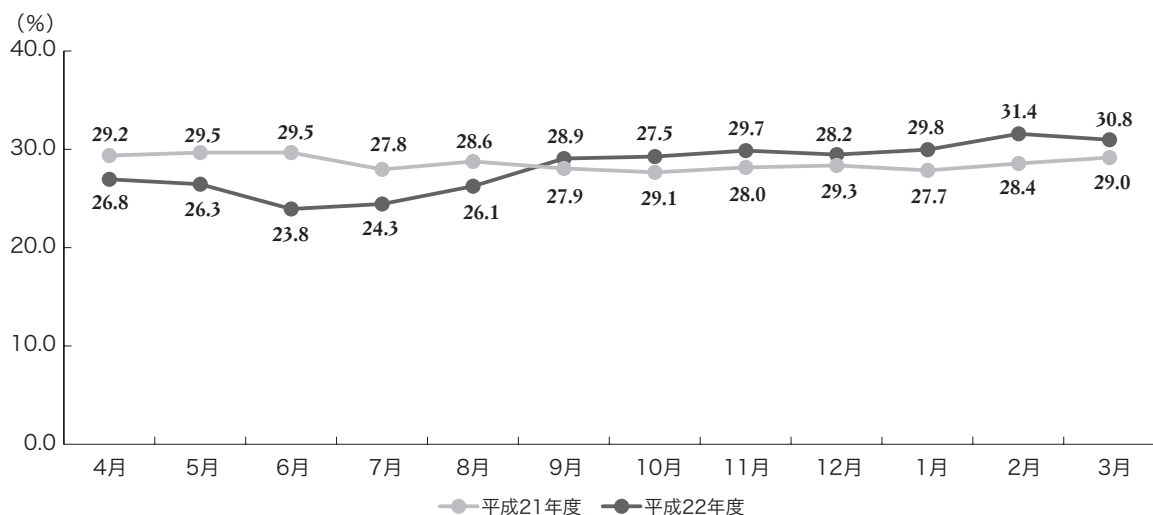
(*) 平成22年度（平成22年4月から平成23年3月）における前年同月比を加算し12で除した値。

4 成約率の推移

平成21年4月以降、消費者向無担保貸付の成約率は低下傾向にあったが、平成22年6月以降、緩やかな上昇傾向が見られる。

図表1-20 成約率（消費者向無担保貸付）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	29.2%	29.5%	29.5%	27.8%	28.6%	27.9%	27.5%	28.0%	28.2%	27.7%	28.4%	29.0%
平成22年度	26.8%	26.3%	23.8%	24.3%	26.1%	28.9%	29.1%	29.7%	29.3%	29.8%	31.4%	30.8%



(注1) 消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数／当月申込件数）。

(注2) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、ここでは平成22年度各月の対象社をベースとしている。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

5 貸付種別月間契約数

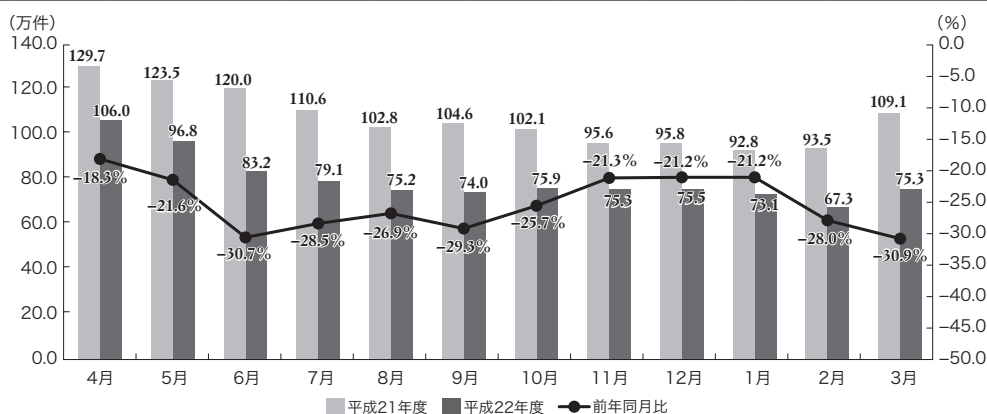
①消費者向貸付月間契約数の推移

直近2年間における消費者向貸付月間契約数については減少傾向にあり、平成22年度末と前年度末を比較してみると、約33万件、30.9%の減少が見られる。

図表1-21 消費者向貸付月間契約数の推移

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	1,297,566	1,235,101	1,200,570	1,106,796	1,028,889	1,046,996	1,021,720	956,863	958,555	928,452	935,155	1,090,876
平成22年度	1,060,174	968,605	832,446	791,877	752,126	740,129	759,464	752,939	755,214	731,515	673,236	753,728
前年同月比	-18.3%	-21.6%	-30.7%	-28.5%	-26.9%	-29.3%	-25.7%	-21.3%	-21.2%	-21.2%	-28.0%	-30.9%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

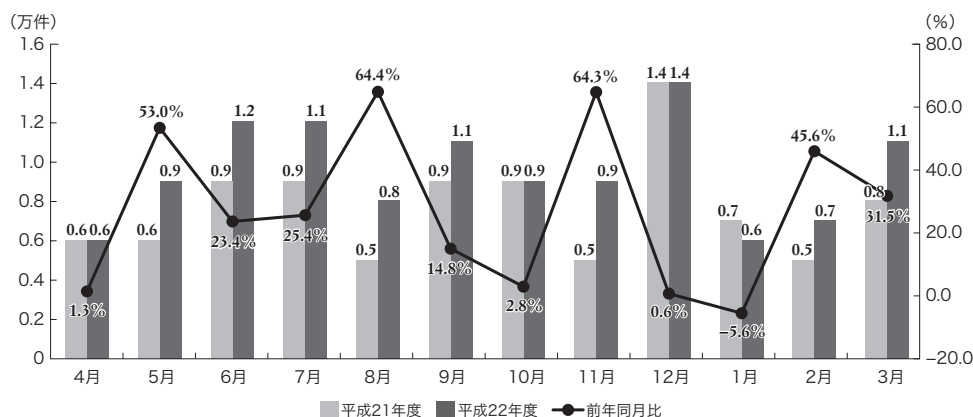
②事業者向貸付月間契約数の推移

事業者向貸付月間契約数の増減は、一定ではないが、前年同月との比較においては増加傾向を示している。

図表1-22 事業者向貸付月間契約数の推移

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	6,865	6,206	9,873	9,559	5,320	9,938	9,189	5,941	14,460	7,245	5,412	8,587
平成22年度	6,951	9,497	12,181	11,986	8,745	11,413	9,443	9,762	14,553	6,838	7,882	11,290
前年同月比	1.3%	53.0%	23.4%	25.4%	64.4%	14.8%	2.8%	64.3%	0.6%	-5.6%	45.6%	31.5%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

6 店舗数の推移

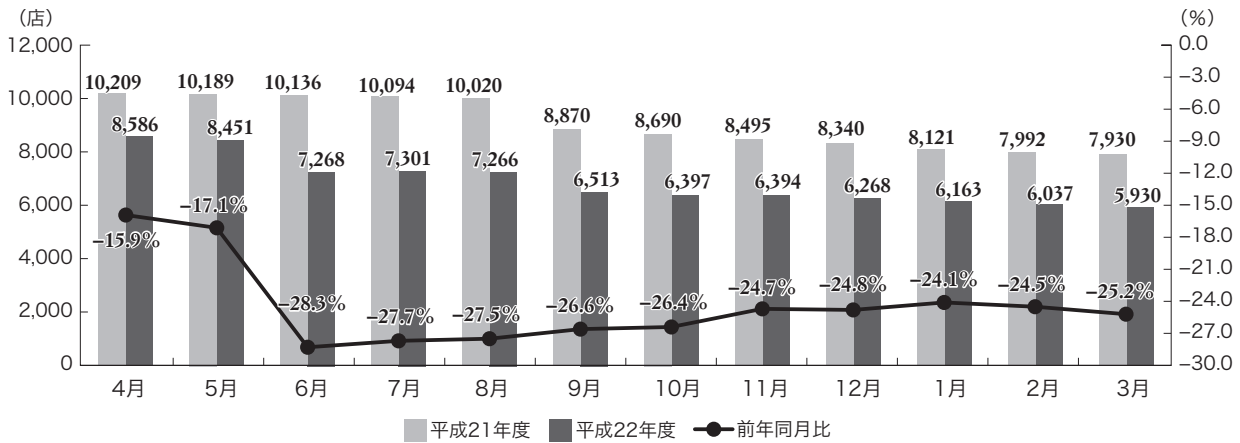
① 有人・無人店舗数の推移

平成21年4月と平成23年3月における店舗数を比較すると、全体では4,279、有人店舗数では677、無人店舗数では3,602減少しており、特に無人店舗の減少が著しい。

図表1-23 店舗数推移 (有人・無人店舗合計)

(単位：店)

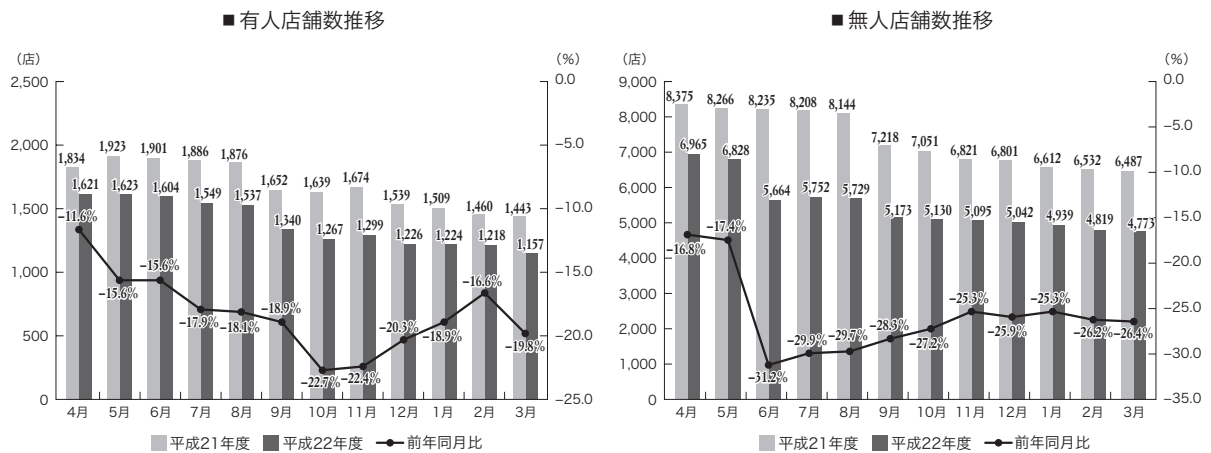
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数		65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	有人店舗数	1,834	1,923	1,901	1,886	1,876	1,652	1,639	1,674	1,539	1,509	1,460	1,443
	無人店舗数	8,375	8,266	8,235	8,208	8,144	7,218	7,051	6,821	6,801	6,612	6,532	6,487
	合計	10,209	10,189	10,136	10,094	10,020	8,870	8,690	8,495	8,340	8,121	7,992	7,930
平成22年度	有人店舗数	1,621	1,623	1,604	1,549	1,537	1,340	1,267	1,299	1,226	1,224	1,218	1,157
	無人店舗数	6,965	6,828	5,664	5,752	5,729	5,173	5,130	5,095	5,042	4,939	4,819	4,773
	合計	8,586	8,451	7,268	7,301	7,266	6,513	6,397	6,394	6,268	6,163	6,037	5,930
前年同月比		-15.9%	-17.1%	-28.3%	-27.7%	-27.5%	-26.6%	-26.4%	-24.7%	-24.8%	-24.1%	-24.5%	-25.2%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

図表1-24 有人・無人店舗数推移



(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

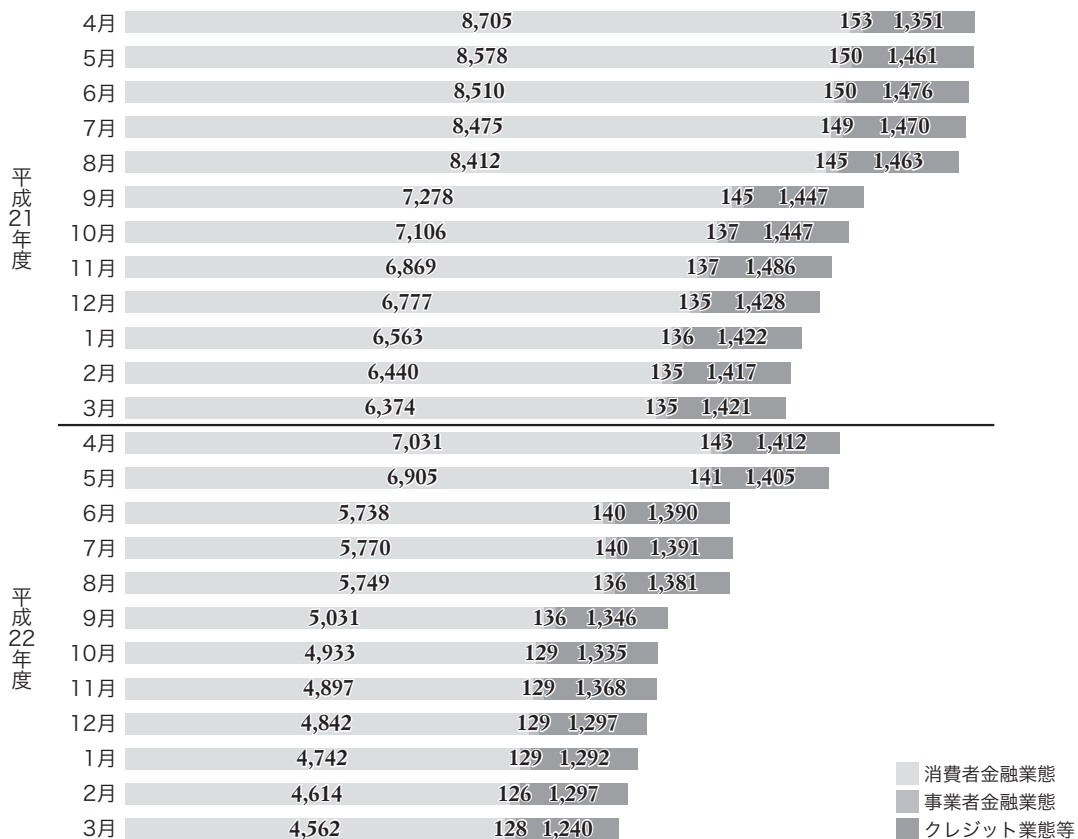
②業態別店舗数

直近2年間の店舗数を業態別に比較すると、各業態ともに平成22年度は平成21年度と比較して店舗数が軒並み減少している。中でも消費者金融業態の減少率が年平均28.2%^(*)と著しい。

図表1-25 業態別店舗数推移（有人・無人店舗合計）

（単位：店）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59	
平成21年度	消費者金融業態	8,705	8,578	8,510	8,475	8,412	7,278	7,106	6,869	6,777	6,563	6,440	6,374
	事業者金融業態	153	150	150	149	145	145	137	137	135	136	135	135
	クレジット業態等	1,351	1,461	1,476	1,470	1,463	1,447	1,447	1,486	1,428	1,422	1,417	1,421
平成22年度	消費者金融業態	7,031	6,905	5,738	5,770	5,749	5,031	4,933	4,897	4,842	4,742	4,614	4,562
	事業者金融業態	143	141	140	140	136	136	129	129	129	129	126	128
	クレジット業態等	1,412	1,405	1,390	1,391	1,381	1,346	1,335	1,368	1,297	1,292	1,297	1,240
前年同月比	消費者金融業態	-19.2%	-19.5%	-32.6%	-31.9%	-31.7%	-30.9%	-30.6%	-28.7%	-28.6%	-27.8%	-28.4%	-28.4%
	事業者金融業態	-6.5%	-6.0%	-6.7%	-6.0%	-6.2%	-6.2%	-5.8%	-5.8%	-4.4%	-5.1%	-6.7%	-5.2%
	クレジット業態等	4.5%	-3.8%	-5.8%	-5.4%	-5.6%	-7.0%	-7.7%	-7.9%	-9.2%	-9.1%	-8.4%	-12.7%



（注1）調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

（出典：日本貸金業協会 月次実態調査）

（*）平成22年度（平成22年4月から平成23年3月）における前年同月比を加算し12で除した値。

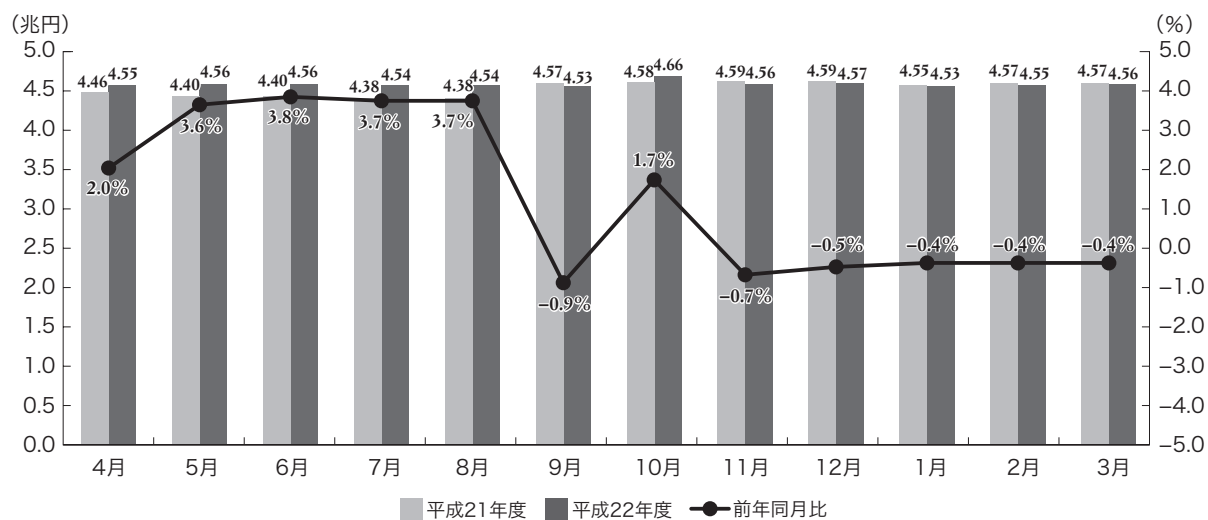
7 保証残高の推移

平成21年度の月末保証残高と平成22年度の月末保証残高の推移は、ほぼ横ばいである。

図表1-26 月末保証残高の推移

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	65	65	64	64	63	62	59	59	59	59	59	59
平成21年度	4,469,882	4,406,537	4,402,479	4,384,829	4,382,010	4,574,954	4,586,761	4,590,692	4,596,163	4,553,878	4,574,392	4,577,022
平成22年度	4,557,437	4,566,733	4,568,142	4,545,366	4,545,482	4,533,277	4,664,537	4,560,552	4,573,762	4,533,937	4,557,891	4,560,845
前年同月比	2.0%	3.6%	3.8%	3.7%	3.7%	-0.9%	1.7%	-0.7%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

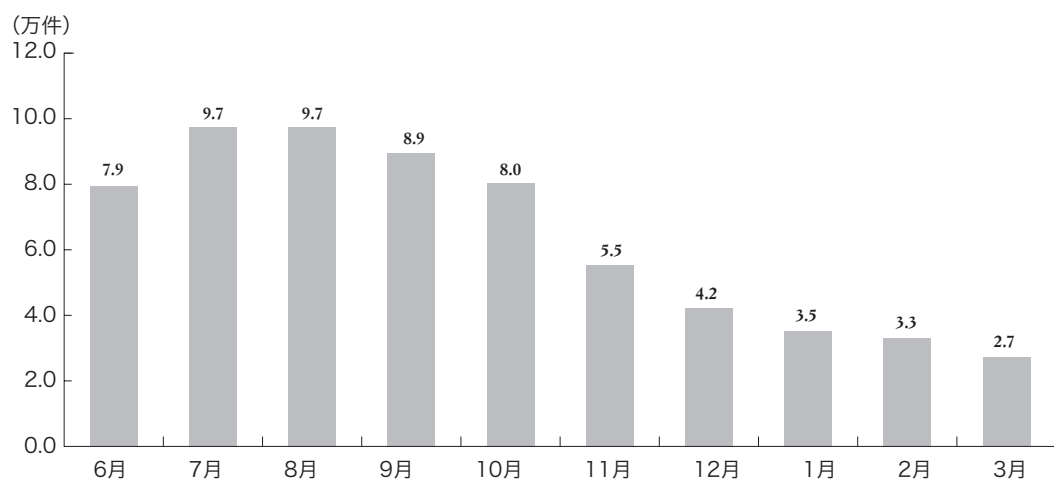
8 改正貸金業法に関する利用者からの問合せ・相談・苦情件数の推移

利用者からの問合せ・相談・苦情についての件数は、減少傾向にある。

図表1-27 問合せ・相談・苦情件数の推移

(単位：件)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	62	61	61	61	58	58	59	58	58	59
平成22年度	79,601	97,691	97,498	89,500	80,205	55,496	42,042	35,729	33,845	27,028



(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

⑨ 利息返還への対応状況

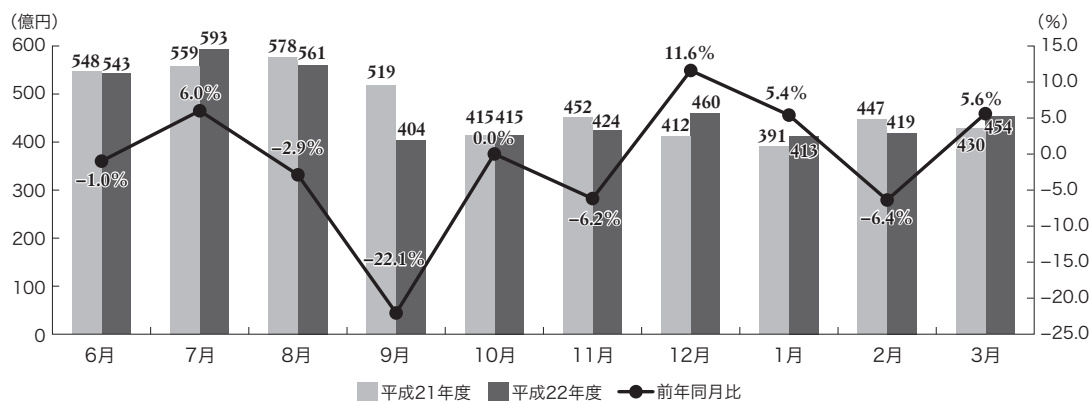
①利息返還金

利息返還金については、一定ではないものの、毎月約390億円から590億円発生している。

図表1-28 利息返還金の推移

(単位：百万円)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	62	61	61	61	58	58	59	58	58	59
平成21年度	54,893	55,950	57,814	51,975	41,500	45,218	41,268	39,199	44,756	43,023
平成22年度	54,347	59,302	56,154	40,486	41,520	42,434	46,050	41,334	41,907	45,447
前年同月比	-1.0%	6.0%	-2.9%	-22.1%	0.0%	-6.2%	11.6%	5.4%	-6.4%	5.6%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

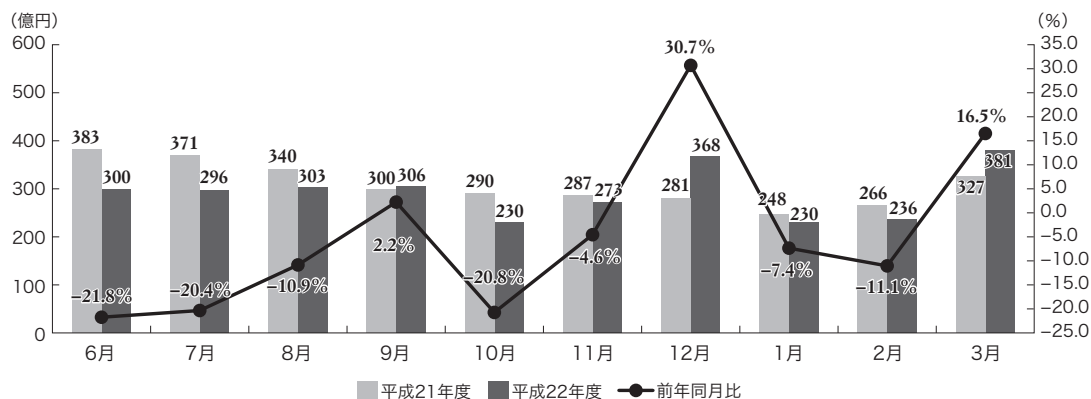
②利息返還請求に伴う元本毀損額

利息返還請求に伴う元本毀損額は、一定ではないものの、毎月約230億円から380億円発生している。

図表1-29 利息返還請求に伴う元本毀損額の推移

(単位：百万円)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査対象社数	62	61	61	61	58	58	59	58	58	59
平成21年度	38,370	37,192	34,028	30,005	29,096	28,716	28,173	24,883	26,608	32,725
平成22年度	30,013	29,603	30,335	30,650	23,051	27,386	36,813	23,045	23,659	38,129
前年同月比	-21.8%	-20.4%	-10.9%	2.2%	-20.8%	-4.6%	30.7%	-7.4%	-11.1%	16.5%



(注1) 調査対象社数は、調査実施月における調査対象の全社数であり、前年同月比は、調査実施月の対象社（ここでは平成22年度各月の対象社）をベースとして算出している。

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

第2章

貸金業界を取り巻く環境について

1 貸金業界を取り巻く環境

1 貸金業法について

① 貸金業規制法の公布・施行

「貸金業の規制等に関する法律(貸金業規制法)」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、昭和58年5月13日に公布、同年11月1日に施行された(昭和58年法律第32号)。

② 平成15年改正

当時社会問題化していた悪質なヤミ金融の取締りを目的に、平成15年8月1日に規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」)が成立、翌年1月1日より施行された。

③ 平成18年改正

平成18年の改正については、

- 1) 上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた。
- 2) 近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ。
- 3) 特に、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止等の法律改正が議論されてきた。

という背景があり、平成17年3月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」(座長・吉野直行慶應義塾大学経済学部教授)が開始された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等の紆余曲折があったが、平成18年4月に中間整理が提示され、金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望

ましいとの意見が委員の大勢であった」とされた。

この中間整理を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案(「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」)が平成18年10月31日に第165回臨時国会に提出された。同年12月13日に可決・成立、12月20日に公布された(平成18年法律第115号)。

また、上記法案の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成19年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

2 「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の具体的内容

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」は、附則第1条に沿って大きく4段階にて施行された。

① 1条改正(平成19年1月20日施行)

「無登録業者」と「超高金利の貸付け」に対する罰則の強化が施行された。

② 2条改正(平成19年12月19日施行)

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改正したことに加え、「貸金業者の登録要件の強化」、「行為規制の強化」、「貸金業協会の自主規制機能の

強化」等が実施された。

③3条改正（平成21年6月18日施行）

「財産的基礎要件の引上げ」、「指定信用情報機関制度の創設」、「貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設」等が実施された。

④完全施行（平成22年6月18日施行）

「貸金業務取扱主任者の必置化」、「財産的基礎要件の引上げ（5,000万円）」、「出資法上限金利の引下げ」、「行為規制の強化」、「みなし弁済制度の廃止」、「過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）」等が施行された。

これにより、平成19年1月から段階的に施行されてきた貸金業法の改正が、完全に施行されることとなった。

③ 利息返還請求の高止まりと貸金業界を取り巻く環境変化

平成18年1月13日、最高裁判所が、貸金業規制法第43条（みなし弁済規定）に関し、「任意金利ゾーン（いわゆる“グレーゾーン金利”）」での利息支払いの任意性を事実上否定する判断を出したことで、その後の利息返還請求の急増を招くことになった。

加えて、平成21年1月22日、最高裁判所が、利息返還請求権の消滅時効の起算点を取引終了時と判断したことで、利息返還請求の収束が見えない状況となり、貸金業者側では利息返還関連コストが増加し、収益の確保が厳しい状況が続いている。

さらには、平成20年秋から始まった世界的な金融危機の影響により金融機関からの資金調達環境も悪化し、資金繰りの面からも厳しい状態が続いており、倒産・廃業を余儀なくされる貸金業者が相次いでいる。現在、国や都道府県に登録している貸金業者の数は2,589社（平成23年3月末時点）と、平成19年3月末時点での11,832社から大幅に減少している。

利息返還請求件数、利息返還金額共に、平成22年上半年は減少基調で推移していたものの、大手貸金業者による会社更生法申請以降は増加、高止まりの状況が続いており、貸金業界にとっては厳しい状況が続いている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災が貸金業界に与える影響も懸念されている。

④ 貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置と改正貸金業法フォローアップチームの設置

① 貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置

1) 設置の経緯

改正貸金業法附則第67条第1項、第2項では、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」は、改正貸金業法附則第67条の定める検討を行うことを目的として設置された（平成21年11月13日発表）。

2) 主な検討内容

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」では、主な検討内容として、以下の5つをあげている。

- イ 貸金業の利用者の実態（利用者の全体像、多重債務者の状況等）
- ロ 貸金業者の実態（経営状況、過払金返還請求の実情等）
- ハ 諸外国の貸金業の実態
- ニ 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- ホ その他

3) 検討結果

プロジェクトチームの下に設置された、3大臣政務官による「事務局会議」での、幅広い関係者へのヒアリング結果等を踏まえ、検討結果として以下の2つをあげている。

- イ 多重債務問題の解決を目的とした改正貸金業法については、法に定められた期限である平成22年6月18日までに完全施行することが総合的観点から適切である
- ロ 改正貸金業法の円滑な施行を図るため、借り手等の実情を踏まえ、10の柱（図表2-1参照）からなる方策を重層的に推進していくことが必要である

② 改正貸金業法フォローアップチームの設置

1) 設置の経緯

平成22年6月18日の改正貸金業法完全施行を受け、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じて、速やかに適切な対応を検討していくため、

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム(PT)」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置された。

2) 主な検討内容

- イ 改正貸金業法に係る制度の周知徹底
- ロ 改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握
- ハ 改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検

3) 改正貸金業法フォローアップチームによる関

係者ヒアリングの実施状況

平成23年3月末現在、改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリングは、第1回(平成22年9月9日)から、第4回(平成22年12月21日)まで行われている。

改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリングの議題とヒアリング参加者は図表2-2のとおりである。

図表2-1 10の柱

No.	テーマ	方 策
1	借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進	総量規制に抵触している場合、段階的な返済のための借換えが可能となるよう措置(府令改正)
2	個人事業者が提出する事業計画等の記載事項の簡素化	○事業計画等に最低限記載すべき事項について、簡素なフォーマット(「借入計画書」)を明示(日本貸金業協会の自主規制規則)。 ○総量規制の例外として行う個人事業者向け貸付けについて、貸付金額が100万円以下の場合には、より簡易な方法で返済能力の調査を可能に(府令改正)。
3	個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制における「年収」として算入	個人事業者であっても、消費者としての資金用途(教育費等)を満たすための貸付けを可能とする。 →個人事業者の「事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)」のうち、「安定的な年収」として認められるものについて、総量規制の基準となる「年収」に加える(府令改正)
4	総量規制の「例外」と「適用除外」の分類の再検討	府令改正により、以下のとおりに対応。 【例外に新設】 ・社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金(10万円以下)の貸付け ・預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでのつなぎ資金に係る貸付け 【例外から適用除外に分類】 ・有価証券担保貸付け ・不動産担保貸付け(居宅等を担保とする場合を除く) ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け 等
5	貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置	①完全施行の際の経過措置として、「当分の間」、借り手に提出が求められる年収証明書の「提出期間」を延長。(提出依頼日から1ヶ月→2ヶ月) ②指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査義務が解除される場合として、「延滞又は合理的な理由による貸付停止期間」を追加。 ③指定信用情報機関を利用した定期的な返済能力調査が必要となる貸付残高基準の変更。(10万円以上→10万円超) ④地方税額が表示されている給与の支払明細書の場合には、年収計算が可能であることから、1ヶ月分でも「年収証明書」と認定。
6	健全な消費者金融市場の形成	健全な消費者金融市場の形成に向け、改正貸金業法における多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点から、銀行・信金等が消費者向け貸付けを行う際の適切な審査や厳しい取立ての防止等について、所要の態勢整備を求める(監査指針の改正)。
7	多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化	①「生活福祉資金貸付制度」の「体制強化」を実施。 ②多重債務者向けの貸付けを実施している「消費者信用生協」の県域規制を見直し、「隣県での活動」が可能となるように制度改正を実施。 ③多重債務者向けのセーフティネット貸付けを実施している「労働金庫」等の金融機関に対し、一層の推進を要請。 ④NPOバンクの行う、「生活困窮者向けの貸付け」、「特定非営利活動として行われる貸付け」のうち、一定の要件を満たすものについては、「総量規制等の適用除外」とし、NPOバンクの活動を支援。 ⑤商工会、商工会議所等に対し、中小企業、個人事業者向け「経営相談の充実・強化」を要請。 ⑥政策金融機関を含めた金融機関に対し、中小企業、個人事業者に対する、「適切な資金供給」に努めることを要請。

No.	テーマ	方 策
8	多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化	<p>○短期的施策</p> <p>①消費者庁、金融庁、法テラス、日弁連、日司連、日本貸金業協会、消費者団体、被害者団体等が連携して、5月～8月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」の実施。</p> <p>②多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日弁連等に対して「連携の強化」を要請。</p> <p>③経験の浅い相談員でも活用できる、実践的な「相談マニュアル」の作成。 等</p> <p>○中期的施策</p> <p>①多重債務に陥る危険性を自らチェックし、早期にカウンセリングへ誘導するための「自己診断システム」を開発し、金融庁等のウェブサイトにおいて公開。</p> <p>②相談員のレベルアップを図るため、体系的な「研修プログラム」の作成、定期的な実施。</p> <p>○日弁連・日司連に対し、多重債務者の経済的再生支援の適正化のため、以下の取組みの強化を依頼。</p> <p>①弁護士・司法書士報酬についての顧客に対する「事前説明」の履行の徹底</p> <p>②「広告内容」の適正化</p> <p>③弁護士・司法書士等の「社会的責任に応じた自発的対応」の促進 等</p>
9	ヤミ金融対策の強化	<p>①各都道府県レベルで、財務局・地方公共団体・日弁連・日司連等と警察との連携を強化し、最近のヤミ金融の動向など、情報の共有化を図ることにより、迅速な警告・取締りにつなげる。</p> <p>②警察・金融庁等の関係機関が連携し、インターネットに掲載された「ヤミ金融業者の違法な広告の削除」を検討。</p> <p>③ヤミ金融に対する以下の取組みを更に積極的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察・金融庁から金融機関に「口座凍結」を要請 ・警察・金融庁が違法な貸付等に対して直接「電話警告」 ・不正利用防止法に基づき携帯電話を利用できないようにする「携帯電話契約者確認要求」 ・警察官向けの「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル」の更なる周知徹底 <p>④改正貸金業法の完全施行の前後半年間を目処に、「ヤミ金融取締り強化期間」を設定。</p> <p>⑤悪質登録業者に対する当局の処分の徹底、警察への積極的な「情報提供」。</p> <p>⑥警察・消費者庁・金融庁等の関係機関が連携し、最近のヤミ金融の手口等について、「消費者への適切な注意喚起」を実施。</p> <p>⑦金融庁が新規に作成する相談員向けの「相談マニュアル」に、最近のヤミ金融の手口、対処方法を記載。</p>
10	改正貸金業法等の広報活動	<p>①改正貸金業法の認知度の向上を図るための広報活動を消費者庁と協働して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にわかりやすい「ポスター」、「リーフレット」の作成・配布 ・「新聞」への広告掲載 ・「政府広報」の活用 ・「金融庁ホームページ」の改善、「インターネット」広報の実施 等 <p>②消費者庁、金融庁、法テラス、日弁連、日司連、日本貸金業協会、消費者団体、被害者団体等が連携して、5月～8月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」の実施（再掲）。</p>

(出典：金融庁 借り手の目線に立った10の方策ver.2)

図表2-2 改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリング議題とヒアリング参加者

	議 題	ヒアリング参加者
第1回 (平成22年9月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー紹介 ・業界団体等ヒアリング ・自由討議 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国民生活センター ・NPO法人女性自立の会 ・日本弁護士連合会 ・全国中小企業団体中央会 ・中小企業家同友会全国協議会 ・日本貸金業協会 ・全国銀行協会
第2回 (平成22年10月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー紹介 ・業界団体等ヒアリング ・自由討議 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会 ・日本弁護士連合会 ・日本司法支援センター ・全国信用金庫協会 ・多摩信用金庫
第3回 (平成22年11月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー紹介 ・業界団体等ヒアリング ・自由討議 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国信用組合中央協会 ・青和信用組合 ・全国労働金庫協会 ・全国信用金庫協会 ・日本司法支援センター
第4回 (平成22年12月21日)	<p>第1部 「改正貸金業法の完全施行後の状況」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係者からのヒアリング 2. 事務局における実態調査結果等報告 3. 自由討議 <p>第2部 「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係者からのヒアリング 2. 自由討議 	<p>第1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本司法書士会連合会 ・全国商工会連合会 ・厚生労働省 <p>第2部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方銀行協会 ・西日本シティ銀行 ・第二地方銀行協会 ・徳島銀行

(出典: 金融庁 改正貸金業法フォローアップチーム)

第3章

貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査結果について

1 アンケート調査概要

1 貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査

①調査目的

貸金業界の現状を把握することを目的とし、貸金業者2,359者（社）を対象にアンケート調査を行った。

②調査方法

調査対象	2,359者（社） 平成22年5月末時点の協会員（1,710者（社））および平成22年8月1日時点において情報収集した登録業者のうち、 昨年度の調査票回答業者（＝非協会員／649者（社））
調査票回収数	1,036者（社）
調査方法	郵送調査法および電子メールによる調査
調査期間	平成22年8月30日～9月27日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 日立ブレン

③調査分析における留意点

- 1) 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 2) アンケート調査方法の「有効回答者数」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

④標本構成

1) 有効回答者

区 分		発送数 ^(※1)	有効 回答数	有効 回答率 ^(※1)	残高カバ レッジ ^(※2)
協会員・非 協会員区分	協会員	1,710	820	48.0%	91.7%
	非協会員	649	216	33.3%	
法人・個人区分	法人事業主	1,824	877	48.1%	
	個人事業主	535	159	29.7%	
3業態区分	消費者金融業態		387		
	事業者金融業態		403		
	クレジット・信販他		218		
	不明		28		
貸付残高区分	5億円以下		512		
	5億円超～100億円以下		341		
	100億円超～500億円以下		57		
	500億円超～5,000億円以下		43		
	5,000億円超		14		
	不明		69		
合 計		2,359	1,036	43.9%	

(※1) 非協会員の3業態および貸付残高は、回答者のみ判定したため、3業態および貸付残高の発送数・回答率は未算出。

(※2) 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

2) 非協会員

区 分		発送数	有効 回答数	貸付残高 (単位:億円) ^(※1)	残高 構成比 ^(※2)
法人・個人区分	法人事業主	577	196	44,732	99.8%
	個人事業主	72	20	99	0.2%
3業態区分	消費者金融業態		32	398	0.9%
	事業者金融業態		151	43,191	96.3%
	クレジット・信販他		5	1,209	2.7%
	不明		28	33	0.1%
貸付残高区分	5億円以下		77	82	0.2%
	5億円超～100億円以下		41	1,383	3.1%
	100億円超～500億円以下		11	2,113	4.7%
	500億円超～5,000億円以下		16	19,125	42.7%
	5,000億円超		2	22,128	49.3%
	不明		69	—	—
合 計		649	216	44,831	100.0%

(※1) 回答内容を基に算出した各者(社)データの合計。

(※2) 有効回答者216者(社)の貸付残高に対する構成比。

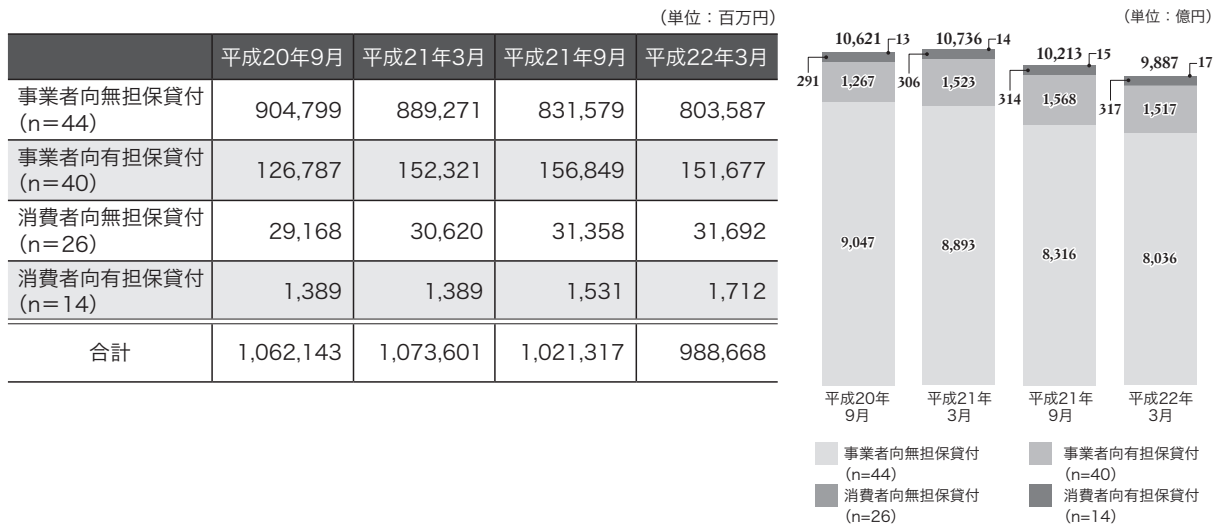
⑤非協会の特性について

標本構成中の非協会による貸付けは、概ね事業者向貸付で（図表3-1参照）、貸出金利帯は5%未満の金利であり（図表3-2参照）、無担保貸付の単価が高額であることから、一般事業会社の金融子会社等によるグループ内貸付等が残高構成比の多くを占めていることが推測される。

一方、回答者数では貸付残高規模5億円以下の小規模貸金業者が半数以上を占めており、その合計残高等より極めて小規模、零細貸金業者の回答も含まれている（前項 ④標本構成 非協会参照）。

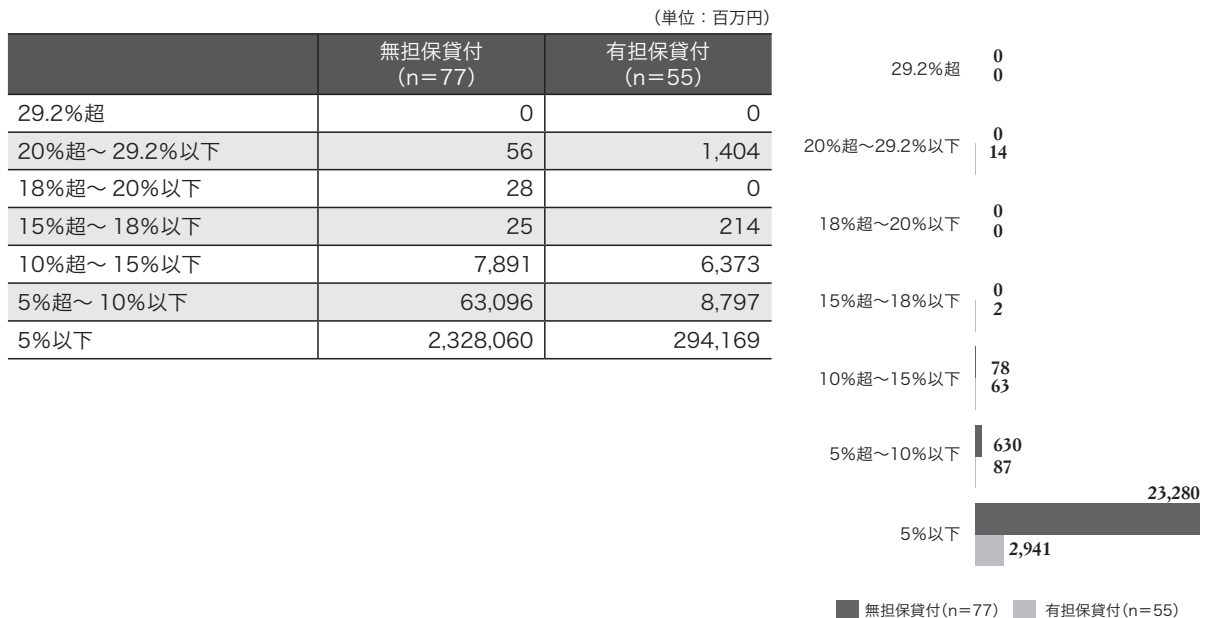
本文中の各種分析結果は上記特性を認識の上、読まれたい。

図表3-1 （非協会）貸付種別貸付残高の推移



(注1) グラフ上の数値は単位未満切り捨て。

図表3-2 （非協会）事業者向貸付における金利帯別貸付残高 (*1) (*2)



(注1) グラフ上の数値は単位未満切り捨て。

(*1) 調査時点における直近の年度末の金利。

(*2) 有効回答者数が図表3-1とは異なるため、残高の金額は一致しない。

2 資金供給体制の状況について

1 完全施行^(*1) 対応による貸金業者の資金供給への影響

① 既存貸付先における総量規制該当者

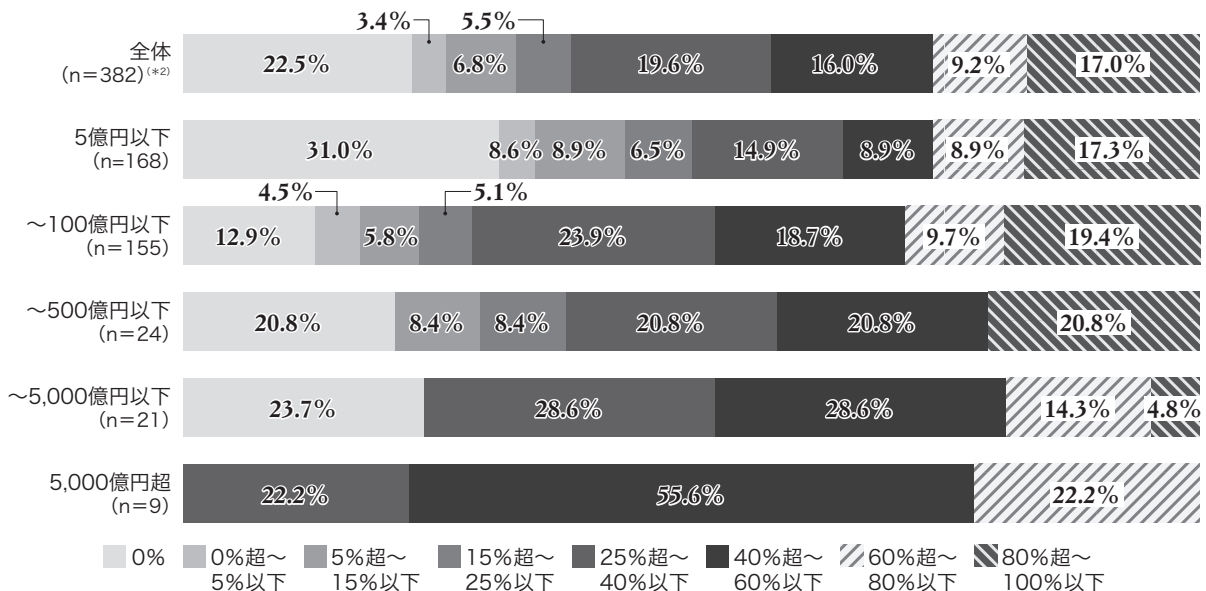
消費者向無担保貸付において、総量規制に該当している既存貸付先の割合を調査したところ、0%（総量規制該当者なし）と回答した貸金業者の割合は22.5%となり、残りの77.5%（77.49%）の貸金業者は、総量規制に該当している貸付先があると回答している。

また、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（以下「大手貸金業者」と言う）では、総量規制に該当している貸付先の割合「60%超～80%以下」が2社（22.2%）、「40%超～60%以下」が5社（55.6%）となっている。

（*1）平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され、平成22年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われた。

図表3-3 総量規制に該当している既存貸付先の割合—消費者向無担保貸付—貸付残高規模別

	0%	0%超～ 5%以下	5%超～ 15%以下	15%超～ 25%以下	25%超～ 40%以下	40%超～ 60%以下	60%超～ 80%以下	80%超～ 100%	合計
全体 (n=382) ^(*2)	22.5%	3.4%	6.8%	5.5%	19.6%	16.0%	9.2%	17.0%	100.0%
5億円以下 (n=168)	31.0%	3.6%	8.9%	6.5%	14.9%	8.9%	8.9%	17.3%	100.0%
～100億円以下 (n=155)	12.9%	4.5%	5.8%	5.1%	23.9%	18.7%	9.7%	19.4%	100.0%
～500億円以下 (n=24)	20.8%	0.0%	8.4%	8.4%	20.8%	20.8%	0.0%	20.8%	100.0%
～5,000億円以下 (n=21)	23.7%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%	14.3%	4.8%	100.0%
5,000億円超 (n=9)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	55.6%	22.2%	0.0%	100.0%



（*2）全体は不明分を含む。

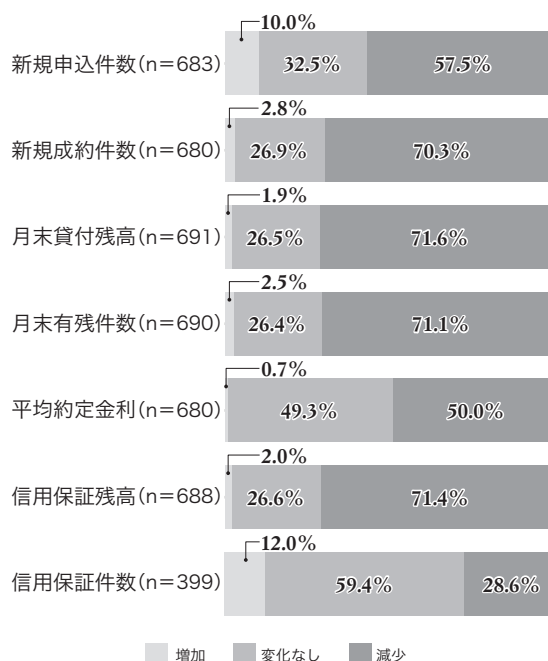
2 今後の貸金業者による資金供給の見通し

①貸付残高の今後の見通し

貸付残高の今後の見通しを調査したところ、消費者向無担保貸付では71.6%の貸金業者が減少すると回答している。このうち大手貸金業者では90.9%が貸付残高の減少を見通している。

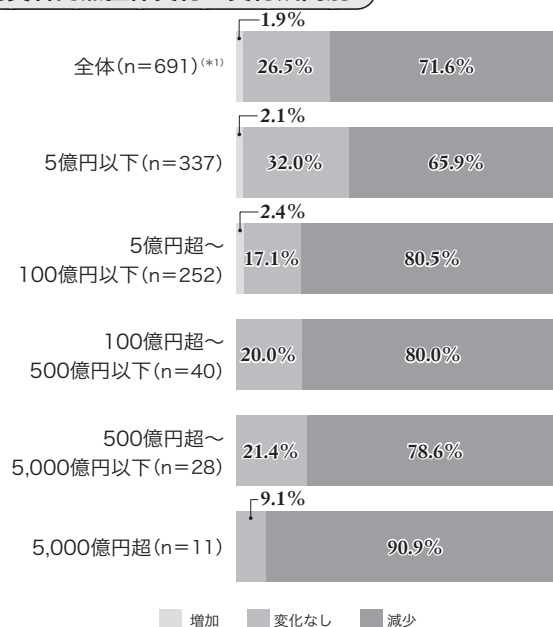
図表3-4 各項目の今後の見通し—消費者向無担保貸付

	消費者向無担保貸付			
	増加	変化なし	減少	合計
新規申込件数 (n=683)	68 10.0%	222 32.5%	393 57.5%	683 100.0%
新規成約件数 (n=680)	19 2.8%	183 26.9%	478 70.3%	680 100.0%
月末貸付残高 (n=691)	13 1.9%	183 26.5%	495 71.6%	691 100.0%
月末有残件数 (n=690)	17 2.5%	182 26.4%	491 71.1%	690 100.0%
平均約定金利 (n=680)	5 0.7%	335 49.3%	340 50.0%	680 100.0%
信用保証残高 (n=688)	14 2.0%	183 26.6%	491 71.4%	688 100.0%
信用保証件数 (n=399)	48 12.0%	237 59.4%	114 28.6%	399 100.0%



図表3-5 貸付残高の今後の見通し—消費者向無担保貸付—貸付残高別

	消費者向無担保貸付			
	増加	変化なし	減少	合計
全体 (*1) (n=691)	13 1.9%	183 26.5%	495 71.6%	691 100.0%
5億円以下 (n=337)	7 2.1%	108 32.0%	222 65.9%	337 100.0%
5億円超～ 100億円以下 (n=252)	6 2.4%	43 17.1%	203 80.5%	252 100.0%
100億円超～ 500億円以下 (n=40)	0 0.0%	8 20.0%	32 80.0%	40 100.0%
500億円超～ 5,000億円以下 (n=28)	0 0.0%	6 21.4%	22 78.6%	28 100.0%
5,000億円超 (n=11)	0 0.0%	1 9.1%	10 90.9%	11 100.0%

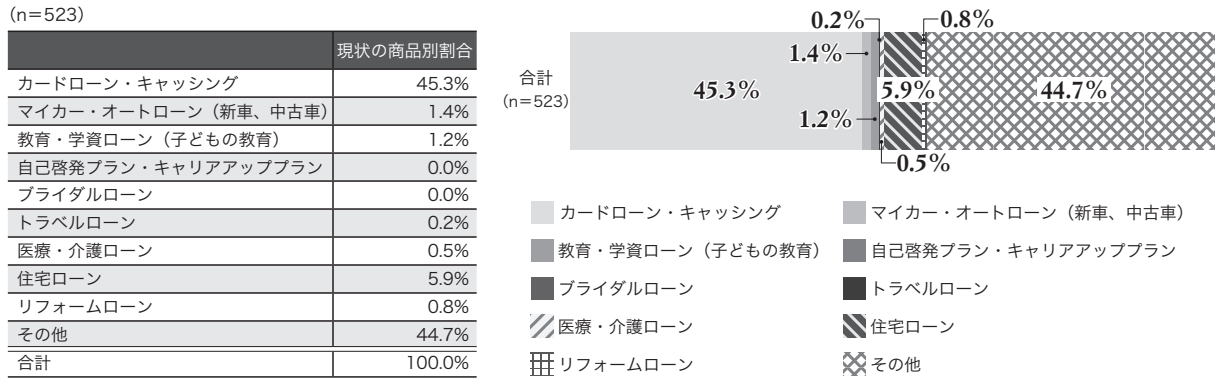


(*1) 全体は不明分を含む。

②商品別貸付残高割合

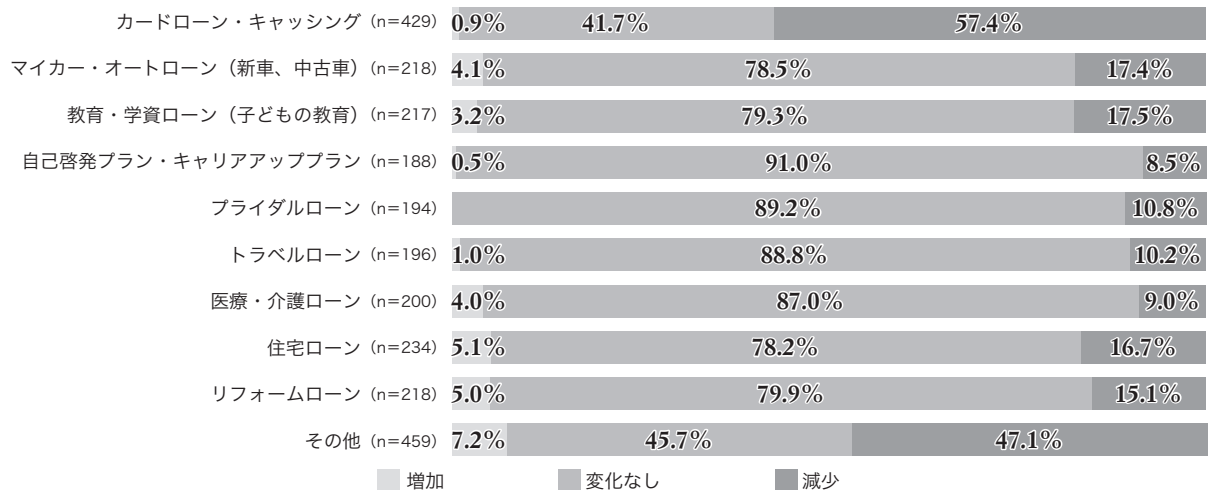
商品別の貸付残高の割合を調査したところ、「カードローン・キャッシング」が、貸付残高の45.3%を占め、最も高い割合となっている。また、商品別に貸付残高の今後の見通しを確認したところ、消費者向無担保貸付のカードローン・キャッシングを扱っている貸金業者の57.4%が、今後、残高が減少すると見通している。

図表3-6 商品別貸付残高の割合



図表3-7 商品別の今後の貸付残高の見通し

	今後の見通し			
	増加	変化なし	減少	合計
カードローン・キャッシング (n=429)	4 0.9%	179 41.7%	246 57.4%	429 100.0%
マイカー・オートローン（新車、中古車） (n=218)	9 4.1%	171 78.5%	38 17.4%	218 100.0%
教育・学資ローン（子どもの教育） (n=217)	7 3.2%	172 79.3%	38 17.5%	217 100.0%
自己啓発プラン・キャリアアッププラン (n=188)	1 0.5%	171 91.0%	16 8.5%	188 100.0%
プライダルローン (n=194)	0 0.0%	173 89.2%	21 10.8%	194 100.0%
トラベルローン (n=196)	2 1.0%	174 88.8%	20 10.2%	196 100.0%
医療・介護ローン (n=200)	8 4.0%	174 87.0%	18 9.0%	200 100.0%
住宅ローン (n=234)	12 5.1%	183 78.2%	39 16.7%	234 100.0%
リフォームローン (n=218)	11 5.0%	174 79.9%	33 15.1%	218 100.0%
その他 (n=459)	33 7.2%	210 45.7%	216 47.1%	459 100.0%



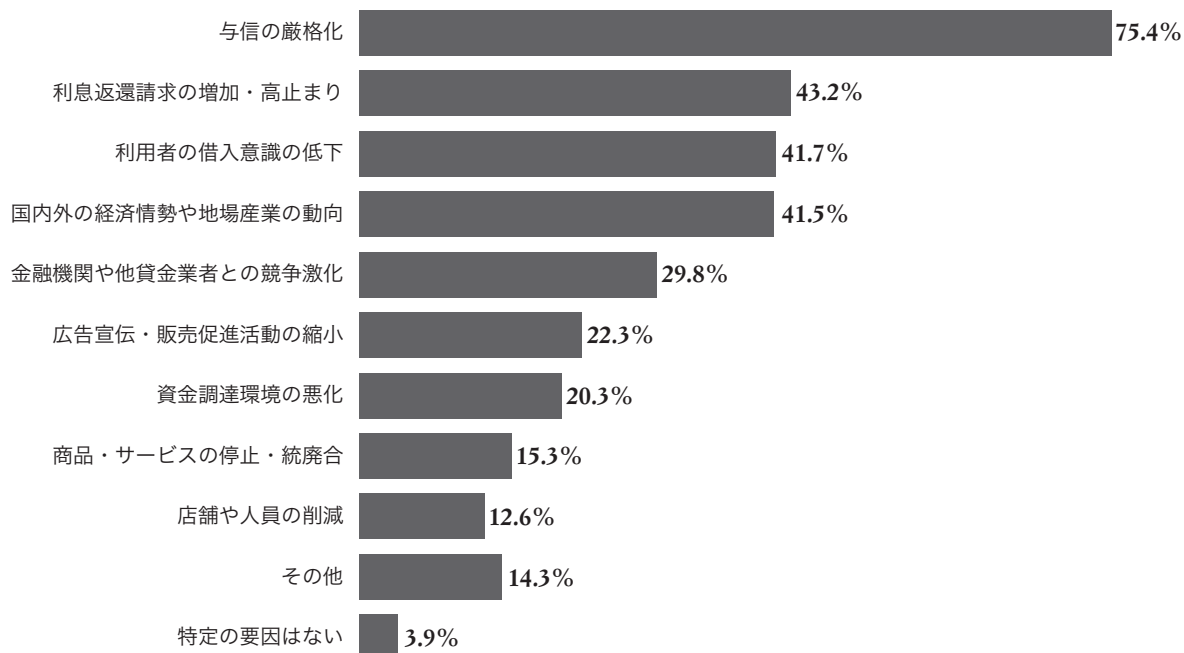
③貸付残高の見通しの根拠

消費者向無担保貸付の貸付残高が「減少する（見通し）」と判断した根拠を調査したところ、「与信の厳格化」（75.4%）が最も多く、次いで「利息返還請求の増加・高止まり」（43.2%）、「利用者の借入意識の低下」（41.7%）、「国内外の経済情勢や地場産業の動向」（41.5%）が続いている。

図表3-8 貸付残高の減少見通しの判断根拠—消費者向無担保貸付（複数回答）

(n=516)

	消費者向無担保貸付	
	回答数	回答率
与信の厳格化	389	75.4%
利息返還請求の増加・高止まり	223	43.2%
利用者の借入意識の低下	215	41.7%
国内外の経済情勢や地場産業の動向	214	41.5%
金融機関や他貸金業者との競争激化	154	29.8%
広告宣伝・販売促進活動の縮小	115	22.3%
資金調達環境の悪化	105	20.3%
商品・サービスの停止・統廃合	79	15.3%
店舗や人員の削減	65	12.6%
その他	74	14.3%
特定の要因はない	20	3.9%
回答者数	516	—



（注1）複数回答のためnは一致しない。

③ 与信姿勢の変化・与信見直しによる資金供給への影響

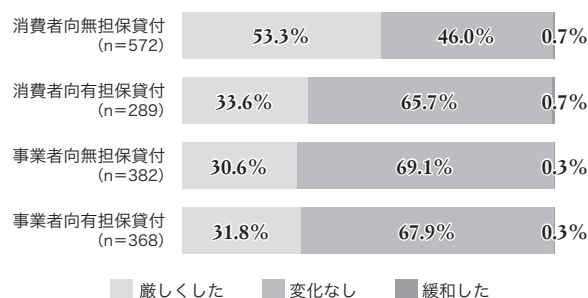
① 貸金業者による初期審査姿勢の変化

新規貸付先に対する与信姿勢を把握するため、調査時点における直近1年間と完全施行後の審査状況を調査したところ、消費者向無担保貸付の場合、貸金業者の53.3%が調査時点における直近1年間で、また完全施行後では56.1%が、初期審査姿勢を「厳しくした」と回答している。

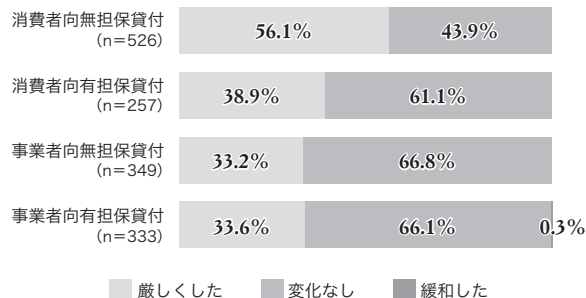
図表3-9 調査時点における直近1年間と完全施行後の初期審査の状況

	直近1年間の審査状況				完成施行後の審査状況			
	厳しくした	変化なし	緩和した	合計	厳しくした	変化なし	緩和した	合計
消費者向 無担保貸付	305 53.3%	263 46.0%	4 0.7%	572 100.0%	295 56.1%	231 43.9%	0 0.0%	526 100.0%
消費者向 有担保貸付	97 33.6%	190 65.7%	2 0.7%	289 100.0%	100 38.9%	157 61.1%	0 0.0%	257 100.0%
事業者向 無担保貸付	117 30.6%	264 69.1%	1 0.3%	382 100.0%	116 33.2%	233 66.8%	0 0.0%	349 100.0%
事業者向 有担保貸付	117 31.8%	250 67.9%	1 0.3%	368 100.0%	112 33.6%	220 66.1%	1 0.3%	333 100.0%

■ 直近1年間の審査状況



■ 完成施行後の審査状況



さらに、消費者向無担保貸付において、初期審査を厳しくした理由を確認したところ、貸金業者の71.2%が「上限金利の引下げや総量規制の導入等によって収益が悪化したため」、43.3%が「貸付先の信用力が低下していたため」をあげている。

図表3-10 初期審査を厳しくした理由—消費者向無担保貸付（複数回答）

(n=358)

	消費者向無担保貸付	
	回答数	回答率
上限金利の引下げや総量規制の導入等によって収益が悪化したため	255	71.2%
貸付先の信用力が低下していたため	155	43.3%
利息返還請求の負担が重い	123	34.4%
貸金業務取扱主任者の必置化、指定信用情報機関の信用情報の照会などへの対応負担が重かったから	62	17.3%
貸付先からの資金需要に応えられなかったため	58	16.2%
資金調達環境が悪化したため	53	14.8%
その他	60	16.8%

(注1) 複数回答のためnは一致しない。

図表3-11 新規成約件数の推移—消費者金融業態—消費者向無担保貸付

(n=174)		(単位: 件)
		消費者金融業態
平成20年9月		118,384
平成21年3月		99,204
平成21年9月		92,099
平成22年3月		73,420
平成22年6月		42,419

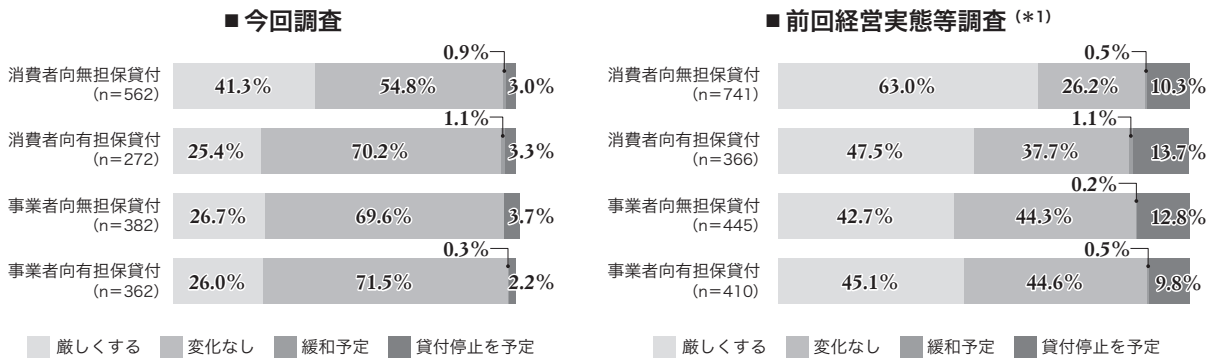
初期審査の厳格化の影響を把握するため、消費者金融業態による消費者向無担保貸付の「新規成約件数」をみると、11.8万件（平成20年9月）から4.2万件（平成22年6月）へと64.4%減少している。

②貸金業者による初期審査姿勢見通し

今後の初期審査姿勢を調査したところ、消費者向無担保貸付を行う貸金業者の41.3%が「厳しくする」、3.0%が「貸付停止を予定」と回答している（前回経営実態等調査^(*)結果：「厳しくする」63.0%、「貸付停止を予定」10.3%）。

図表3-12 初期審査状況の見通し

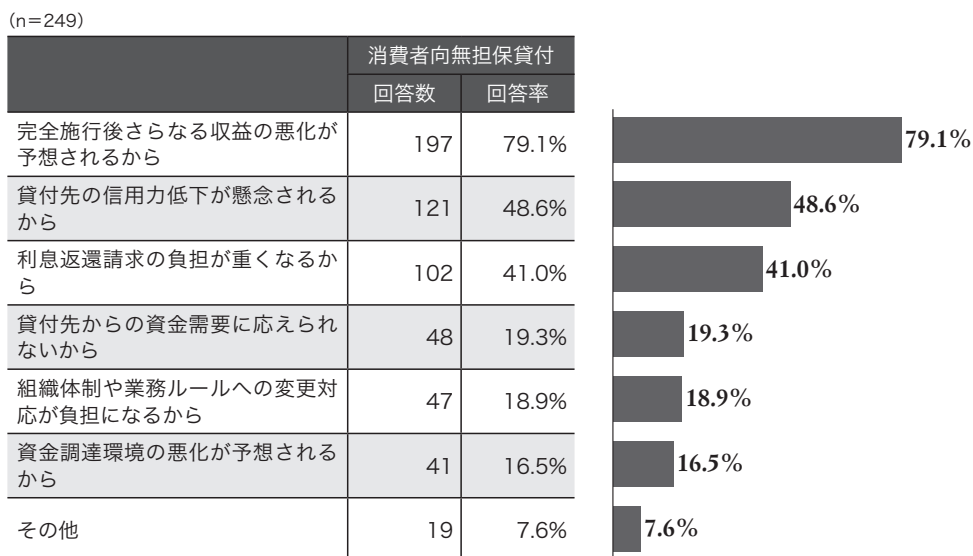
	今回調査結果				合計	前回経営実態等調査結果 ^(*)				合計
	厳しくする	変化なし	緩和予定	貸付停止を予定		厳しくする	変化なし	緩和予定	貸付停止を予定	
消費者向無担保貸付	232 41.3%	308 54.8%	5 0.9%	17 3.0%	562 100.0%	467 63.0%	194 26.2%	4 0.5%	76 10.3%	741 100.0%
消費者向有担保貸付	69 25.4%	191 70.2%	3 1.1%	9 3.3%	272 100.0%	174 47.5%	138 37.7%	4 1.1%	50 13.7%	366 100.0%
事業者向無担保貸付	102 26.7%	266 69.6%	0 0.0%	14 3.7%	382 100.0%	190 42.7%	197 44.3%	1 0.2%	57 12.8%	445 100.0%
事業者向有担保貸付	94 26.0%	259 71.5%	1 0.3%	8 2.2%	362 100.0%	185 45.1%	183 44.6%	2 0.5%	40 9.8%	410 100.0%



(*) 平成21年10月に公表した「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告。

さらに、消費者向無担保貸付において、初期審査を厳しくする、または、貸付停止の予定の理由を確認したところ、貸金業者の79.1%が「完全施行後さらなる収益の悪化が予想されるから」、48.6%が「貸付先の信用力低下が懸念されるから」をあげている。

図表3-13 初期審査を厳しくする理由/貸付停止の予定の理由—消費者向無担保貸付（複数回答）



(*) 複数回答のためnは一致しない。

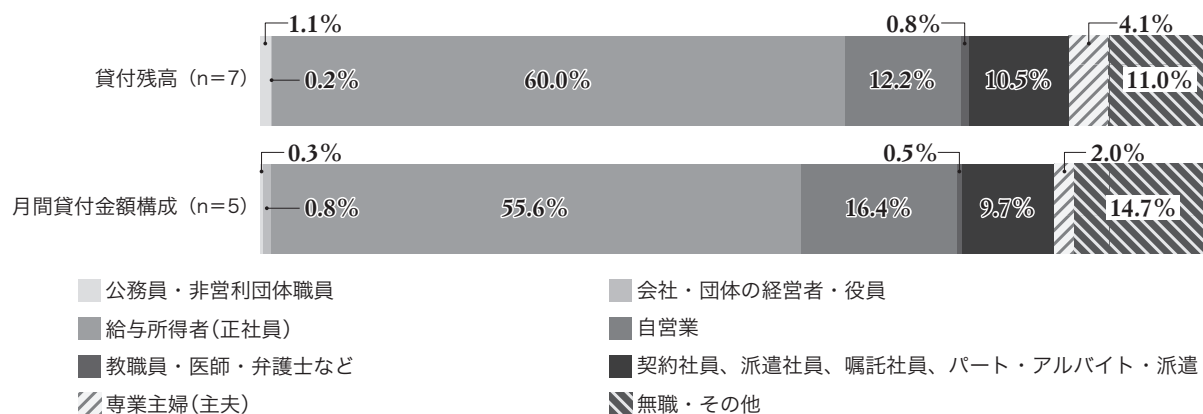
4 資金需要者への貸付状況

①消費者向貸付における資金需要者の属性別貸付状況

大手貸金業者の消費者向貸付における資金需要者の職業別貸付状況を見ると、総貸付残高に対する「専業主婦（主夫）」が占める貸付残高構成比は4.1%である。一方、月間貸付金額（新たな貸付けと追加貸付けの総額）に対する「専業主婦（主夫）」が占める貸付金額構成比は2.0%となっている。

図表3-14 貸付残高と総貸付金額の職業別構成比—大手貸金業者

	職業別構成比	
	貸付残高 (n=7)	月間貸付金額構成 (n=5)
公務員・非営利団体職員	1.1%	0.3%
会社・団体の経営者・役員	0.2%	0.8%
給与所得者（正社員）	60.0%	55.6%
自営業	12.2%	16.4%
教職員・医師・弁護士など	0.8%	0.5%
契約社員、派遣社員、嘱託社員、パート・アルバイト・派遣	10.5%	9.7%
専業主婦（主夫）	4.1%	2.0%
無職・その他	11.0%	14.7%

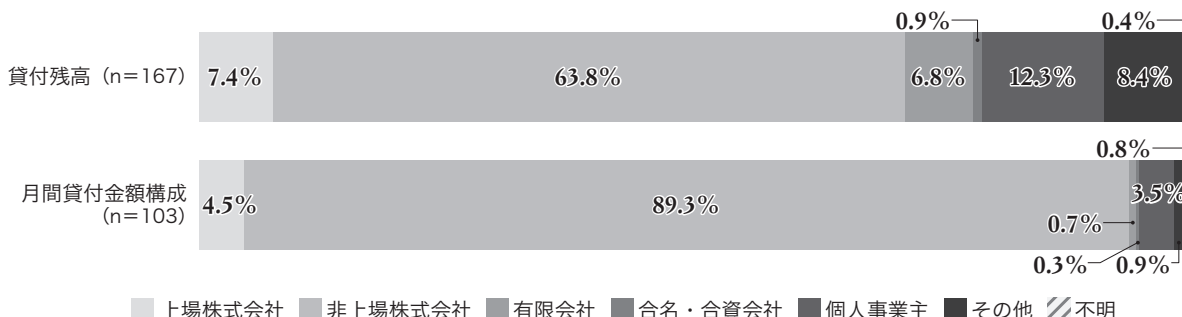


②事業者向貸付における資金需要者属性別貸付状況

事業者金融業態の事業者向貸付における会社形態別貸付状況を見ると、総貸付残高に対する「個人事業主」が占める貸付残高構成比は12.3%である。一方、月間の総貸付金額に対する「個人事業主」が占める貸付金額構成比では3.5%となっている。

図表3-15 貸付残高と総貸付金額の会社形態別構成比—事業者金融業態

	会社形態別構成比	
	貸付残高 (n=167)	月間貸付金額構成 (n=103)
上場株式会社	7.4%	4.5%
非上場株式会社	63.8%	89.3%
有限会社	6.8%	0.7%
合名・合資会社	0.9%	0.3%
個人事業主	12.3%	3.5%
その他	8.4%	0.9%
不明	0.4%	0.8%



5 総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況

①適用除外貸付・例外貸付を行う貸金業者割合

総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況を調査したところ、大手貸金業者（協会員）における「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付け」を取り扱う貸金業者の比率は、法令公布時（平成18年12月）の20.0%から、完全施行直前（平成22年6月）の10.0%へと減少し、調査実施時点では9.1%まで低下している（協会員全体では、各々、11.0%、10.6%、12.4%と推移している）。

同様に、事業者金融業態における「個人事業主に対する貸付け」の取り扱い貸金業者の比率は、50.6%から、38.5%、40.4%と推移している。

図表3-16 （協会員調査）配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付け—大手貸金業者

	回答数	回答率
調査実施時点（n=11）	1	9.1%
完全施行直前（平成22年6月）（n=10）	1	10.0%
改正貸金業法公布時点（平成18年12月）（n=10）	2	20.0%

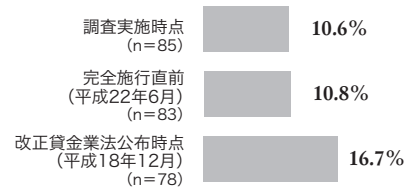
図表3-17 （協会員/非協会員調査）個人事業主に対する貸付け—事業者金融業態

	協会員			非協会員		
	回答数	回答率	回答率	回答数	回答率	回答率
調査実施時点	65	(n=161)	40.4%	9	(n=85)	10.6%
完全施行直前（平成22年6月）	62	(n=161)	38.5%	9	(n=83)	10.8%
改正貸金業法公布時点（平成18年12月）	79	(n=156)	50.6%	13	(n=78)	16.7%

■ 協会員



■ 非協会員



②「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付け」における必要書類^(※1)取得状況

「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付け」における、配偶者の同意書等の必要書類取得率を調査したところ、完全施行直前で貸金業者の75.9%が「取得率0%～10%以下」と回答している。

また、貸金業者の47.6%が、完全施行直前で同意書等の必要書類を取得していない先に対し、「貸付を停止した」と回答し、25.0%が「今後、貸付けを停止する」と回答している。

(※1) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

図表3-18 完全施行直前（平成22年6月）における必要書類の取得状況

(n=212)

	必要書類取得率										合計
	0%～ 10%以下	10%超～ 20%以下	20%超～ 30%以下	30%超～ 40%以下	40%超～ 50%以下	50%超～ 60%以下	60%超～ 70%以下	70%超～ 80%以下	80%超～ 90%以下	90%超～ 100%	
全体	161 75.9%	5 2.4%	2 0.9%	2 0.9%	8 3.8%	1 0.5%	3 1.4%	5 2.4%	7 3.3%	18 8.5%	212 100.0%

図表3-19 完全施行直前（平成22年6月）における必要書類の未取得先への対応

(n=213)

	構成割合 ^(※2)
貸付けを停止した	47.6%
今後、貸付けを停止する	25.0%
書類の提出を依頼中	14.8%
その他の対応	12.6%
合計	100.0%

(※2) 各回答者（社）の「必要書類の未取得先への対応の構成割合」の平均値。

③個人事業主向貸付における必要書類^(※3)取得状況

個人事業主向貸付における事業計画書等の必要書類取得率は、完全施行直前で貸金業者の56.5%が「取得率0%～10%以下」と回答している。

また、貸金業者の27.5%が、完全施行直前での事業計画書等の必要書類を取得していない先に対し、「貸付けを停止した」と回答し、18.5%が「今後、貸付けを停止する」と回答している。

(※3) 個人事業主向貸付の場合、以下の事業実態がわかる書類・返済能力の根拠となる書類が必要となる。

事業実態がわかる書類：①決算書、②青色申告書、③確定申告書、④納税証明書 のいずれか

返済能力の根拠となる書類：①事業計画、②収支計画、③資金計画 が含まれた書類

図表3-20 完全施行直前（平成22年6月）における必要書類の取得状況

(n=246)

	必要書類取得率										合計
	0%～ 10%以下	10%超～ 20%以下	20%超～ 30%以下	30%超～ 40%以下	40%超～ 50%以下	50%超～ 60%以下	60%超～ 70%以下	70%超～ 80%以下	80%超～ 90%以下	90%超～ 100%	
全体	139 56.5%	9 3.7%	6 2.4%	4 1.6%	14 5.7%	8 3.3%	7 2.8%	7 2.8%	4 1.6%	48 19.5%	246 100.0%

図表3-21 完全施行直前（平成22年6月）における必要書類の未取得先への対応

(n=218)

	構成割合 ^(※4)
貸付けを停止した	27.5%
今後、貸付けを停止する	18.5%
書類の提出を依頼中	34.2%
その他の対応	19.8%
合計	100.0%

(※4) 各回答者（社）の「必要書類の未取得先への対応の構成割合」の平均値。

⑥ 「借り手の目線に立った10の方策」への対応状況

① 総量規制該当者や個人事業主への貸付けに対する対応状況

貸金業者の39.2%が「総量規制に該当している資金需要者の借入残高を段階的に減らしていくための借換え^(※1)」について「既に取り組中」「今後、取組予定」と回答している。

また、貸金業者の46.1%が「個人事業主の安定的な事業所得を総量規制の「年収」として算入^(※2)」について「既に取り組中」「今後、取組予定」と回答している。

(※1) 「借り手の目線に立った10の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換えを総量規制の例外としている。

(※2) 「借り手の目線に立った10の方策」により、個人事業者の「事業所得（総収入金額から必要経費を控除した額）」のうち、「安定的な年収」として認められるものについては、総量規制の基準となる「年収」に加えることが可能となった。

図表3-22 総量規制該当者や個人事業主への貸付けに対する対応状況

	既に取り組中	今後、取組の予定	取組の予定はない	わからない	合計
総量規制に該当している資金需要者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進	207 24.2%	128 15.0%	318 37.2%	202 23.6%	855 100.0%
個人事業主の安定的な事業所得を総量規制の「年収」として算入	248 30.0%	133 16.1%	259 31.2%	188 22.7%	828 100.0%

総量規制に該当している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進
(n=855)



個人事業主の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入
(n=828)



■ 既に取り組中 ■ 今後、取組の予定 ■ 取組の予定はない ■ わからない

3 貸金業者の経営状況と利便性について

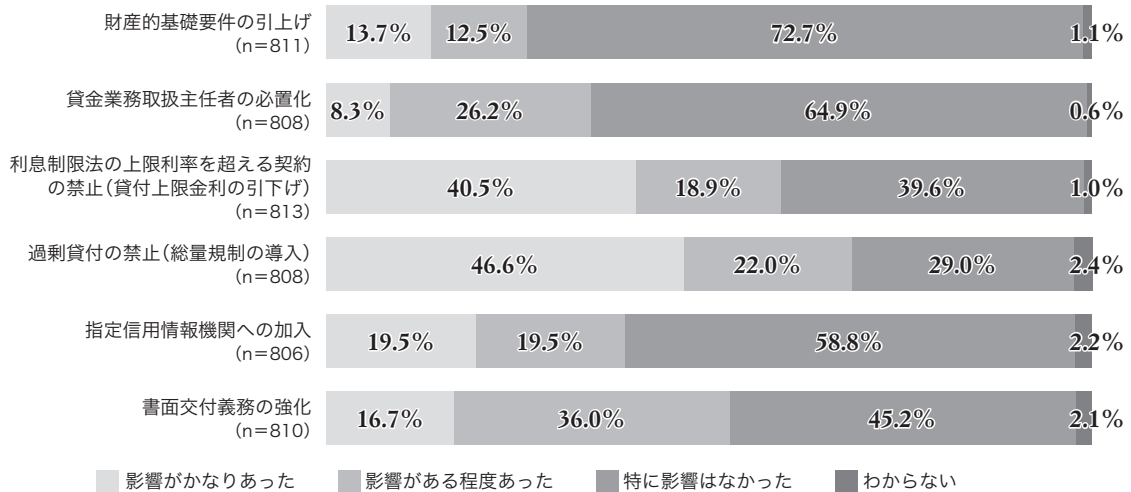
1 完全施行対応による事業への影響と事業コスト構造

① 完全施行対応による事業への影響

完全施行対応による調査時点における直近1年間の事業への影響について調査したところ、影響が大きい項目としては、「過剰貸付の禁止（総量規制の導入）」と回答した貸金業者が最も多く、「影響がかなりあった」、「影響がある程度あった」をあわせて68.6%が「影響があった」と回答している。また、「利息制限法の上限利率を超える契約の禁止（貸付上限金利の引下げ）」については59.4%が、「書面交付義務の強化」については52.7%が、「影響があった」と回答している。

図表3-23 （協会員調査）完全施行対応による調査時点における直近1年間の事業への影響

	影響がかなりあった	影響がある程度あった	特に影響はなかった	わからない	合計
財産的基礎要件の引上げ	111 13.7%	101 12.5%	590 72.7%	9 1.1%	811 100.0%
貸金業務取扱主任者の必置化	67 8.3%	212 26.2%	524 64.9%	5 0.6%	808 100.0%
利息制限法の上限利率を超える契約の禁止（貸付上限金利の引下げ）	329 40.5%	154 18.9%	322 39.6%	8 1.0%	813 100.0%
過剰貸付の禁止（総量規制の導入）	377 46.6%	178 22.0%	234 29.0%	19 2.4%	808 100.0%
指定信用情報機関への加入	157 19.5%	157 19.5%	474 58.8%	18 2.2%	806 100.0%
書面交付義務の強化	135 16.7%	292 36.0%	366 45.2%	17 2.1%	810 100.0%

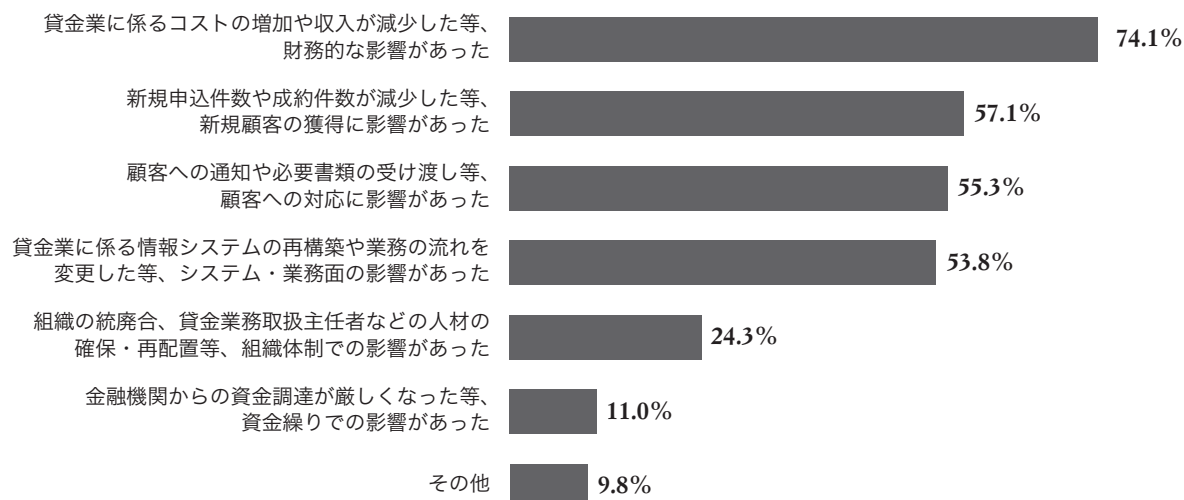


さらに、完全施行による主な影響の内容について調査したところ、「貸金業に係るコストの増加や収入が減少した等、財務的な影響があった」(74.1%)が最も高く、「新規申込件数や成約件数が減少した等、新規顧客の獲得に影響があった」(57.1%)、「顧客への通知や必要書類の受け渡し等、顧客への対応に影響があった」(55.3%)、「貸金業に係る情報システムの再構築や業務の流れを変更した等、システム・業務面の影響があった」(53.8%)が続く結果となっている。

図表3-24 (協会員調査) 完全施行対応による主な影響の内容 (複数回答)

(n=653)

	回答数	回答率
貸金業に係るコストの増加や収入が減少した等、 財務的な影響があった	484	74.1%
新規申込件数や成約件数が減少した等、 新規顧客の獲得に影響があった	373	57.1%
顧客への通知や必要書類の受け渡し等、 顧客への対応に影響があった	361	55.3%
貸金業に係る情報システムの再構築や業務の流れを変更した等、 システム・業務面の影響があった	351	53.8%
組織の統廃合、貸金業務取扱主任者などの人材の確保・再配置等、 組織体制での影響があった	159	24.3%
金融機関からの資金調達が厳しくなった等、 資金繰りでの影響があった	72	11.0%
その他	64	9.8%



(注1) 複数回答のためnは一致しない。

②営業貸付金残高に対する各収支項目比率

貸金業者のコスト構造を把握するために、平成19年度から平成21年度の営業貸付金残高（平均残高）、営業貸付金利息、および貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用（利息返還金）を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額（利息返還費用を含む）の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した。

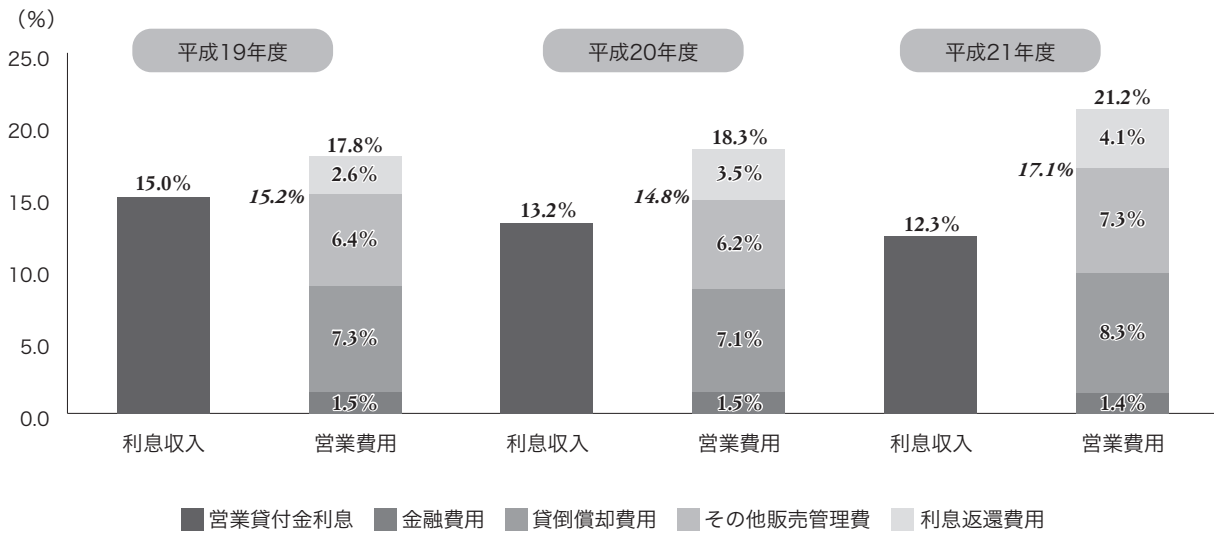
「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、平成19年度が15.0%、平成21年度が12.3%と低下している。一方、営業費用総額（利息返還費用を含む）の比率は17.8%から21.2%へと上昇している。

「利息返還費用を除いた営業費用の営業貸付金残高に対する比率」については、販売管理費の削減があったものの、平成19年度が15.2%、平成21年度が17.1%と上昇し、平成19年度以降、営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率を上回っている。

図表3-25 営業貸付金残高に対する各収支項目比率

(n=259)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	金額 (百万円)	比率	金額 (百万円)	比率	金額 (百万円)	比率	
営業貸付金残高	13,228,657	-	12,228,168	-	10,706,360	-	
利息収入	営業貸付金利息	1,989,621	15.0%	1,616,003	13.2%	1,314,867	12.3%
営業費用	金融費用	204,626	1.5%	182,601	1.5%	154,586	1.4%
	貸倒償却費用	965,077	7.3%	872,877	7.1%	891,711	8.3%
	その他販売管理費	846,373	6.4%	756,496	6.2%	783,681	7.3%
	利息返還費用	341,193	2.6%	422,874	3.5%	435,322	4.1%
	合計	2,357,269	17.8%	2,234,848	18.3%	2,265,300	21.2%
	合計（利息返還費用除く）	2,016,076	15.2%	1,811,974	14.8%	1,829,978	17.1%



③金融機関からの資金調達状況

貸金業者の資金繰りの状況を確認するため、金融機関からの資金調達状況を調査したところ、調査時点における直近1年間の「借入可能金額」については、13.6%が「大幅減」、11.6%が「微減」と回答したのに対し、4.1%が「大幅増」、4.1%が「微増」と回答している。

また、今後の見通しについても、30.2%が「借入可能金額」が「大幅減」「微減」、33.7%が「金融機関の貸出姿勢」が「厳しくなる」と回答している。

図表3-26 調査時点における直近1年間の金融機関からの資金調達状況

(n=559)

	借入可能金額（借入枠）					合計
	大幅減	微減	変化なし	微増	大幅増	
全体	76 13.6%	65 11.6%	372 66.6%	23 4.1%	23 4.1%	559 100%

■直近1年間の借入可能金額(借入枠)



図表3-27 今後の金融機関からの資金調達将来見通し

(n=457)

	今後の借入可能金額（借入枠）の見通し					合計
	大幅減	微減	変化なし	微増	大幅増	
全体	67 14.7%	71 15.5%	300 65.7%	12 2.6%	7 1.5%	457 100.0%

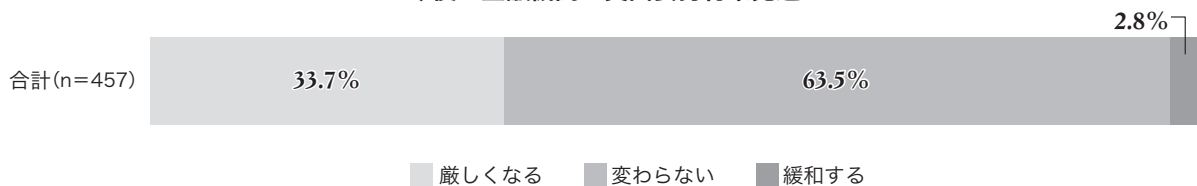
■今後の借入可能金額(借入枠)の見通し



(n=457)

	今後の金融機関の貸出姿勢将来見通し			合計
	厳しくなる	変わらない	緩和する	
全体	154 33.7%	290 63.5%	13 2.8%	457 100.0%

■今後の金融機関の貸出姿勢将来見通し



2 利息返還請求への対応状況

①利息返還請求の実態と見通し

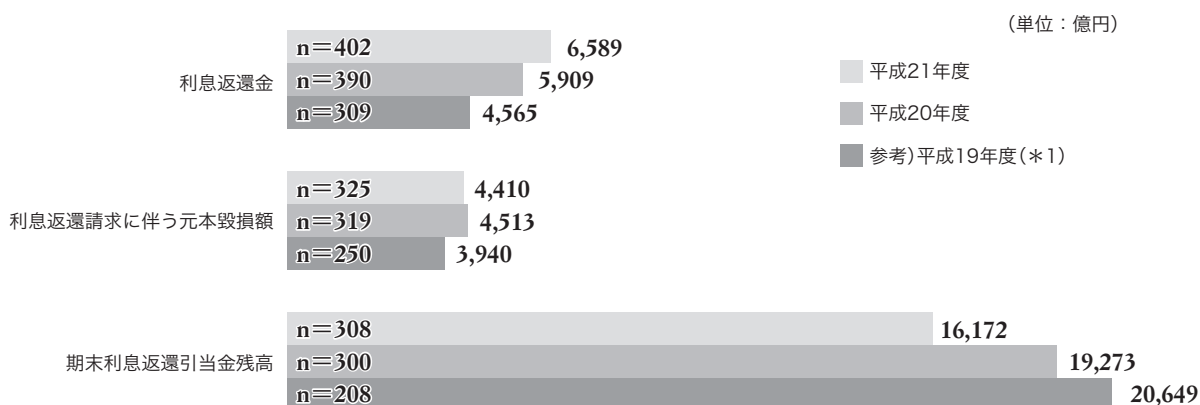
平成19年度以降、利息返還金と利息返還請求に伴う元本毀損額の合計額は、平成19年度が約0.8兆円、平成20年度が約1.0兆円、平成21年度が約1.1兆円と年を追って増加し、この間、利息返還引当金残高は約2.0兆円から約1.6兆円に減少している。

また、利息返還請求の影響は、過去3カ年において、利息返還金と元本毀損額の合計で約3.0兆円となっており、平成21年度の期末利息返還引当金残高約1.6兆円を加えると約4.6兆円の規模に達している。

図表3-28 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額および引当金残高の推移

(単位：百万円)

	参考) 平成19年度 (*1)		平成20年度		平成21年度	
利息返還金	456,512	(n=309)	590,998	(n=390)	658,947	(n=402)
利息返還請求に伴う元本毀損額	394,034	(n=250)	451,384	(n=319)	441,065	(n=325)
期末利息返還引当金残高	2,064,913	(n=208)	1,927,331	(n=300)	1,617,247	(n=308)



(注1) グラフ上の数値は単位未満切り捨て。

(*1) 平成19年度は、平成21年10月に公表した「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告。

また、利息返還関連コストそれぞれの今後の見通しについて尋ねたところ、貸金業者の40%以上は、利息返還金および元本毀損額の増加を見通している。

図表3-29 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額および引当金残高の見通し

	増加	変化なし	減少	合計
利息返還金	209 46.1%	182 40.2%	62 13.7%	453 100.0%
利息返還請求に伴う元本毀損額	179 43.1%	177 42.7%	59 14.2%	415 100.0%
期末利息返還引当金残高	131 34.4%	184 48.3%	66 17.3%	381 100.0%

②利息返還請求の債務者区分

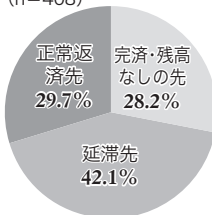
利息返還請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点の債務者区分について調査したところ、現在、原債務の支払いが滞っている「延滞先」からの請求が最も多く42.1%を占めているものの、既に貸金業者との取引が終了している「完済・残高なしの先」からの請求は28.2%と、前回経営実態調査(24.0%)^(*)を上回っている。

さらに、今後の見通しについては、「延滞先」や「正常返済先」からの請求増加(それぞれ、35.3%、39.1%)よりも、「完済・残高なしの先」からの請求増加が50.4%と多くなっている。

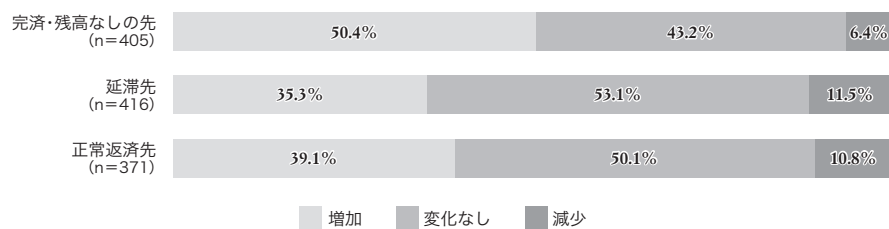
図表3-30 利息返還請求時の債務者区分

	人数構成比 ^(*)2) (n=408)	今後の見通し			合計
		増加	変化なし	減少	
完済・残高なしの先	28.2%	204 50.4%	175 43.2%	26 6.4%	405 100.0%
延滞先	42.1%	147 35.3%	221 53.2%	48 11.5%	416 100.0%
正常返済先	29.7%	145 39.1%	186 50.1%	40 10.8%	371 100.0%

■人数構成比
(n=408)



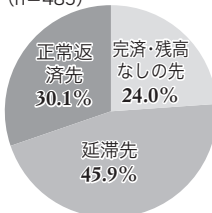
■今後の見通し



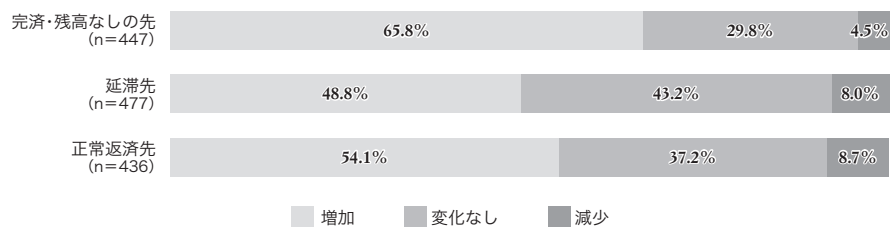
図表3-31 (前回経営実態調査^(*)1) 利息返還請求時の債務者区分

	人数構成比 ^(*)2) (n=485)	今後の見通し			合計
		増加	変化なし	減少	
完済・残高なしの先	24.0%	294 65.8%	133 29.8%	20 4.5%	447 100.0%
延滞先	45.9%	233 48.8%	206 43.2%	38 8.0%	477 100.0%
正常返済先	30.1%	236 54.1%	162 37.2%	38 8.7%	436 100.0%

■人数構成比
(n=485)



■今後の見通し



(*)1 平成21年10月に公表した「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告。

(*)2 408者(社)、485者(社)それぞれの回答を基に平均値を算出したもの。

3 貸金業者の店舗の状況

①店舗数の推移

平成20年度末から調査時点における直近月末までの店舗数を調査したところ、有人店舗は、3,455店（平成20年度末）から2,550店（調査時点における直近月末）へと26.2%減少し、無人店舗は、8,102店から6,872店へと15.2%減少している（店舗全体では、18.5%の減少）。

図表3-32 平成20年度末から調査時点における直近月末までの店舗数増減数

(n=907)

(単位：店)

	有人店舗数	無人店舗数	店舗合計
調査時点における直近月末	2,550	6,872	9,422
平成20年度末	3,455	8,102	11,557

②今後の店舗増減見通し

大手貸金業者の有人店舗と無人店舗の今後の見通しについて都道府県別に調査したところ^(*)、「有人店舗」では43.7%、「無人店舗」では60.0%の割合で、「減少／撤退」すると回答している。

(*) 都道府県毎の増減見通しを単純合計し、「全国ベース」として算出。

図表3-33 今後の店舗数増減見通し—大手貸金業者

	今後の見通し				合計
	増加	変化なし	減少	撤退	
有人店舗 (n=8)	0 0.0%	189 56.3%	66 19.6%	81 24.1%	336 100.0%
無人店舗 (n=5)	6 2.6%	88 37.4%	94 40.0%	47 20.0%	235 100.0%

③従業員の見直し状況

平成20年度末から調査時点における直近月末までの従業員の見直し状況を調査したところ、正従業員数は、70,746人（平成20年度末）から65,938人（調査時点における直近月末）へと6.8%減少し、臨時従業員数は、28,348人から24,551人へと13.4%減少している。

図表3-34 平成20年度末から調査時点における直近月末にかけての従業員数

(単位：人)

	従業員数	
	平成20年度末	調査時点における直近月末
本社・本部・営業店に配置されている正従業員 (n=905)	70,746	65,938
臨時従業員（派遣・パート・アルバイト等）(n=355)	28,348	24,551

図表3-35 貸付残高別従業員数増減見通し

	増減見通し											
	本社・本部に配属されている正従業員				営業店に配属されている正従業員				臨時従業員（派遣・パート・アルバイト等）			
	増員	変化なし	減員	合計	増員	変化なし	減員	合計	増員	変化なし	減員	合計
全体 ^(*)	47 4.8%	796 81.2%	137 14.0%	980 100.0%	14 2.6%	465 87.6%	52 9.8%	531 100.0%	31 4.6%	549 81.6%	93 13.8%	673 100.0%
5億円以下	14 2.9%	425 88.0%	44 9.1%	483 100.0%	4 1.6%	228 93.5%	12 4.9%	244 100.0%	7 2.4%	261 91.3%	18 6.3%	286 100.0%
5億円超～ 100億円以下	19 5.8%	249 75.4%	62 18.8%	330 100.0%	5 2.6%	160 84.7%	24 12.7%	189 100.0%	14 5.4%	204 78.1%	43 16.5%	261 100.0%
100億円超～ 500億円以下	7 12.7%	35 63.7%	13 23.6%	55 100.0%	3 8.1%	26 70.3%	8 21.6%	37 100.0%	5 10.2%	30 61.2%	14 28.6%	49 100.0%
500億円超～ 5,000億円以下	1 2.7%	28 75.7%	8 21.6%	37 100.0%	2 8.7%	19 82.6%	2 8.7%	23 100.0%	3 10.0%	18 60.0%	9 30.0%	30 100.0%
5,000億円超	1 7.7%	6 46.2%	6 46.1%	13 100.0%	0 0.0%	6 54.5%	5 45.5%	11 100.0%	0 0.0%	5 45.5%	6 54.5%	11 100.0%

(*) 全体は不明分を含む。

4 今後の事業継続状況

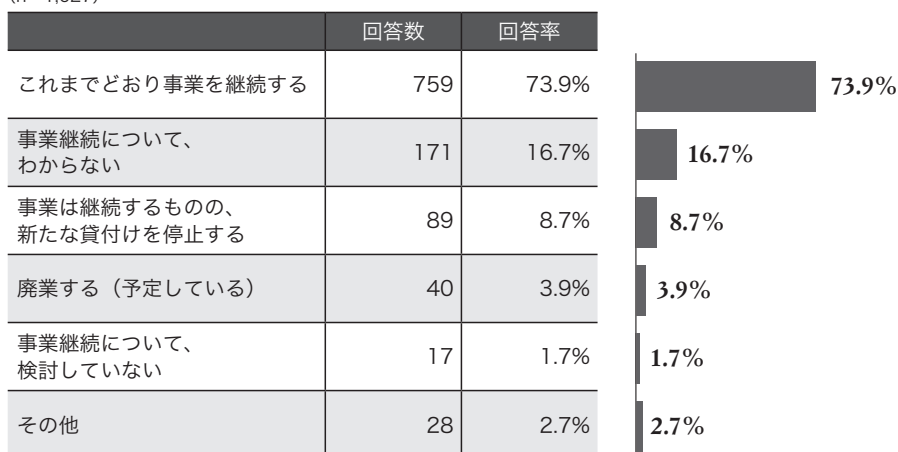
①今後の事業継続見通し

今後の貸金業の事業継続に関する意向を尋ねたところ、貸金業者の73.9%が「これまでどおり事業を継続する」と回答する一方、16.7%が「事業継続について、わからない」、8.7%が「事業は継続するものの、新たな貸付けを停止する」と回答している。

事業継続が困難および新規貸付けを停止した理由では、「上限金利引下げによって収益が悪化しているから」(66.4%)、「総量規制の導入によって貸付けを継続できない状況になっているから」(55.7%)、「貸付先の信用力が低下しているから」(37.4%)、「利息返還請求の負担が重いから」(36.6%)、「資金調達環境が悪化しているから」(26.0%)が上位を占めている。

図表3-36 今後の事業継続見通し（複数回答）

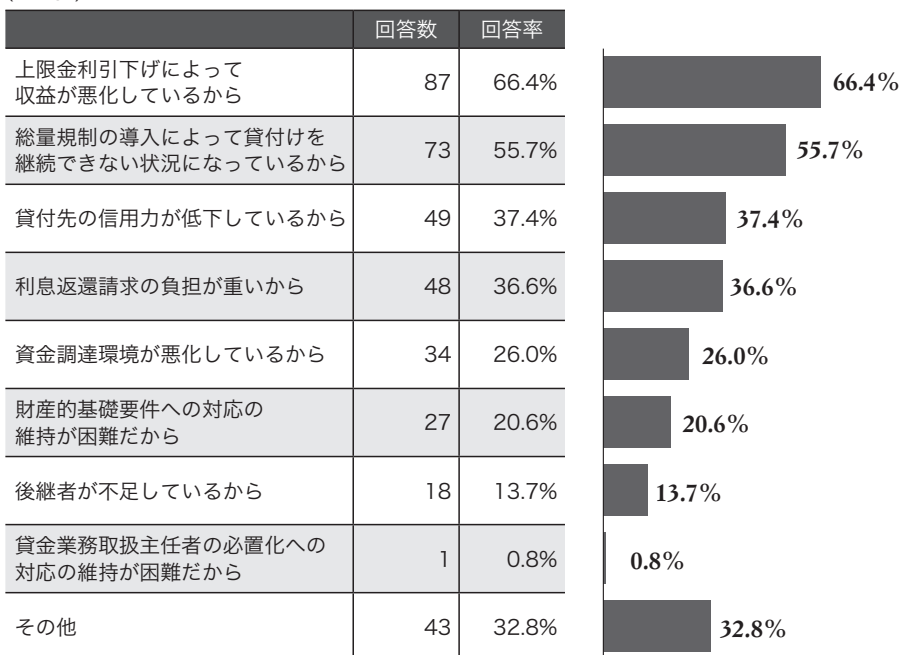
(n=1,027)



(注1) 複数回答のためnは一致しない。

図表3-37 事業継続が困難および新規貸付停止の理由（複数回答）

(n=131)



(注1) 複数回答のためnは一致しない。

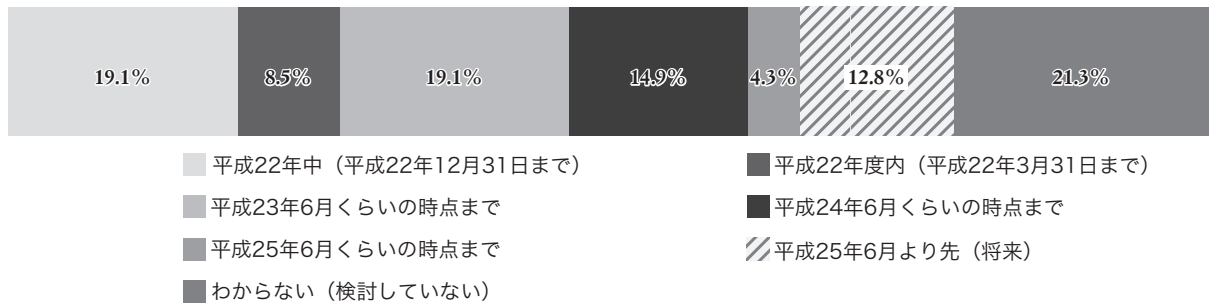
②廃業の手続予定時期

廃業等予定時期を調査したところ、廃業等を予定している貸金業者の46.7%が、1年以内（平成23年6月まで）に廃業を予定している。また、既存債権への対応について、廃業を予定している貸金業者の49.5%が「廃業までに、可能な限り、既存債権の回収や解消を図る」と回答している。

図表3-38 廃業等の手続予定時期

(n=47)

	回答数	回答率
平成22年中（平成22年12月31日まで）	9	19.1%
平成22年度内（平成22年3月31日まで）	4	8.5%
平成23年6月くらいの時点まで	9	19.1%
平成24年6月くらいの時点まで	7	14.9%
平成25年6月くらいの時点まで	2	4.3%
平成25年6月より先（将来）	6	12.8%
わからない（検討していない）	10	21.3%
合計	47	100.0%



図表3-39 既存債権への対応（複数回答）

(n=95)

	回答数	回答率
廃業までに、可能な限り、既存債権の回収や解消を図る	47	49.5%
既存債権の譲渡を検討している	12	12.6%
廃業後に既存債権の回収のみを続ける	42	44.2%
既存債権の取扱いについて、特に検討していない	22	23.2%
その他	5	5.3%

(注1) 複数回答のためnは一致しない。

4

資金需要者等への相談・助言の対応について

Ⅰ 資金需要者への相談・助言の対応状況

① 有人店舗での相談・助言の対応状況

「店舗における対面での相談・助言」については、貸金業者（協会員）の68.3%が「既の実施している」、10.5%が「実施を予定している」と回答している。

図表3-40 （協会員調査） 有人店舗での相談・助言対応状況

	相談・助言対応状況				合計
	既の実施している	実施を予定している	実施を予定していない	わからない	
店舗における対面での相談・助言 (n=762)	521 68.3%	80 10.5%	117 15.4%	44 5.8%	762 100.0%
コールセンターでの相談・助言 (n=632)	219 34.7%	20 3.2%	336 53.1%	57 9.0%	632 100.0%
インターネットでの相談・質問受付 (n=626)	75 12.0%	13 2.1%	466 74.4%	72 11.5%	626 100.0%

② 相談・助言対応の実施内容

相談・助言の実施内容のうち「契約・条件変更に関する相談」については、大手貸金業者では100%、貸金業者全体では77.6%が「既の実施している」と回答している。

図表3-41 （協会員調査）「契約・条件変更に関する相談」の実施状況—貸付残高規模別

	契約・条件変更に関する相談				合計
	既の実施している	実施を予定している	実施を予定していない	わからない	
全体 (n=725)	563 77.6%	71 9.8%	63 8.7%	28 3.9%	725 100.0%
5億円以下 (n=371)	258 69.6%	53 14.3%	45 12.1%	15 4.0%	371 100.0%
5億円超～100億円以下 (n=275)	231 84.0%	17 6.2%	14 5.1%	13 4.7%	275 100.0%
100億円超～500億円以下 (n=42)	40 95.2%	1 2.4%	1 2.4%	0 0.0%	42 100.0%
500億円超～5,000億円以下 (n=26)	23 88.5%	0 0.0%	3 11.5%	0 0.0%	26 100.0%
5,000億円超 (n=11)	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%

③ 相談・助言を行う上での課題

今後、相談・助言を推進する上での課題を調査したところ、「相談員の能力向上」が65.4%と最も高く、次いで「相談員の資質の標準化（マニュアル整備等）」（51.1%）、「日本貸金業協会との連携体制の構築・強化」（46.9%）と続いている。

図表3-42 （協会員調査） 相談・助言を推進する上での課題（複数回答）

(n=636)	回答数	回答率
相談員の能力向上	417	65.4%
相談員の資質の標準化（マニュアル整備等）	326	51.1%
日本貸金業協会との連携体制の構築・強化	299	46.9%
相談員の確保	238	37.3%
国や地方自治体との連携体制の構築・強化	157	24.6%
弁護士会や国民生活センター等との連携体制の構築・強化	155	24.3%
相談・助言に関するサービスの顧客へのPR	149	23.4%
相談・助言を行うチャネルの整備（店舗、コールセンター等）	133	20.8%
その他	23	3.6%

(注1) 複数回答のためnは一致しない。

5 本章のまとめ

1 資金供給体制の状況

①貸付残高の今後の見通し

- 1) 貸付残高の今後の見通しとして、消費者向無担保貸付では貸金業者の72%が減少すると回答、このうち貸付残高5,000億円を超える大手貸金業者の91%が、減少を見通している。
- 2) 消費者向貸付の商品別貸付残高割合は、カードローン・キャッシング(45%)が高いものの、カードローン・キャッシングを扱っている貸金業者の57%が、今後、残高が減少すると見通している。
- 3) 貸付残高減少見通しの根拠として、「与信の厳格化」が最も高く(75%)、「利息返還請求の増加・高止まり」(43%)が続いている。

②与信姿勢の変化・与信見直しによる資金供給への影響

- 1) 新規借入申込みに対する初期審査姿勢の調査(消費者向無担保貸付)では、貸金業者の53%が調査時点における直近1年間で厳しくした。さらに、56%が完全施行後も厳しくしている。その理由(複数回答)として、「上限金利の引下げや総量規制の導入等によって収益が悪化したため」(71%)が最も高くなっている。
- 2) 消費者金融業態による消費者向無担保貸付の「新規成約件数」は、11.8万件(平成20年9月)から4.2万件(平成22年6月)へと減少している。
- 3) 今後の初期審査姿勢についても、消費者向無担保貸付を行う貸金業者の41%が「厳しくする」、3%が「貸付停止を予定」と回答している。

③資金需要者への貸付状況

- 1) 大手貸金業者の消費者向貸付における資金需要者の職業別貸付状況を見ると、総貸付残高に対する「専業主婦(主夫)」が占める貸付残高構成比は4%である。一方、月間の総貸付金額(新たな貸付と追加貸付の総額)に対する「専業主婦(主夫)」が占める貸付金額構成比では2%となっている。
- 2) 同様に、事業者金融業態の事業者向貸付における会社形態別貸付状況を見ると、総貸付残高に対する「個人事業主」が占める貸付残高構成比は12%である。一方、月間の総貸付金額に対する

「個人事業主」が占める貸付金額構成比では4%となっている。

- 3) 「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付け」において、貸金業者の48%が、完全施行直前で配偶者の同意書等の必要書類^(*)を取得していない先に対し、「貸付けを停止した」と回答している。

④総量規制該当者や個人事業主への貸付けに対する対応状況

- 1) 貸金業者の39%が「総量規制に該当している資金需要者の借入残高を段階的に減らしていくための借換え^(*)」について「既に取組中」「今後、取組予定」と回答している。
- 2) 貸金業者の46%が「個人事業主の安定的な事業所得を総量規制の年収として算入する取組み^(*)」について「既に取組中」「今後、取組の予定」と回答している。

2 貸金業者の経営状況

①完全施行対応による事業への影響

- 1) 完全施行対応による調査時点における直近1年間の事業への影響について、貸金業者(協会員)の69%が「過剰貸付の禁止(総量規制の導入)」、59%が「利息制限法の上限利率を超える契約の禁止(貸付上限金利の引下げ)」を「影響があった」と回答し、事業への影響の主な内容(複数回答)として、財務的な影響(74%)や新規顧客の獲得への影響(57%)をあげている。
- 2) 平成19年度から平成21年度における取支項目の営業貸付金残高に対する比率は、営業貸付金利息が15.0%から12.3%へと低下する一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は17.8%から21.2%へと上昇した。また、利息返還費用を除いた営業費用の比率は、15.2%から17.1%へと上昇し、平成19年度以降、営業貸付金利息の比率を上回っている。
- 3) 資金調達状況の調査では、貸金業者の25%が、調査時点における直近1年間の金融機関からの借入可能金額を「減少」と回答している。また、今後の金融機関からの借入れについては、30%が借入可能金額の減少、34%が金融機関の貸出姿勢が厳しくなると見通している。

②利息返還請求への対応状況

- 1) 平成19年度以降、利息返還金と利息返還請求に伴う元本毀損額の合計額は、平成19年度が約

0.8兆円、平成20年度が約1.0兆円、平成21年度が約1.1兆円と年を追って増加し、この間、利息返還引当金残高は約2.0兆円から約1.6兆円に減少している。

- 2) 利息返還請求の影響は、過去3 ヶ年において、利息返還金と元本毀損額の合計で約3.0兆円となっており、平成21年度の期末利息返還引当金残高約1.6兆円を加えると約4.6兆円の規模に達している。
- 3) 利息返還請求者の請求時点の債務者区分調査では、「延滞先」が最多の42%を占めているものの、「完済・残高なしの先」も28%と前回経営実態調査(24%)^(*)4)を上回った。今後、貸金業者の50%が、「完済・残高なしの先」からの請求が増加すると予想している。

③店舗・従業員数の状況

- 1) 平成20年度末から調査時点における直近月末までの店舗数を調査したところ、有人店舗は、3,455店(平成20年度末)から2,550店(調査時点における直近月末)へと26%減少し、無人店舗は、8,102店から6,872店へと15%減少している(店舗全体では、19%の減少)。
- 2) 店舗数の今後の見通しとして、大手貸金業者の44%が「有人店舗」を、60%が「無人店舗」を、「減少/撤退」と回答している。
- 3) 平成20年度末から調査時点における直近月末までの従業員の見直し状況を調査したところ、正従業員数は、70,746人(平成20年度末)から65,938人(調査時点における直近月末)へと6.8%減少し、臨時従業員数は、28,348人から24,551人へと13%減少している。

④今後の事業継続見通し

- 1) 事業継続の可能性に関する意向について調査(複数回答)したところ、74%が「これまでどおり事業を継続する」と回答した。一方、17%が「事業継続について、わからない」、9%が「事業継続するものの、新たな貸付けを停止する」と回答している。
- 2) 事業継続が困難および新規貸付けを停止した理由(複数回答)では、「上限金利引下げによって収益が悪化しているから」(66%)、「総量規制の導入によって貸付けを継続できない状況になっているから」(56%)、「貸付先の信用力が低下しているから」(37%)、「利息返還請求の負担が重いから」(37%)、「資金調達環境が悪化しているから」

(26%)が上位を占めている。

- 3) 廃業を予定している貸金業者の47%が、1年以内(平成23年6月まで)に廃業を予定し、また、既存債権への対応について、50%が「廃業までに、可能な限り、既存債権の回収や解消を図る」と回答している。

③資金需要者等への相談・助言対応

①資金需要者等への相談・助言対応

- 1) 「店舗における対面での相談・助言」については、貸金業者(協会員)の68%が「既に実施している」、11%が「実施を予定している」と回答している。
- 2) 相談・助言の実施内容のうち「契約・条件変更に関する相談」については、大手貸金業者では100%、貸金業者全体では78%が「既に実施している」と回答している。

(*)1) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

- ①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

(*)2) 「借り手の目線に立った10の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換えを総量規制の例外としている。

(*)3) 「借り手の目線に立った10の方策」により、個人事業者の「事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)」のうち、「安定的な年収」として認められるものについては、総量規制の基準となる「年収」に加えることが可能となった。

(*)4) 平成21年10月に公表した「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告。

第4章

貸金業法の完全施行後の影響および資金需要者等の現状と動向に関する調査結果について

1 貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査

1 アンケート調査概要

①調査目的

資金需要者の動向および改正貸金業法の完全施行^{(*)1}の影響等を把握することを目的とし、総量規制^{(*)2}該当者と専業主婦（主夫）、個人事業主を対象にアンケート調査を行った。

(*)1 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制（一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの）。

(*)2 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。平成22年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われた。

②調査方法

調査対象	・総量規制該当者：1,000名 ^{(*)3} ・専業主婦（主夫）：500名 ^{(*)4} ・個人事業主：500名 ^{(*)4} (*)3 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,000名を抽出 (*)4 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦（主夫）500名と総量規制に該当する個人事業主500名を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成22年8月26日～9月17日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	楽天リサーチ株式会社

③調査分析における留意点

- 1) 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 2) 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

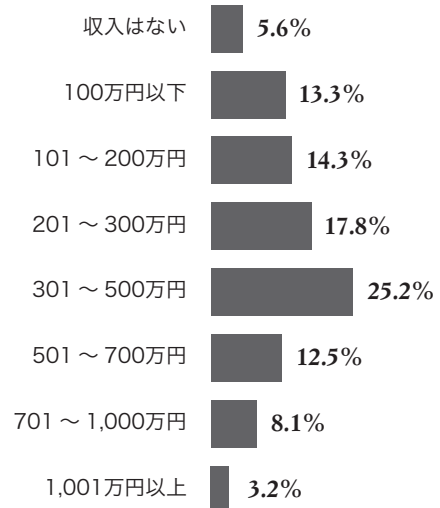
④標本構成

1) 個人年収

■ 総量規制該当者（専業主婦（主夫）、個人事業主を除く）

(n=1,000)

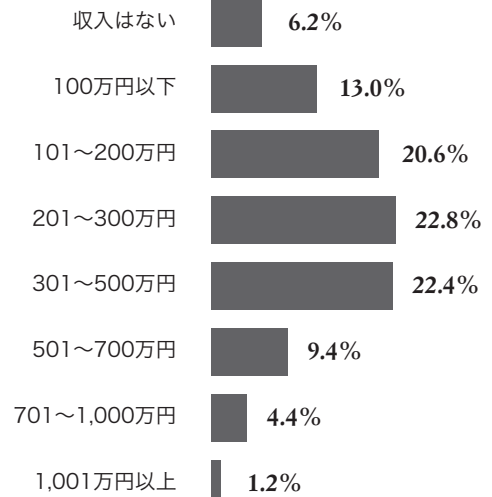
選択肢	回答数	回答率
収入はない	56	5.6%
100万円以下	133	13.3%
101～200万円	143	14.3%
201～300万円	178	17.8%
301～500万円	252	25.2%
501～700万円	125	12.5%
701～1,000万円	81	8.1%
1,001万円以上	32	3.2%
合計	1,000	100.0%



■ 個人事業主

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
収入はない	31	6.2%
100万円以下	65	13.0%
101～200万円	103	20.6%
201～300万円	114	22.8%
301～500万円	112	22.4%
501～700万円	47	9.4%
701～1,000万円	22	4.4%
1,001万円以上	6	1.2%
合計	500	100.0%



2 貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査結果

①総量規制該当者調査

1) 改正貸金業法の完全施行日（平成22年6月18日）以降の借入状況に関する調査結果

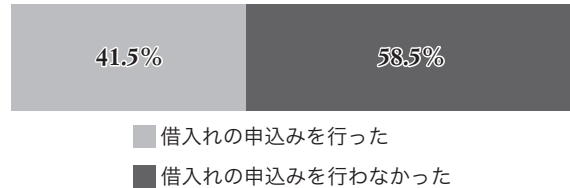
イ 新規申込状況

総量規制に該当する借入利用者（以下「総量規制該当者」と言う）に対して、完全施行日以降に新規の借入れの申込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が41.5%、「借入れの申込みを行わなかった」が58.5%となっている。

図表4-1 総量規制該当者の完全施行日以降の新規申込状況

(n=1,000)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	415	41.5%
借入れの申込みを行わなかった	585	58.5%
回答者数	1,000	100.0%

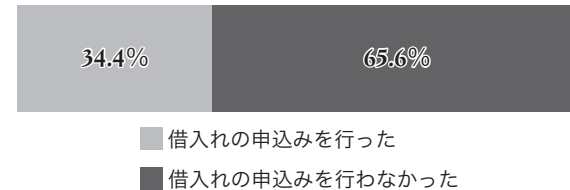


専業主婦（主夫）に対して、完全施行日以降に借入れの申込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が34.4%、「借入れの申込みを行わなかった」が65.6%となっている。

図表4-2 専業主婦（主夫）の完全施行日以降の新規申込状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	172	34.4%
借入れの申込みを行わなかった	328	65.6%
回答者数	500	100.0%



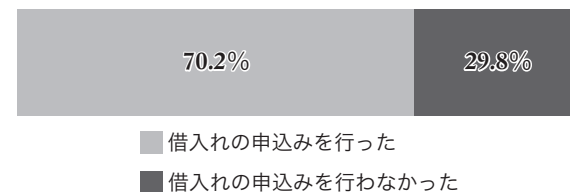
ロ 既存借入枠の利用状況

総量規制該当者に対して、完全施行日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が70.2%、「借入れの申込みを行わなかった」が29.8%となっている。

図表4-3 総量規制該当者の完全施行日以降の既存借入枠の利用状況

(n=1,000)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	702	70.2%
借入れの申込みを行わなかった	298	29.8%
回答者数	1,000	100.0%

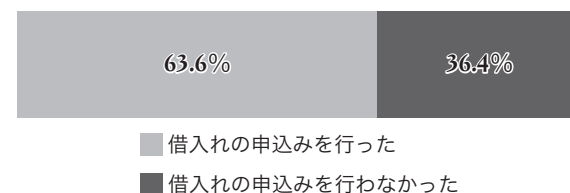


専業主婦（主夫）に対して、6月18日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が63.6%、「借入れの申込みを行わなかった」が36.4%となっている。

図表4-4 専業主婦（主夫）の完全施行日以降の既存借入枠の利用状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	318	63.6%
借入れの申込みを行わなかった	182	36.4%
回答者数	500	100.0%



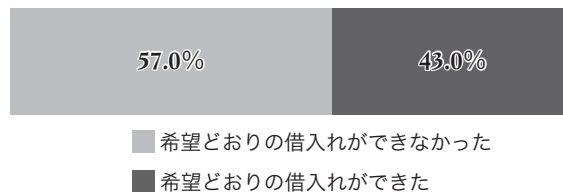
八 借入結果

完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした総量規制該当者に対して、完全施行日以降の借入れの結果を確認したところ、「希望どおりの借入れができなかった」が57.0%、「希望どおりの借入れができた」が43.0%となっている。

図表4-5 総量規制該当者の完全施行日以降の借入結果

(n=732)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができなかった	417	57.0%
希望どおりの借入れができた	315	43.0%
回答者数	732	100.0%



完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした専業主婦（主夫）に対して、完全施行日以降の借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」が32.3%、「希望どおりの借入れができた」が67.7%となっている。

図表4-6 専業主婦（主夫）の完全施行日以降の借入結果

(n=347)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができなかった	112	32.3%
希望どおりの借入れができた	235	67.7%
回答者数	347	100.0%



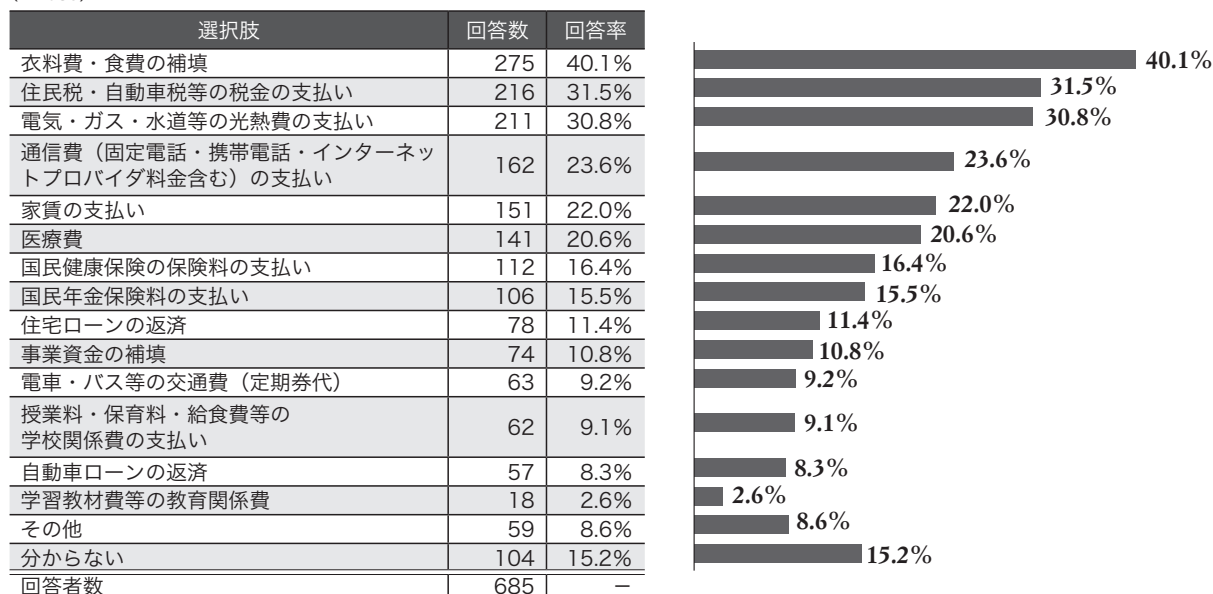
2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動に関する調査結果

イ 希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めたとした総量規制該当者に対して、困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填」(40.1%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(31.5%)といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めている。

図表4-7 総量規制該当者の希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)

(n=685)

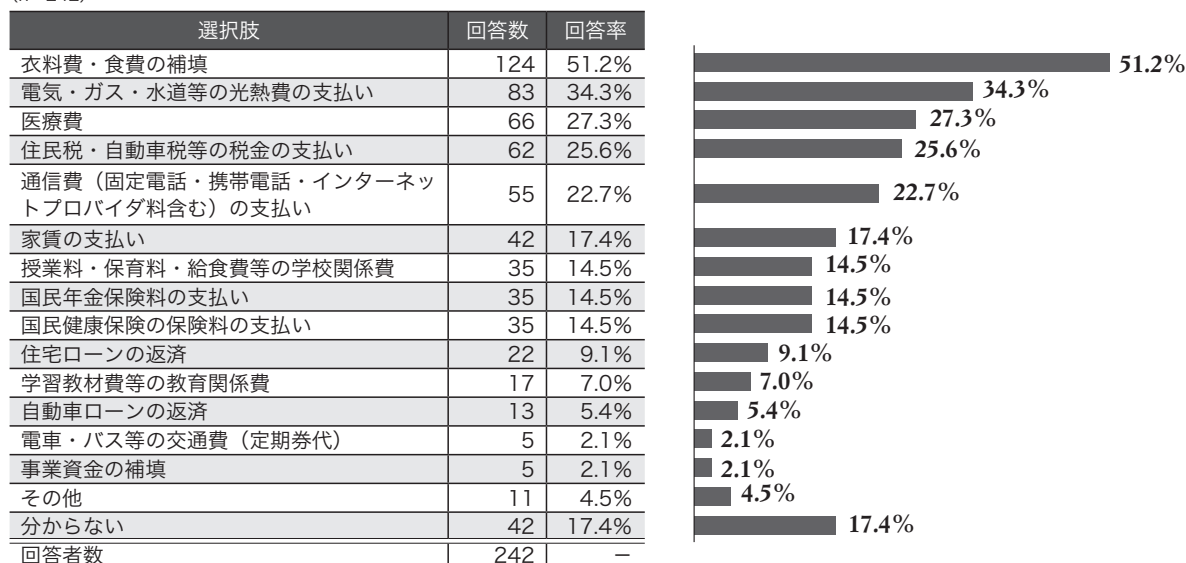


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めたとした専業主婦(主夫)に対して、困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填」(51.2%)、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い」(34.3%)、「医療費」(27.3%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(25.6%)、「通信費(固定電話、携帯電話、インターネットプロバイダ料金含む)の支払い」(22.7%)が上位を占めている。

図表4-8 専業主婦(主夫)の希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)

(n=242)



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

3) 今後の借入れの必要性に関する調査結果

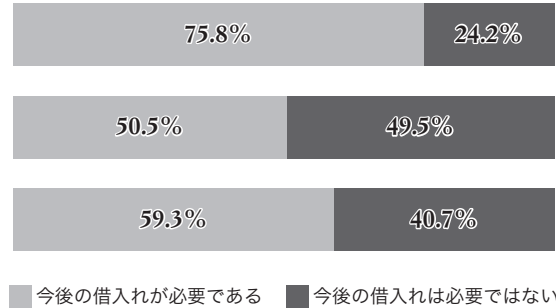
イ 借入状況別今後の借入れの必要性

総量規制該当者に対して、借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」回答者の75.8%、「希望どおりの借入れができた」回答者の50.5%、「借入れの申込みを行わなかった」回答者の59.3%が「今後の借入れが必要である」と回答している。

図表4-9 総量規制該当者の借入状況別今後の借入れの必要性

(n=1,000)

	今後の借入れが必要である	今後の借入れは必要ではない	合計
希望どおりの借入れができなかった	316 75.8%	101 24.2%	417 100.0%
希望どおりの借入れができた	159 50.5%	156 49.5%	315 100.0%
借入れの申込みを行わなかった	337 59.3%	231 40.7%	568 100.0%

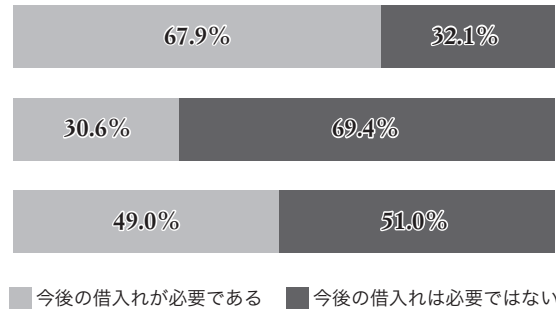


専業主婦（主夫）に対して、借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」回答者の67.9%、「希望どおりの借入れができた」回答者の30.6%、「借入れの申込みを行わなかった」回答者の49.0%が「今後の借入れが必要である」と回答している。

図表4-10 専業主婦（主夫）の借入状況別今後の借入れの必要性

(n=500)

	今後の借入れが必要である	今後の借入れは必要ではない	合計
希望どおりの借入れができなかった	76 67.9%	36 32.1%	112 100.0%
希望どおりの借入れができた	72 30.6%	163 69.4%	235 100.0%
借入れの申込みを行わなかった	75 49.0%	78 51.0%	153 100.0%



4) 借入残高を段階的に減らしていくための借換え^(※1)の利用意向に関する調査結果

イ 借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

総量規制該当者に対して、複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない1本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「是非利用したい」が43.1%と最も高く、次いで「利用を検討する可能性がある」が41.0%、「利用しない」が8.7%となっている。

図表4-11 総量規制該当者の借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

(n=1,000)

選択肢	回答数	回答率
是非利用したい	431	43.1%
利用を検討する可能性がある	410	41.0%
利用しない	87	8.7%
その他	17	1.7%
分からない	55	5.5%
合計	1,000	100.0%

(※1) 「借り手の目線に立った10の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換を総量規制の例外としている。

専業主婦（主夫）に対して、複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない1本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「利用を検討する可能性がある」が40.2%と最も高く、次いで「是非利用したい」が24.4%、「利用しない」が17.4%となっている。

図表4-12 専業主婦（主夫）の借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
是非利用したい	122	24.4%
利用を検討する可能性がある	201	40.2%
利用しない	87	17.4%
その他	8	1.6%
分からない	82	16.4%
合計	500	100.0%

②個人事業主調査

1) 個人事業主の完全施行日以降の借入状況に関する調査結果

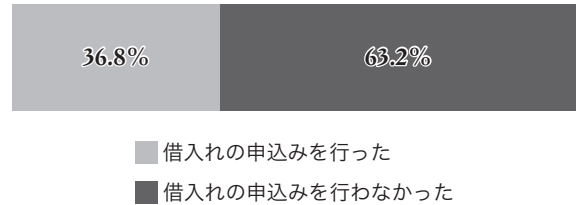
イ 新規申込状況

総量規制に該当する個人事業主（以下「個人事業主」と言う）に対して、完全施行日以降に借入れの申込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が36.8%、「借入れの申込みを行わなかった」が63.2%となっている。

図表4-13 個人事業主の完全施行日以降の新規申込状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	184	36.8%
借入れの申込みを行わなかった	316	63.2%
回答者数	500	100.0%



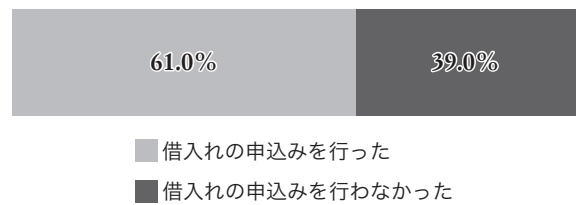
ロ 既存借入枠の利用状況

個人事業主に対して、完全施行日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が61.0%、「借入れの申込みを行わなかった」が39.0%となっている。

図表4-14 個人事業主の完全施行日以降の既存借入枠の利用状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	305	61.0%
借入れの申込みを行わなかった	195	39.0%
回答者数	500	100.0%



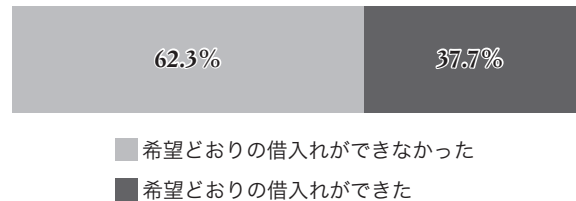
ハ 個人事業主の完全施行日以降の借入結果

完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした個人事業主に対して、完全施行日以降の借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」が62.3%、「希望どおりの借入れができた」が37.7%となっている。

図表4-15 個人事業主の完全施行日以降の借入結果

(n=332)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができなかった	207	62.3%
希望どおりの借入れができた	125	37.7%
回答者数	332	100.0%



2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動に関する調査結果

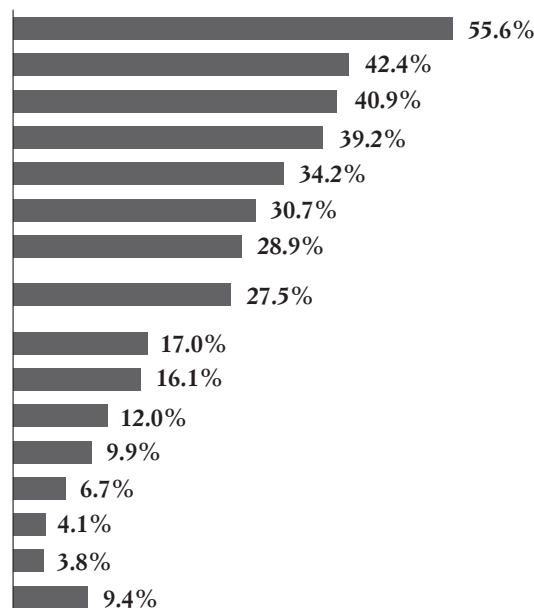
イ 借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

借入れができなかった、あるいは借入れを諦めたとした個人事業主に対して、困ったことについて調査したところ、「事業資金の補填」(55.6%)、「国民健康保険の保険料の支払い」(42.4%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(40.9%)、「国民年金保険料の支払い」(39.2%)が上位を占めている。

図表4-16 個人事業主の希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)

(n=375)

選択肢	回答数	回答率
事業資金の補填	190	55.6%
国民健康保険の保険料の支払い	145	42.4%
住民税・自動車税等の税金の支払い	140	40.9%
国民年金保険料の支払い	134	39.2%
電気・ガス・水道等の光熱費の支払い	117	34.2%
衣料費・食費の補填	105	30.7%
家賃の支払い	99	28.9%
通信費(固定電話・携帯電話・インターネットプロバイダ料含む)の支払い	94	27.5%
住宅ローンの返済	58	17.0%
医療費	55	16.1%
自動車ローンの返済	41	12.0%
授業料・保育料・給食費等の学校関係費	34	9.9%
電車・バス等の交通費(定期券代)	23	6.7%
学習教材費の教育関係費	14	4.1%
その他	13	3.8%
分からない	32	9.4%
回答者数(*1)	342	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*1) 回答していない方を除く。

3) 今後の借入れの必要性に関する調査

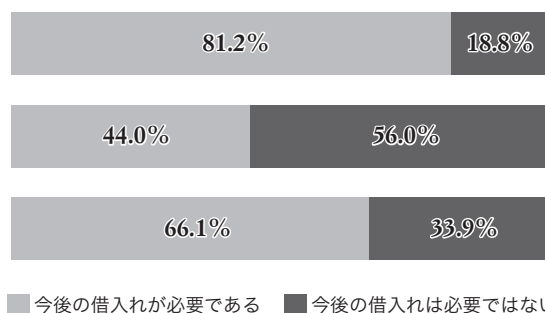
イ 借入状況別今後の借入れの必要性

個人事業主に対して、借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」回答者の81.2%、「希望どおりの借入れができた」回答者の44.0%、「借入れの申込みを行わなかった」回答者の66.1%が「今後の借入れが必要である」と回答している。

図表4-17 個人事業主の借入状況別今後の借入れの必要性

(n=500)

	今後の借入れ		合計
	が必要である	必要ではない	
希望どおりの借入れができなかった	168 81.2%	39 18.8%	207 100.0%
希望どおりの借入れができた	55 44.0%	70 56.0%	125 100.0%
借入れの申込みを行わなかった	111 66.1%	57 33.9%	168 100.0%



2

資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査

1 アンケート調査概要

①借入利用者調査

1) 調査目的

改正貸金業法の完全施行の影響および現状と動向を把握することを目的とし、借入利用者を対象に、アンケート調査を行った。

2) 調査方法

調査対象	・借入利用者：3,000名 ^(※1) ・専業主婦（主夫）：482名 ^(※2) (※1) 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,385名と、総量規制に該当しない1,615名を抽出 (※2) 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、パート収入含む一切の収入がない専業主婦（主夫）を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成23年1月12日～2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

3) 調査分析における留意点

- イ 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- ロ 前項の「回答者合計」には、「無回答(=回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者)」や「対象外等(=分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者)」を含めていない。

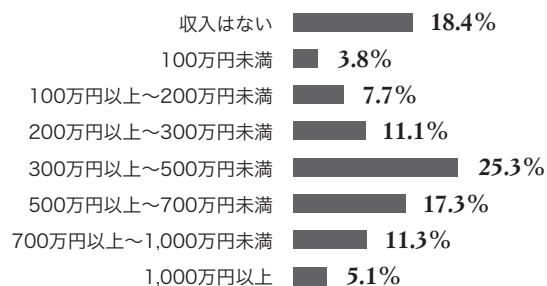
4) 標本構成

イ 個人年収

■ 借入利用者 (*1)

(n=3,482)

カテゴリー名	回答数	回答率
収入はない	641	18.4%
100万円未満	131	3.8%
100万円以上～200万円未満	267	7.7%
200万円以上～300万円未満	387	11.1%
300万円以上～500万円未満	881	25.3%
500万円以上～700万円未満	604	17.3%
700万円以上～1,000万円未満	392	11.3%
1,000万円以上	179	5.1%
全体	3,482	100.0%



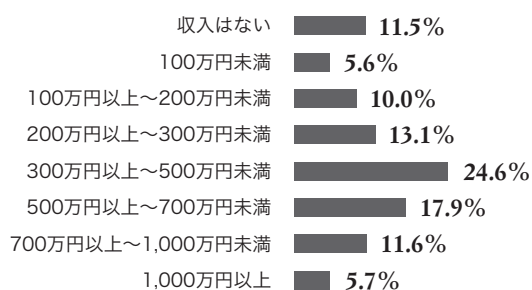
(*1) 専業主婦（主夫）482名を含む

● 借入利用者の内訳

■ 総量規制該当者

(n=1,385)

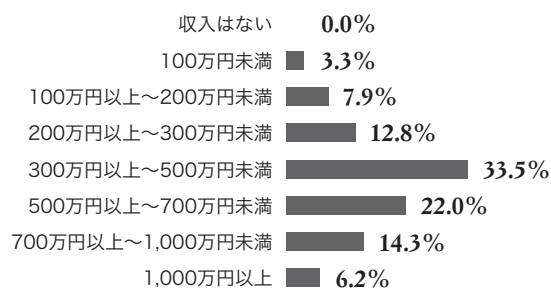
カテゴリー名	回答数	回答率
収入はない	159	11.5%
100万円未満	78	5.6%
100万円以上～200万円未満	139	10.0%
200万円以上～300万円未満	181	13.1%
300万円以上～500万円未満	340	24.6%
500万円以上～700万円未満	248	17.9%
700万円以上～1,000万円未満	161	11.6%
1,000万円以上	79	5.7%
全体	1,385	100.0%



■ 総量規制非該当者

(n=1,615)

カテゴリー名	回答数	回答率
収入はない	0	0.0%
100万円未満	53	3.3%
100万円以上～200万円未満	128	7.9%
200万円以上～300万円未満	206	12.8%
300万円以上～500万円未満	541	33.5%
500万円以上～700万円未満	356	22.0%
700万円以上～1,000万円未満	231	14.3%
1,000万円以上	100	6.2%
全体	1,615	100.0%



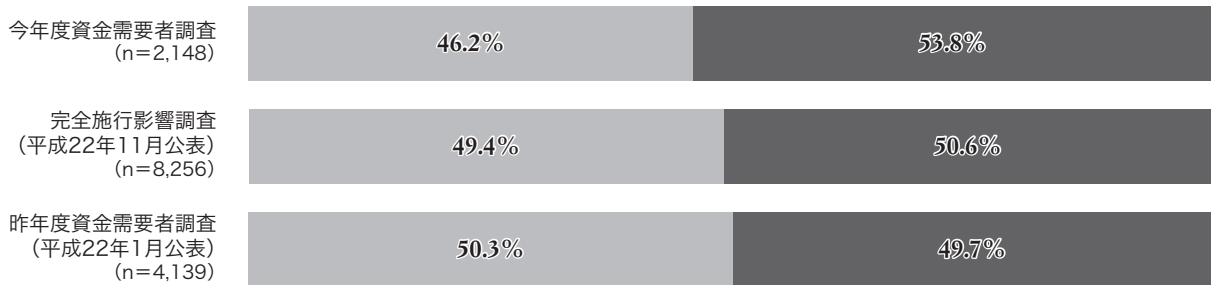
□ 総量規制該当者比率

●消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査214,509名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、46.2%が年収の3分の1を超える借入残高があり、昨年度資金需要者調査^(*) および完全施行影響調査^(**)の結果よりやや低下する結果となっている。

■消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

選択肢	今年度資金需要者調査		完全施行影響調査 (平成22年11月公表)		昨年度資金需要者調査 (平成22年1月公表)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
借入総額が年収の3分の1を超える方	992	46.2%	4,082	49.4%	2,080	50.3%
借入総額が年収の3分の1以下の方	1,156	53.8%	4,174	50.6%	2,059	49.7%
合計	2,148	100.0%	8,256	100.0%	4,139	100.0%



■ 借入総額が年収の3分の1を超える方 ■ 借入総額が年収の3分の1以下の方

(*) 平成22年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

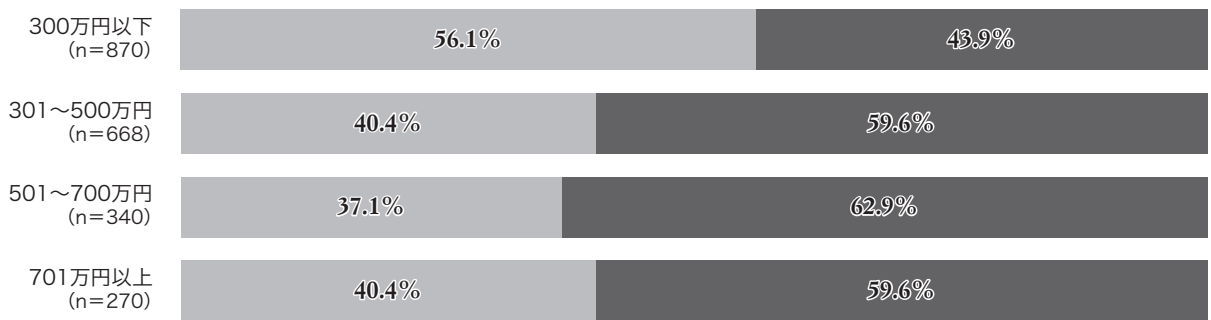
(**) 平成22年11月に公表した「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」報告。

●年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収300万円以下では56.1%、年収301～500万円では40.4%、年収501～700万円では37.1%、年収701万円以上では40.4%と、概ね年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

■消費者金融会社の借入利用者の年収別総量規制該当比率

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
借入総額が年収の3分の1を超える方	488	56.1%	270	40.4%	126	37.1%	109	40.4%
借入総額が年収の3分の1以下の方	382	43.9%	398	59.6%	214	62.9%	161	59.6%
合計	870	100.0%	668	100.0%	340	100.0%	270	100.0%



■ 借入総額が年収の3分の1を超える方 ■ 借入総額が年収の3分の1以下の方

②事業者調査

1) 調査目的

改正貸金業法の完全施行の影響および現状と動向を把握することを目的とし、事業者（個人事業主・企業経営者）を対象にアンケート調査を行った。

2) 調査方法

回答者数	・個人事業主 ^(※1) ：755名 (※1) 現在、貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金など）の借入残高がある方 ・企業経営者 ^(※2) ：351名 (※2) 本人が経営する会社、または所属する会社が、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」および同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」に該当する方で、貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成23年1月21日～2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

3) 調査分析における留意点

- イ 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- ロ 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

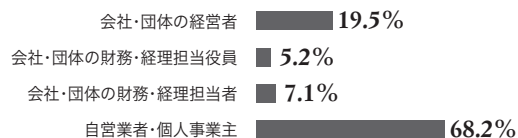
4) 標本構成

イ 職業

■ 個人事業主・企業経営者

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
会社・団体の経営者	216	19.5%
会社・団体の財務・経理担当役員	57	5.2%
会社・団体の財務・経理担当者	78	7.1%
自営業者・個人事業主	755	68.2%
全体	1,106	100.0%

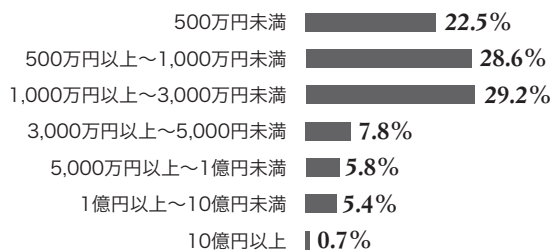


ロ 年商

■ 個人事業主

(n=755)

選択肢	回答数	回答率
500万円未満	170	22.5%
500万円以上～1,000万円未満	216	28.6%
1,000万円以上～3,000万円未満	220	29.2%
3,000万円以上～5,000円未満	59	7.8%
5,000万円以上～1億円未満	44	5.8%
1億円以上～10億円未満	41	5.4%
10億円以上	5	0.7%
全体	755	100.0%

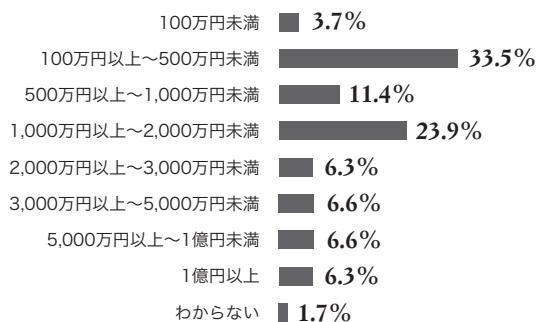


ハ 資本金

■ 会社法人

(n=351)

選択肢	回答数	回答率
100万円未満	13	3.7%
100万円以上～500万円未満	118	33.5%
500万円以上～1,000万円未満	40	11.4%
1,000万円以上～2,000万円未満	84	23.9%
2,000万円以上～3,000万円未満	22	6.3%
3,000万円以上～5,000万円未満	23	6.6%
5,000万円以上～1億円未満	23	6.6%
1億円以上	22	6.3%
わからない	6	1.7%
全体	351	100.0%



2 資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査

①借入利用者調査

1) 改正貸金業法の完全施行日（平成22年6月18日）以降の借入状況に関する調査結果

イ 借入申込状況

借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が42.4%、「借入れの申込みを行わなかった」が57.6%となっている。

図表4-18 借入利用者の完全施行日以降の申込状況

(n=3,000)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	1,273	42.4%
借入れの申込みを行わなかった	1,727	57.6%
合計	3,000	100.0%



ロ 借入結果

完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした借入利用者（全体の42.4%）に対して、借入れの結果を調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が57.9%、「希望どおりの借入れができなかった^(※1)」が42.1%となっている。

図表4-19 借入利用者の完全施行日以降の借入結果

(n=1,273)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができた	737	57.9%
希望どおりの借入れができなかった	536	42.1%
合計	1,273	100.0%



(※1) 借入申込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」、「(希望どおりの金額ではなかったので、)借入れをやめた」、「借入れを断られた(借入れできなかった)」とした回答者。

八 借入れの申込みを行わなかった理由

完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかったとした借入利用者（全体の57.6%）に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が87.8%と最も高く、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が10.1%、「既存の借入先からの通知やお客様センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから」が2.8%となっている。

図表4-20 借入利用者の完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかった理由（複数回答）

(n=1,464)

選択肢	回答数	回答率
新たな借入れの必要がなかったから	1,243	87.8%
既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから	143	10.1%
既存の借入先からの通知やお客様センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから	39	2.8%
近くに貸金業者の店舗がなかったから（なくなったから）	0	0.0%
その他	39	2.8%
回答者数 ^(*)	1,416	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*)1) 回答していない方を除く。

二 借入を申し込む必要がなかった理由

新たな借入れの必要がなかったからとした借入利用者（全体の41.4%）に対して、その理由について調査したところ、「以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから」と回答した割合が81.8%と最も高く、「生活費を切り詰めて（生活水準を落として）、支出を抑制したから」が16.2%、「趣味/娯楽（レジャー、旅行を含む）やギャンブルなどの費用を切り詰めて、支出を抑制したから」が14.6%となっている。

図表4-21 借入利用者の完全施行日以降に借入を申し込む必要がなかった理由（複数回答）

(n=1,243)

選択肢	回答数	回答率
以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから	1,017	81.8%
生活費を切り詰めて（生活水準を落として）、支出を抑制したから	201	16.2%
趣味/娯楽（レジャー、旅行を含む）やギャンブルなどの費用を切り詰めて、支出を抑制したから	181	14.6%
銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関から借り入れたから	41	3.3%
家族や親族、友人・知人から借り入れたから	39	3.1%
保有資産（金融資産を含む）を売却し、資金を捻出したから	34	2.7%
借入れ目的の支出を繰り延べたから	13	1.0%
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したから	5	0.4%
ヤミ金融等非正規業者から借り入れたから	0	0.0%
その他	30	2.4%
回答者数	1,243	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

2) 借入れができなかった際の行動に関する調査結果

イ 希望どおりの借入れができなかった際にとった行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）に対して、その際にとった行動では、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、予定していた支出をあきらめた」が52.1%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が27.8%、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、現在の借入金を返済した」が18.8%となっている。

図表4-22 借入利用者の希望どおりの借入れができなかった際にとった行動（複数回答）

(n=536)

選択肢	回答数	回答率
生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、予定していた支出をあきらめた	279	52.1%
家族や親族、友人・知人から借りた	149	27.8%
生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、現在の借入金を返済した	101	18.8%
公共料金の支払い繰り延べにより、資金を捻出した	81	15.1%
新しく仕事（パートやアルバイトを含む）を始めたり増やしたりした	69	12.9%
家族や親族、友人・知人に相談した	60	11.2%
保有資産を売却した	57	10.6%
既存借入れの返済期間の延長を申し入れた	48	9.0%
過払い金の返還請求を行った	41	7.6%
銀行・信用金庫・信用組合等預金取扱い金融機関から借りた	35	6.5%
弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラスを含む）に相談した	35	6.5%
返済ができなくて、自己破産・債務整理の手続きを申請した	28	5.2%
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用した	28	5.2%
ヤミ金融等非正規業者から借りた	11	2.1%
金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口相談した	4	0.7%
消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口相談した	2	0.4%
その他	21	3.9%
特に何もしていない	85	15.9%
回答者数	536	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ロ 希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「納税・納付などの支払いが遅れた（遅れそうだ）」（42.7%）、「衣料費、食費が足りない（食材が買えない）」（31.3%）といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めている。

図表4-23 借入利用者の希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと（複数回答）

(n=536)

選択肢	回答数	回答率
納税・納付などの支払いが遅れた（遅れそうだ）	229	42.7%
衣料費、食費が足りない（食材が買えない）	168	31.3%
電気・ガス・水道などの光熱費の支払いが遅れた（遅れそうだ）	162	30.2%
通信費（固定電話、携帯電話、インターネットプロバイダ料金含む）の支払いが遅れた（遅れそうだ）	118	22.0%
家賃の支払いが遅れた（遅れそうだ）	104	19.4%
医療費が足りない	84	15.7%
住宅ローンの返済が遅れた（遅れそうだ）	63	11.8%
授業料、保育料、給食費等の学校関係費の支払いが遅れた（遅れそうだ）	61	11.4%
自動車ローンの返済が遅れた（遅れそうだ）	44	8.2%
電車・バスの定期券が購入できなかった	32	6.0%
学習教材を購入できなかった	17	3.2%
事業の資金繰りが厳しくなった（なりそうだ）	3	0.6%
わからない	131	24.4%
回答者数	536	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

3) 貸金業者に対する返済状況に関する調査結果

イ 返済余力の状況

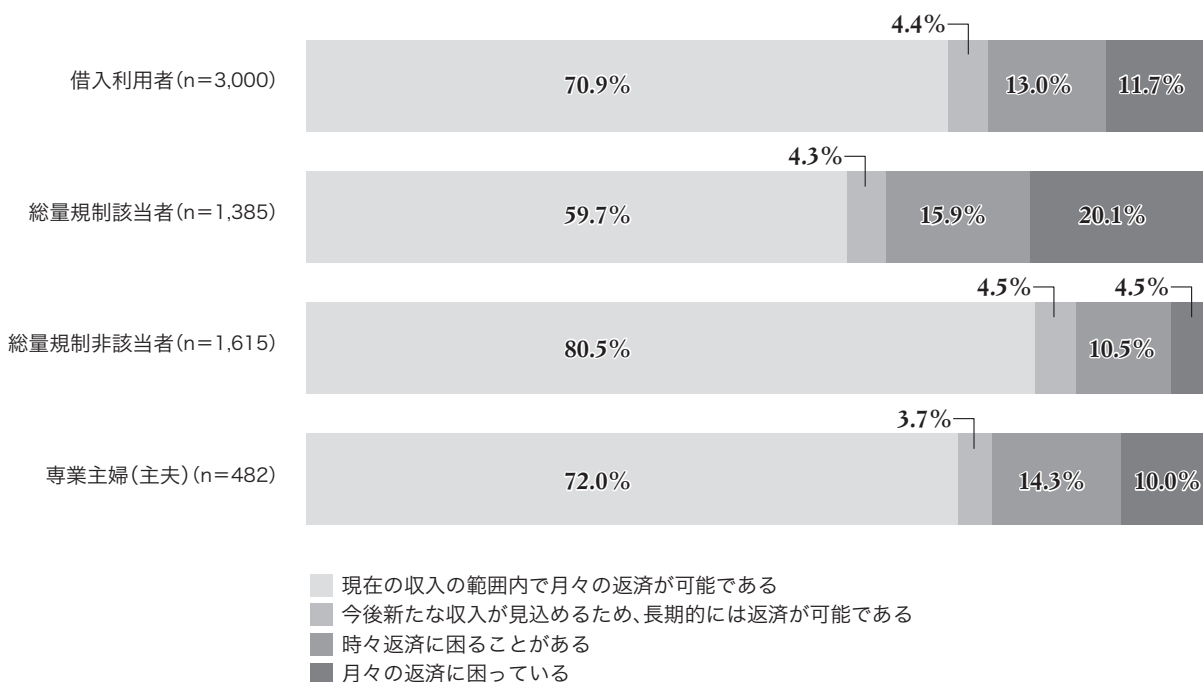
借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(70.9%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4.4%)をあわせて75.3%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(13.0%)、「月々の返済に困っている」(11.7%)をあわせて24.7%となっている。

借入利用者のうち総量規制に該当する回答者(全体の46.2%)の借入れの返済余力を見ると、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(59.7%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4.3%)をあわせて64.0%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(15.9%)、「月々の返済に困っている」(20.1%)をあわせて36.0%となっている。

専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(72.0%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(3.7%)をあわせて75.7%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(14.3%)、「月々の返済に困っている」(10.0%)をあわせて24.3%となっている。

図表4-24 返済余力の状況

	現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である	今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である	時々返済に困ることがある	月々の返済に困っている	合計
借入利用者 (n=3,000)	2,127 70.9%	133 4.4%	389 13.0%	351 11.7%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	826 59.7%	60 4.3%	220 15.9%	279 20.1%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	1,301 80.5%	73 4.5%	169 10.5%	72 4.5%	1,615 100.0%
専業主婦(主夫) (n=482)	347 72.0%	18 3.7%	69 14.3%	48 10.0%	482 100.0%



現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である
 今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である
 時々返済に困ることがある
 月々の返済に困っている

4) 借入れの際に必要な書類の提出状況に関する調査結果

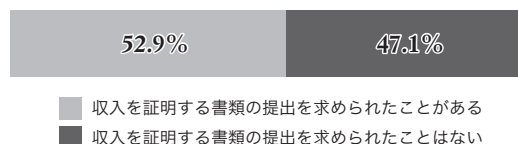
イ 収入を証明する書類等^(※1)の提出依頼有無

借入利用者（無職を除く）に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等^(※1)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「提出を求められたことがある」が52.9%、「提出を求められたことがない」が47.1%となっている。

図表4-25 借入利用者の借入れに必要な書類の提出依頼有無

(n=2,817)

選択肢	回答数	回答率
収入を証明する書類の提出を求められたことがある	1,491	52.9%
収入を証明する書類の提出を求められたことはない	1,326	47.1%
合計	2,817	100.0%



(※1) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。

- ①源泉徴収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書、⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書

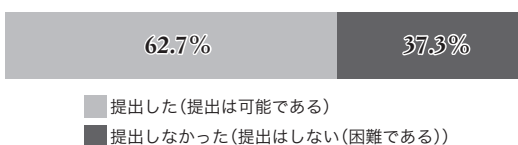
ロ 収入を証明する書類の提出状況

借入利用者（無職を除く）に対して、借入れの際に収入を証明する書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が62.7%、「提出しなかった（提出はしない（困難である）」が37.3%となっている。

図表4-26 借入利用者の収入を証明する書類の提出状況

(n=2,817)

選択肢	回答数	回答率
提出した（提出は可能である）	1,766	62.7%
提出しなかった（提出はしない（困難である））	1,051	37.3%
合計	2,817	100.0%



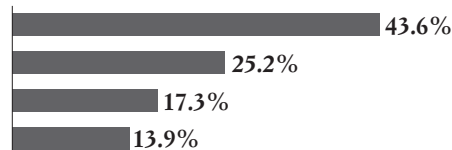
ハ 収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類を提出しなかった借入利用者（全体の37.3%）に対して、その理由について調査したところ、「書類を提出したくなかったから/提出したくないから」が43.6%と最も高く、「書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから」が25.2%となっている。

図表4-27 借入利用者の収入を証明する書類を提出しなかった理由

(n=1,051)

選択肢	回答数	回答率
書類を提出したくなかったから/提出したくないから	458	43.6%
書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから	265	25.2%
書類を持っていなかったから/持っていないから（紛失を含む）	182	17.3%
その他	146	13.9%
合計	1,051	100.0%



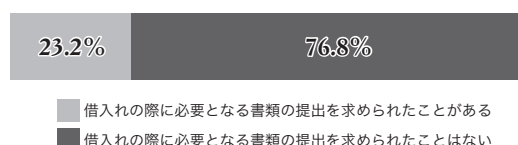
ニ 専業主婦（主夫）が借入れに必要な書類^(※2)の依頼有無

専業主婦（主夫）に対して、貸金業者から借入れの際に必要な書類等の提出を求められたかどうか調査したところ、「提出を求められたことがある」が23.2%、「提出を求められたことがない」が76.8%となっている。

図表4-28 専業主婦（主夫）の借入れに必要な書類の提出状況

(n=482)

選択肢	回答数	回答率
借入れの際に必要な書類の提出を求められたことがある	112	23.2%
借入れの際に必要な書類の提出を求められたことはない	370	76.8%
合計	482	100.0%



(※2) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

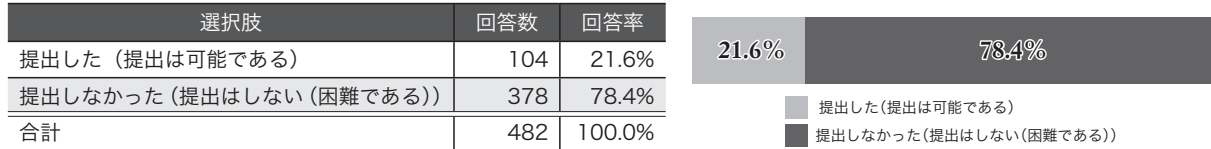
- ①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

ホ 専業主婦（主夫）が借入に必要書類の提出状況

専業主婦（主夫）に対して、借入の際に必要な書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が21.6%、「提出しなかった（提出はしない（困難である））」が78.4%となっている。

図表4-29 専業主婦（主夫）の借入に必要な書類の提出状況

(n=482)

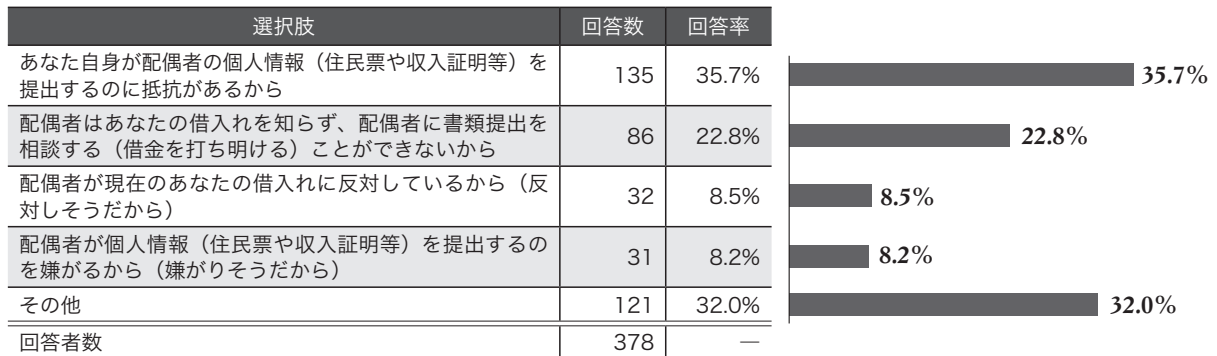


ヘ 専業主婦（主夫）が借入に必要書類を提出しなかった理由

借入の際に必要な書類を提出しなかった専業主婦（主夫）（専業主婦（主夫）全体の78.4%）に対して、その理由について調査したところ、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明等）を提出するのに抵抗があるから」が35.7%と最も高くなっている。

図表4-30 専業主婦（主夫）の書類を提出しなかった理由（複数回答）

(n=378)



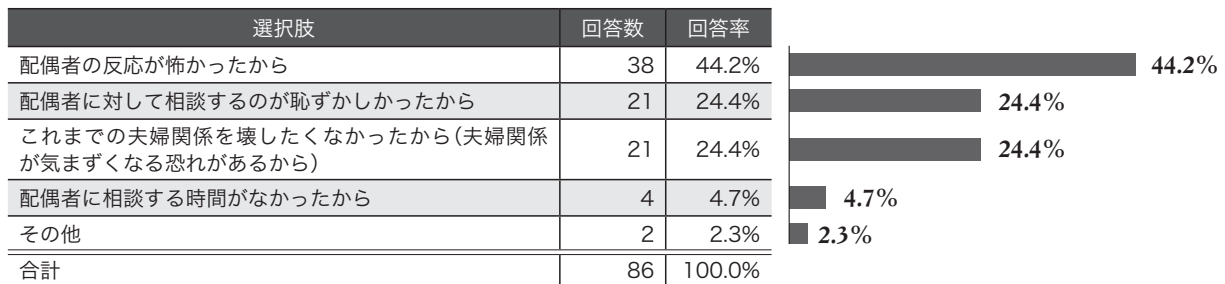
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ト 配偶者に借入に必要な書類の提出について相談できない理由

配偶者が借入を知らず、書類提出を相談することができないとした専業主婦（主夫）（専業主婦（主夫）全体の17.8%）に対して、その理由について調査したところ、「配偶者の反応が怖かったから」(44.2%)、「配偶者に対して相談するのが恥ずかしかったから」(24.4%)、「これまでの夫婦関係を壊したくなかったから」(24.4%)が上位を占めている。

図表4-31 専業主婦（主夫）の書類提出を配偶者に相談できなかった理由

(n=86)



5) ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果

イ ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.3%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(3.8%)をあわせて6.5%となっている。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は93.5%となっている。

専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(0.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(3.5%)をあわせて3.9%となっている。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は96.1%となっている。

図表4-32 ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

	利用したことがある（現在も残高あり）	利用したことがある（現在は残高なし）	利用したことはない（接触したことはある）	利用したことはない（接触したこともない）	合計
借入利用者 (n=3,000)	8 0.3%	71 2.4%	115 3.8%	2,806 93.5%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	3 0.2%	38 2.7%	59 4.3%	1,285 92.8%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	5 0.3%	33 2.0%	56 3.5%	1,521 94.2%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫） (n=482)	0 0.0%	2 0.4%	17 3.5%	463 96.1%	482 100.0%

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.4%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(5.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(8.4%)をあわせて14.2%となった。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は85.8%となっている。

図表4-33 希望どおりの借入れができなかった借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

	利用したことがある（現在も残高あり）	利用したことがある（現在は残高なし）	利用したことはない（接触したことはある）	利用したことはない（接触したこともない）	合計
借入利用者 (n=536)	2 0.4%	29 5.4%	45 8.4%	460 85.8%	536 100.0%
総量規制該当者 (n=366)	2 0.5%	20 5.5%	34 9.3%	310 84.7%	366 100.0%
総量規制非該当者 (n=170)	0 0.0%	9 5.3%	11 6.5%	150 88.2%	170 100.0%

ロ ヤミ金融等非正規業者の利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした借入利用者（全体の2.7％）に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」（53.2％）、「緊急にお金が必要になったから」（50.6％）が上位を占めている。

図表4-34 借入利用者のヤミ金融等非正規業者の利用理由（複数回答）

(n=79)

選択肢	回答数	回答率
正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから	42	53.2%
緊急にお金が必要になったから	40	50.6%
ヤミ金融等非正規業者だとわからなかったから	9	11.4%
以前から知っていた業者だったから	9	11.4%
その他	4	5.1%
回答者数	79	—



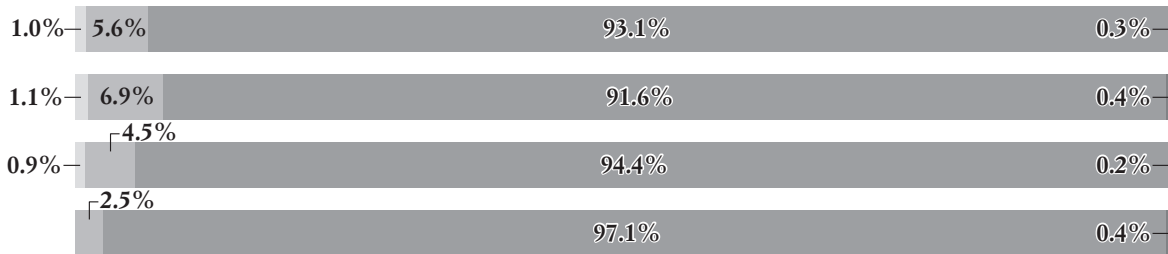
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ハ ヤミ金融等非正規業者の利用意向

借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない」が93.1％、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が5.6％、「必要に応じ、借入れを検討する」が1.0％となっている。

図表4-35 ヤミ金融等非正規業者の利用意向

	必要に応じ、借入れを検討する	どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない	どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない	その他	合計
借入利用者 (n=3,000)	29 1.0%	168 5.6%	2,794 93.1%	9 0.3%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	15 1.1%	95 6.9%	1,269 91.6%	6 0.4%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	14 0.9%	73 4.5%	1,525 94.4%	3 0.2%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫）(n=482)	0 0.0%	12 2.5%	468 97.1%	2 0.4%	482 100.0%



- 必要に応じ、借入れを検討する
- どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない
- どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない
- その他

6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者^{(*)1}の利用状況に関する調査結果

イ クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者^{(*)1}との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」(2.3%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2.3%)、「利用したことはない（接触したことはない）」(3.2%)をあわせて7.8%となった。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は92.2%となっている。

専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(1.7%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(1.0%)、「利用したことはない（接触したことはない）」(1.7%)をあわせて4.4%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は95.6%となっている。

図表4-36 クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

	利用したことがある (現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)	利用したことがある (現在は残高なし)	利用したことはない (接触したことはない)	利用したことはない (接触したこともない)	合計
借入利用者 (n=3,000)	69 2.3%	70 2.3%	95 3.2%	2,766 92.2%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	35 2.5%	45 3.2%	50 3.6%	1,255 90.7%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	24 1.5%	35 2.2%	45 2.8%	1,511 93.5%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫）(n=482)	8 1.7%	5 1.0%	8 1.7%	461 95.6%	482 100.0%

(*)1 クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）では、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」(6.0%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(3.7%)、「利用したことはない（接触したことはない）」(5.2%)をあわせて14.9%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は85.1%となっている。

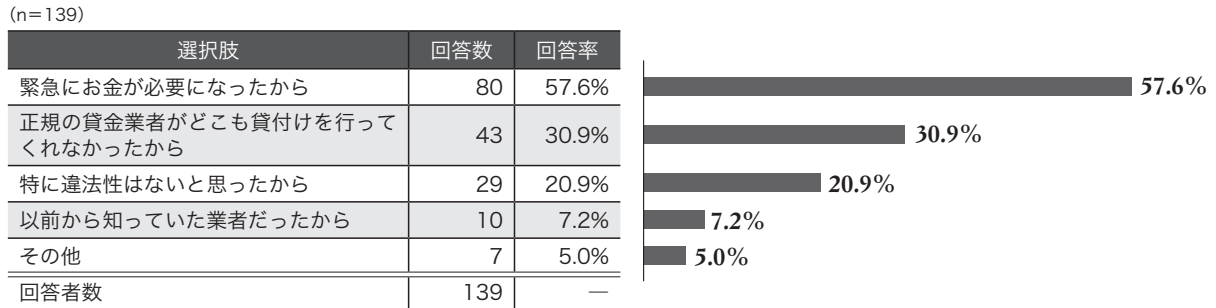
図表4-37 希望どおりの借入れができなかった借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

	利用したことがある (現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)	利用したことがある (現在は残高なし)	利用したことはない (接触したことはない)	利用したことはない (接触したこともない)	合計
借入利用者 (n=536)	32 6.0%	20 3.7%	28 5.2%	456 85.1%	536 100.0%
総量規制該当者 (n=366)	28 7.7%	13 3.6%	24 6.6%	301 82.1%	366 100.0%
総量規制非該当者 (n=170)	4 2.4%	7 4.1%	4 2.4%	155 91.1%	170 100.0%

ロ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした借入利用者（全体の4.6%）に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」（57.6%）が最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」（30.9%）となっている。

図表4-38 借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由（複数回答）



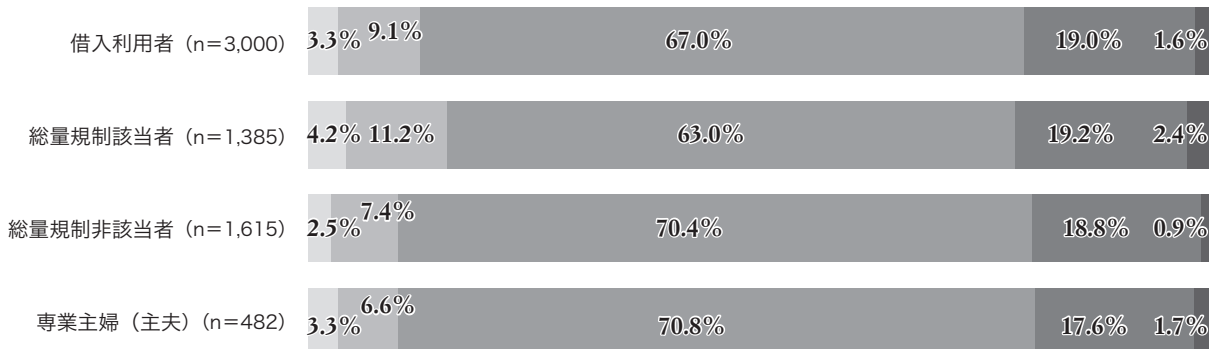
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ハ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が67.0%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」が9.1%、「必要に応じ、利用を検討する」が3.3%となっている。

図表4-39 クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

	必要に応じ、利用を検討する	どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない	どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない	クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない	その他	合計
借入利用者 (n=3,000)	99 3.3%	274 9.1%	2,010 67.0%	569 19.0%	48 1.6%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	58 4.2%	155 11.2%	873 63.0%	266 19.2%	33 2.4%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	41 2.5%	119 7.4%	1,137 70.4%	303 18.8%	15 0.9%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫）(n=482)	16 3.3%	32 6.6%	341 70.8%	85 17.6%	8 1.7%	482 100.0%



- 必要に応じ、利用を検討する
- どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない
- どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない
- その他

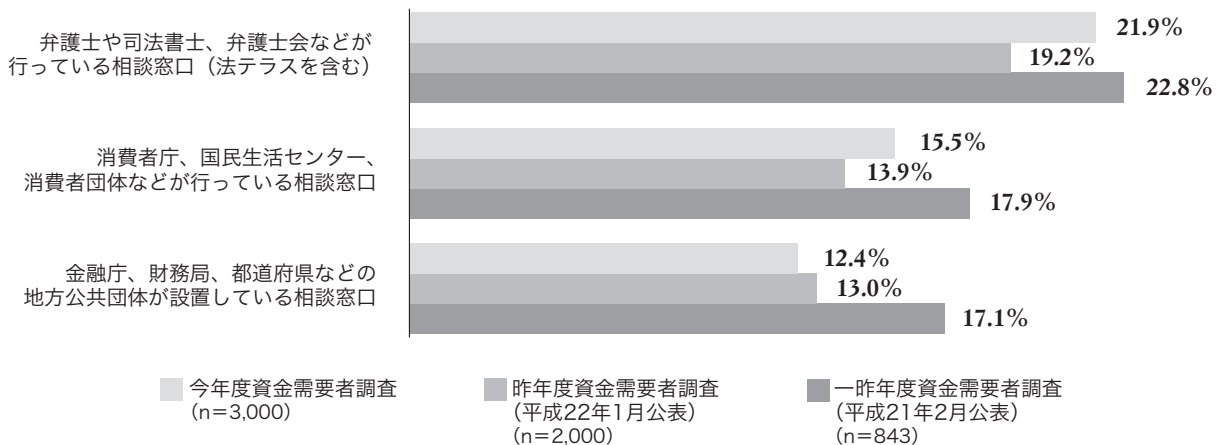
7) 多重債務者等の生活再建を支援する制度に関する調査結果

イ 「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」 についての認知^(※1)

借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知^(※1)について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラス含む）」が21.9%（昨年度の資金需要者調査と比べて2.7ポイント上昇）と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が15.5%（同1.6ポイント上昇）、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が12.4%（同0.6ポイント低下）となっている。

図表4-40 借入利用者の多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの認知

	今年度資金需要者調査		昨年度資金需要者調査（平成22年1月公表）		一昨年度資金需要者調査（平成21年2月公表） ^(※2)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラスを含む）	658	21.9%	384	19.2%	192	22.8%
消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口	464	15.5%	278	13.9%	151	17.9%
金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口	373	12.4%	260	13.0%	144	17.1%
回答者数	3,000	-	2,000	-	843	-



(※1) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」をあわせた割合。

(※2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

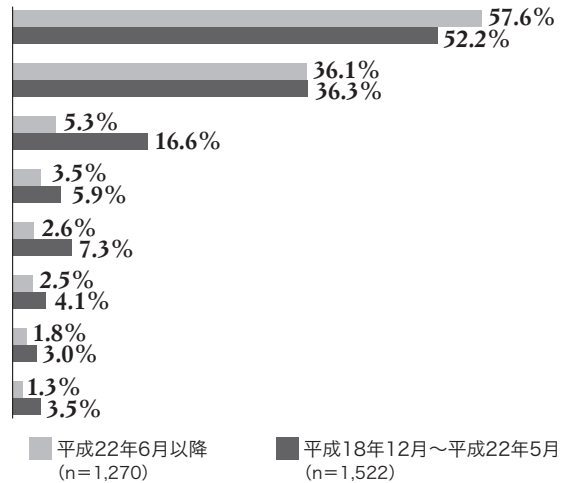
8) 借入利用者を取り巻く環境の変化に関する調査結果

イ 平成22年6月以降の生活環境の変化

借入利用者に対して、改正貸金業法が成立した平成18年12月から平成22年5月までと平成22年6月以降の生活環境の変化について調査したところ、平成22年6月の完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者（42.3%）のうち、57.6%が「手取り収入が減った」と回答している。一方、「手取り収入が増えた」と回答した割合は36.1%となっている。

図表4-41 借入利用者の平成22年6月前後での生活環境の変化（複数回答）

選択肢	平成22年6月以降 (n=1,270)		平成18年12月～平成 22年5月 (n=1,522)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
手取り収入が減った	731	57.6%	795	52.2%
手取り収入が増えた	459	36.1%	552	36.3%
勤め先を自己都合で辞めた	67	5.3%	252	16.6%
勤め先でご自身の意に沿わない配置 転換があった	44	3.5%	90	5.9%
勤め先を会社都合で辞めさせられた	33	2.6%	111	7.3%
正社員から契約社員・派遣社員に 変わった	32	2.5%	63	4.1%
派遣契約を打ち切られた	23	1.8%	46	3.0%
勤め先が倒産した	16	1.3%	53	3.5%
回答者数	1,270	—	1,522	—



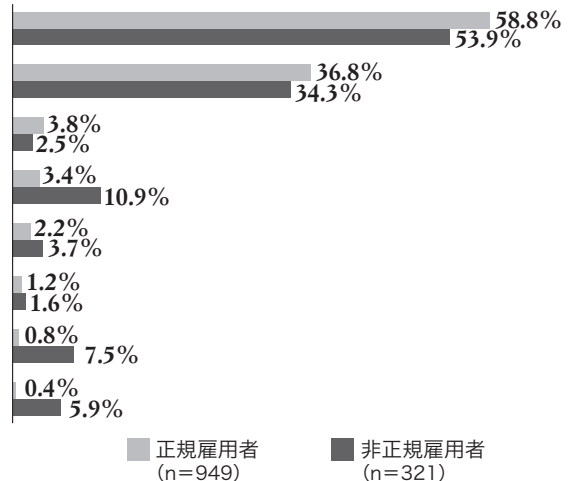
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ロ 雇用形態別^(※1)の生活環境の変化

完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者（全体の42.3%）に対して、雇用形態別に生活環境の変化を見ると、「手取り収入が減った」と回答した割合は、正規雇用者（74.7%）では58.8%、非正規雇用者（25.3%）では、53.9%となっている。

図表4-42 借入利用者の平成22年6月以降における、雇用形態別の生活環境の変化状況（複数回答）

選択肢	正規雇用者 (n=949)		非正規雇用者 (n=321)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
手取り収入が減った	558	58.8%	173	53.9%
手取り収入が増えた	349	36.8%	110	34.3%
勤め先でご自身の意に沿わない配置転換 があった	36	3.8%	8	2.5%
勤め先を自己都合で辞めた	32	3.4%	35	10.9%
勤め先を会社都合で辞めさせられた	21	2.2%	12	3.7%
勤め先が倒産した	11	1.2%	5	1.6%
正社員から契約社員・派遣社員に 変わった	8	0.8%	24	7.5%
派遣契約を打ち切られた	4	0.4%	19	5.9%
回答者数	949	—	321	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。

9) 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体策に関する調査結果

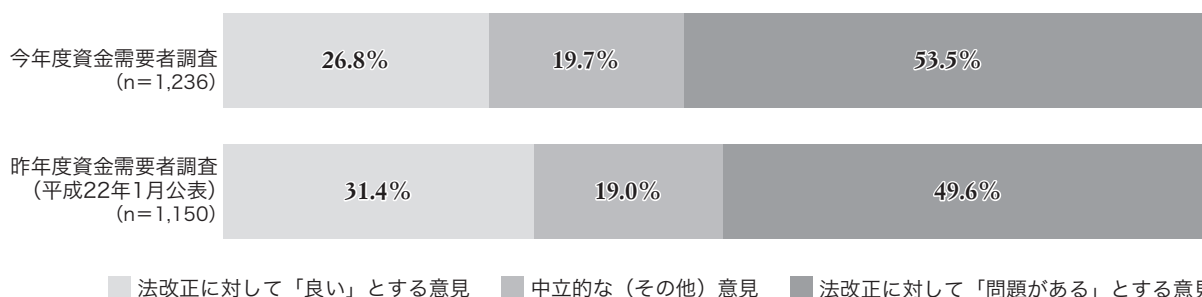
イ 借入利用者の改正貸金業法に対する意見の傾向

借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者（全体の41.2%）のうち、「良い」とする意見は26.8%（昨年度の資金需要者調査と比べて4.6ポイント低下）、中立的な意見は19.7%（同0.7ポイント上昇）、「問題がある」とする意見は53.5%（同3.9ポイント上昇）となっている。

図表4-43 借入利用者の改正貸金業法に対する意見の分類

	法改正に対して「良い」とする意見	中立的な（その他）意見	法改正に対して「問題がある」とする意見	合計
今年度資金需要者調査（n=1,236）	339 26.8%	250 19.7%	678 53.5%	1,267 100.0%
昨年度資金需要者調査（平成22年1月公表）（n=1,150）	392 31.4%	237 19.0%	621 49.6%	1,250 100.0%

（注1）一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割したため、nは一致しない。



■ 法改正に対して「良い」とする意見 ■ 中立的な（その他）意見 ■ 法改正に対して「問題がある」とする意見

意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

ロ 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「適正な法律ができた」（11.3%）が最も高く、「無理な借入れをしなくなる」（6.5%）が続いている。

図表4-44 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=1,017)

選択肢	回答数	回答率
適切な法律ができた	115	11.3%
無理な借入れをしなくなる	66	6.5%
多重債務を抑制できる	52	5.1%
安易な借入れが減る	49	4.8%
総量規制は良いことだと思う	25	2.5%
もっと早く改正して欲しかった	22	2.2%
消費者に役立つ法改正になって欲しい	8	0.8%
これ以上、借入れをしない	2	0.2%
回答数 ^(*)	1,017	—

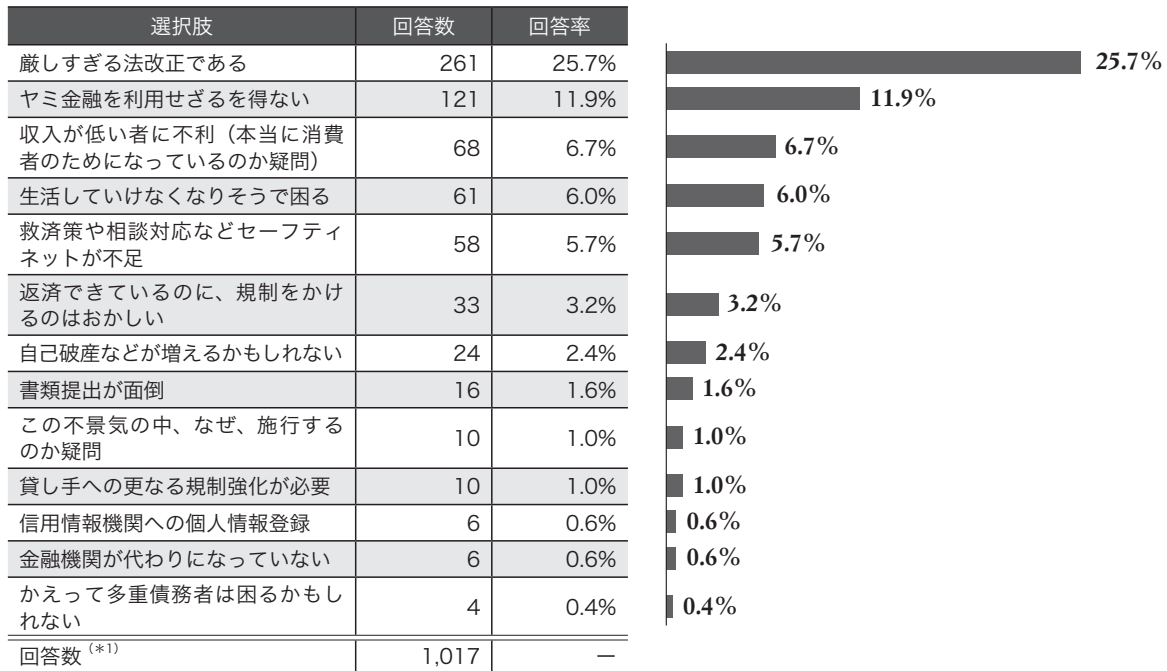
（*1）法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ハ 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しすぎる法改正である」(25.7%)が最も高く、「ヤミ金融を利用せざるを得ない」(11.9%)、「収入が低い者に不利(本当に消費者のためになっているのか疑問)」(6.7%)といった意見が上位を占めている。

図表4-45 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=1,017)



(※1) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ニ 専業主婦(主夫)の改正貸金業法に対する意見の傾向

専業主婦(主夫)の改正貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった専業主婦(主夫)(全体の48.5%)のうち、「良い」とする意見は29.1%、中立的な意見は16.4%、「問題がある」とする意見は54.5%となっている。

図表4-46 専業主婦(主夫)の改正貸金業法意見の分類

(n=234)

選択肢	回答数	回答率
法改正に対して「良い」とする意見	71	29.1%
中立的な(その他)意見	40	16.4%
法改正に対して「問題がある」とする意見	133	54.5%
合計	244	100.0%

(注1) 一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割したため、nは一致しない。

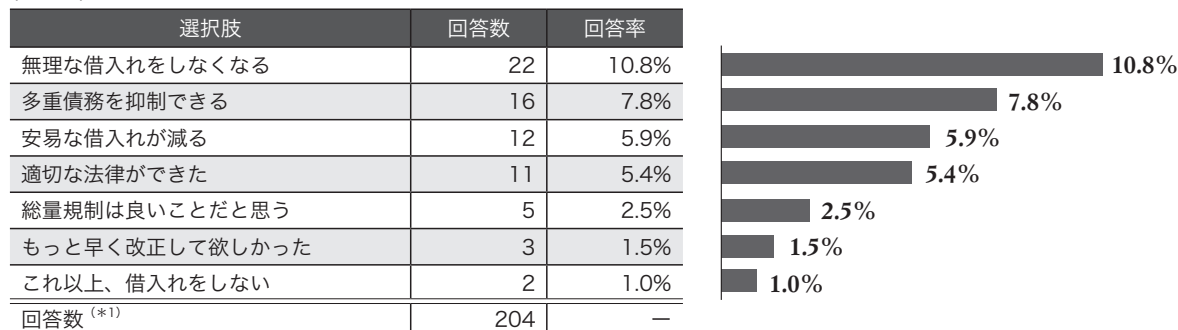
意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

ホ 専業主婦（主夫）の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「無理な借入れをしなくなる」(10.8%)が最も高く、「多重債務を抑制できる」(7.8%)、「安易な借入れが減る」(5.9%)となっている。

図表4-47 専業主婦（主夫）の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=204)



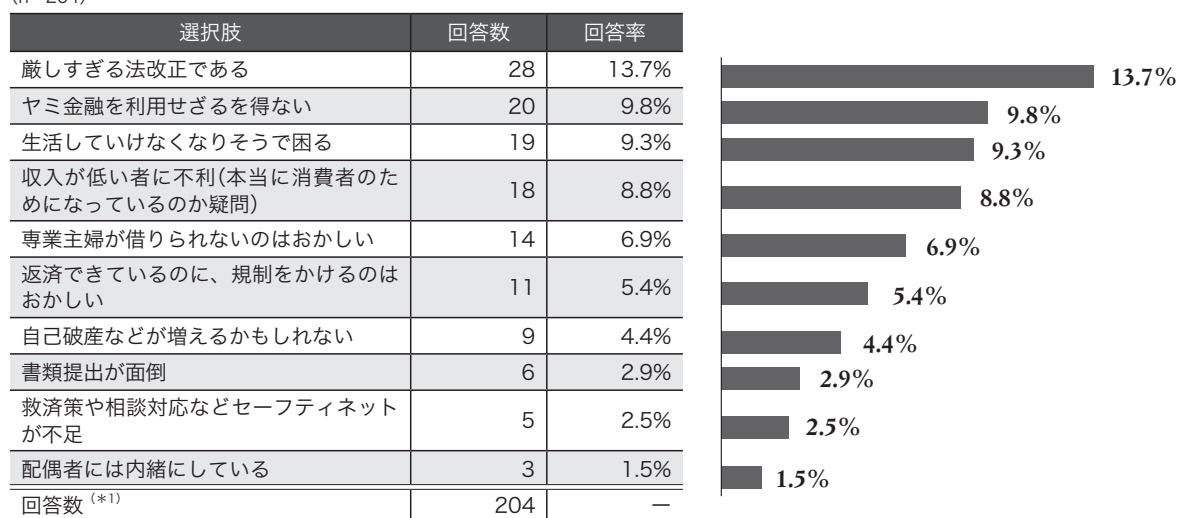
(*) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ヘ 専業主婦（主夫）の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しすぎる法改正である」(13.7%)が最も高く、「ヤミ金融を利用せざるを得ない」(9.8%)、「生活していけなくなりそうで困る」(9.3%)といった意見が上位を占めている。

図表4-48 専業主婦（主夫）の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=204)



(*) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

②事業者調査

1) 完全施行日以降の借入状況に関する調査結果

イ 申込状況

個人事業主・企業経営者（以下「事業者」と言う）に対して、完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が41.9%、「借入れの申込みを行わなかった」が58.1%となっている。

図表4-49 事業者の完全施行日以降の申込状況

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	442	41.9%
借入れの申込みを行わなかった	614	58.1%
合計 ^(※1)	1,056	100.0%



(※1)「わからない」と回答した方 (n=50) を除く。

ロ 借入結果

借入れの申込みを行ったとした事業者（全体の41.9%）に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が48.4%、「希望どおりの借入れができなかった」が51.6%となっている。

図表4-50 事業者の完全施行日以降の借入結果

(n=442)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができた	214	48.4%
希望どおりの借入れができなかった	228	51.6%
合計	442	100.0%



2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動に関する調査結果

イ 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の20.6%）に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した（する）」が52.6%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた（借りる）」が37.7%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した（する）」が26.3%となっている。

また、事業者に対して借入れできなくなると仮定した場合にとる行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した（する）」が45.3%と最も高く、「家族や親族、友人・知人から借りた（借りる）」が24.1%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した（する）」が19.1%となっている。

図表4-51 事業者の完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動（複数回答）

	借入れできなかった際の行動 (n=228)		借入れできなくなると仮定した場合にとる行動 (n=1,106)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
個人の消費を切り詰めて資金を捻出した（する）	120	52.6%	501	45.3%
家族や親族、友人・知人から借りた（借りる）	86	37.7%	266	24.1%
事業の規模を縮小し、資金を捻出した（する）	60	26.3%	211	19.1%
取引先への支払いを繰り延べた（延べる）	58	25.4%	181	16.4%
公共料金の支払いを繰り延べた（延べる）	55	24.1%	138	12.5%
従業員の給与カットや解雇等により人件費を抑制した（する）	44	19.3%	199	18.0%
従業員への給与支払いを繰り延べた（延べる）	23	10.1%	94	8.5%
保有資産を売却して資金を捻出した（する）	20	8.8%	177	16.0%
返済ができないため、他者や相談窓口に相談した（する）	17	7.5%	122	11.0%
ヤミ金融等非正規業者から借りた（借りる）	14	6.1%	39	3.5%
事業の継続をあきらめ、自己破産等事業の清算手続きを行った（行う）	6	2.6%	115	10.4%
回答者数	228	—	1,106	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

3) 個人での借入金の事業性資金への転用経験に関する調査結果

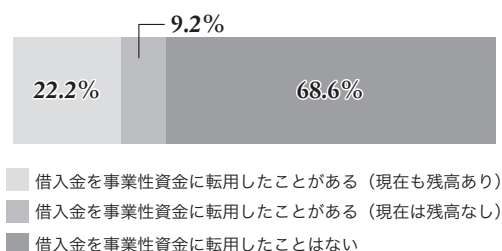
イ 個人での借入金の事業性資金への転用経験の有無

事業者に対して、個人での借入金を事業性資金に転用したことがあるかどうか調査したところ、転用したことがあると回答した割合は「転用したことがある（現在も残高あり）」(22.2%)、「転用したことがある（現在は残高なし）」(9.2%)を合わせて31.4%となっている。一方、「転用したことがない」と回答した割合は68.6%となっている。

図表4-52 事業者の個人としての借入金の事業性資金への転用経験有無

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在も残高あり）	246	22.2%
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在は残高なし）	102	9.2%
借入金を事業性資金に転用したことはない	758	68.6%
合計	1,106	100.0%



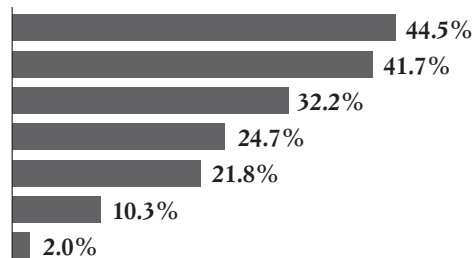
ロ 個人での借入金の事業性資金への転用目的

個人での借入金を事業性資金に転用したことがある事業者（全体の31.5%）に対して、転用目的について調査したところ、「仕入先への支払いに際し、不足分を補った」が44.5%（昨年度資金需要者調査よりも2.8ポイント低下）と最も高く、次いで「銀行への返済に際し、不足分を補った」が41.7%（同5.4ポイント上昇）となっている。

図表4-53 事業者の個人としての借入金の事業性資金への転用目的（複数回答）

(n=348)

選択肢	回答数	回答率
仕入先への支払いに際し、不足分を補った	155	44.5%
銀行への返済に際し、不足分を補った	145	41.7%
事業性ローンの返済に際し、不足分を補った	112	32.2%
従業員の給与支払いに際し、不足分を補った	86	24.7%
事業における投資に際し、不足分を補った	76	21.8%
不動産賃料の支払いに際し、不足分を補った	36	10.3%
その他	7	2.0%
回答者数	348	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

4) 借入れの際に必要な書類等の提出状況に関する調査結果

イ 借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類の提出有無

個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類^(*)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が64.9%、「求められたことはない」が35.1%となっている。

図表4-54 個人事業主の借入れの際に必要な書類等の提出

(n=755)

選択肢	回答数	回答率
提出を求められたことがある	490	64.9%
提出を求められたことはない	265	35.1%
合計	755	100.0%



(*) 事業実態が分かる書類として、以下の4つのうちいずれかの提出が必要となる。

①確定申告書 ②青色申告決算書 ③収支内訳書 ④納税証明書

貸付額が100万円を超える場合、以下の内容が含まれた返済能力の根拠となる書類の提出が必要となる。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

貸付額が100万円以下の場合、以下の内容が含まれた書類の提出が必要となる。

①事業の状況 ②収支の状況 ③資金繰りの状況

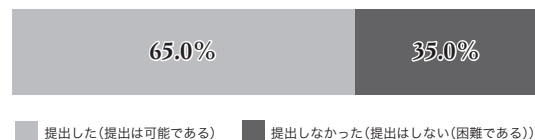
ロ 借入れの際に必要な書類の提出有無

個人事業主に対して、借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が65.0%、「提出しなかった（提出はしない（困難である))」が35.0%となっている。

図表4-55 個人事業主の借入れの際に必要な書類の提出有無

(n=755)

選択肢	回答数	回答率
提出した（提出は可能である）	491	65.0%
提出しなかった（提出はしない（困難である))	264	35.0%
合計	755	100.0%



5) ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果

イ ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

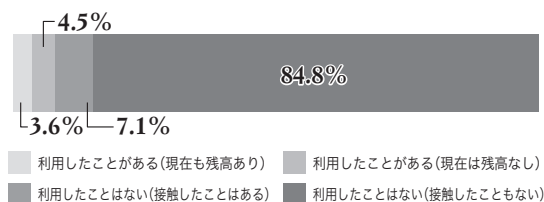
事業者に対して、ヤミ金融等非正規業者の接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在も残高あり）」(3.6%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(4.5%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(7.1%)をあわせて15.2%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84.8%となっている。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の20.6%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(6.6%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(8.3%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(11.4%)をあわせて26.3%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は73.7%となっている。

図表4-56 事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

(n=1,106)

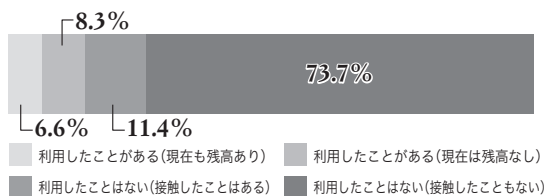
選択肢	回答数	回答率
利用したことがある(現在も残高あり)	40	3.6%
利用したことがある(現在は残高なし)	50	4.5%
利用したことはない(接触したことはある)	78	7.1%
利用したことはない(接触したこともない)	938	84.8%
合計	1,106	100.0%



図表4-57 希望どおりの借入れができなかった事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

(n=228)

選択肢	回答数	回答率
利用したことがある(現在も残高あり)	15	6.6%
利用したことがある(現在は残高なし)	19	8.3%
利用したことはない(接触したことはある)	26	11.4%
利用したことはない(接触したこともない)	168	73.7%
合計	228	100.0%



ロ 事業者のヤミ金融等非正規業者からの利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした事業者（全体の8.1%）に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」（50.0%）、「緊急にお金が必要になったから」（35.6%）が上位を占めている。

図表4-58 事業者のヤミ金融等非正規業者の利用理由（複数回答）

(n=90)

選択肢	回答数	回答率
正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから	45	50.0%
緊急にお金が必要になったから	32	35.6%
ヤミ金融等非正規業者だと分からなかったから	18	20.0%
以前から知っていた業者だったから	16	17.8%
回答者数	90	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ハ 事業者のヤミ金融等非正規業者の利用意向

事業者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れをしない」が86.2%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が8.6%、「必要に応じ、借入れを検討する」が4.8%となっている。

図表4-59 事業者のヤミ金融等非正規業者の利用意向

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
必要に応じ、借入れを検討する	53	4.8%
どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない	95	8.6%
どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れをしない	954	86.2%
その他	4	0.4%
合計	1,106	100.0%



- 必要に応じ、借入れを検討する
- どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない
- どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れをしない
- その他

6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況に関する調査結果

イ クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

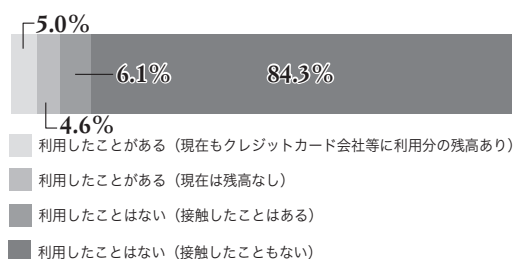
事業者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」（5.0%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（4.6%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（6.1%）をあわせて15.7%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84.3%となっている。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の20.6%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」（8.8%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（12.7%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（12.3%）をあわせて33.8%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は66.2%となっている。

図表4-60 事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

(n=1,106)

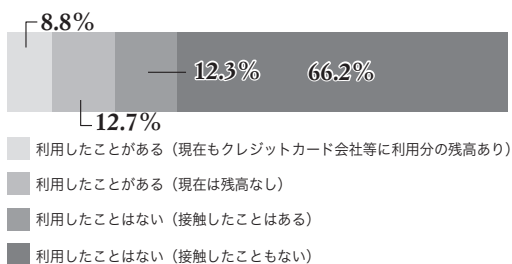
選択肢	回答数	回答率
利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）	55	5.0%
利用したことがある（現在は残高なし）	51	4.6%
利用したことはない（接触したことはある）	68	6.1%
利用したことはない（接触したこともない）	932	84.3%
合計	1,106	100.0%



図表4-61 希望どおりの借入れができなかった事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

(n=228)

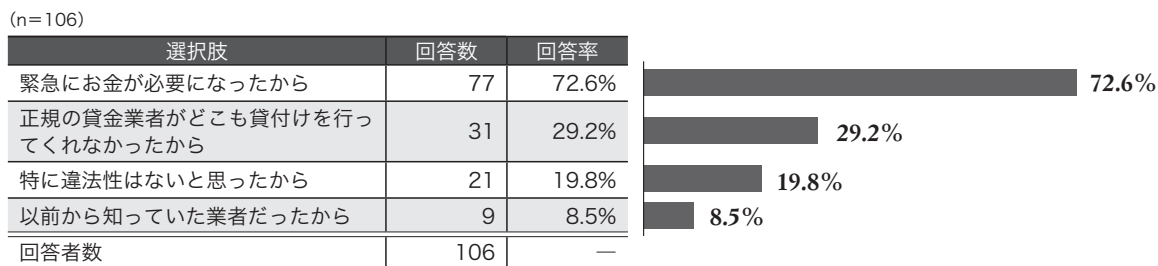
選択肢	回答数	回答率
利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）	20	8.8%
利用したことがある（現在は残高なし）	29	12.7%
利用したことはない（接触したことはある）	28	12.3%
利用したことはない（接触したこともない）	151	66.2%
合計	228	100.0%



ロ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした事業者(全体の9.6%)に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が72.6%と最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が29.2%、「特に違法性はないと思ったから」が19.8%となっている。

図表4-62 事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

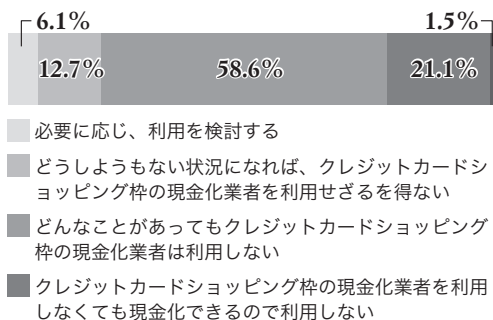
ハ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

事業者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が58.6%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」が12.7%、「必要に応じ、利用を検討する」が6.1%となっている。

図表4-63 事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
必要に応じ、利用を検討する	68	6.1%
どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない	141	12.7%
どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない	647	58.6%
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない	233	21.1%
その他	17	1.5%
合計	1,106	100.0%



7) 平成18年当時からの事業環境の変化に関する調査結果

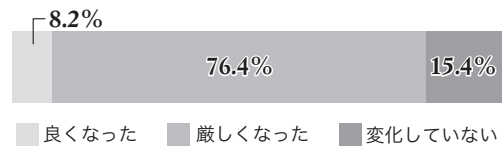
イ 事業環境の変化

事業者に対して、改正貸金業法が成立した平成18年当時からの事業環境の変化について調査したところ、「良くなった」が8.2%、「厳しくなった」が76.4%、「変化していない」が15.4%となっている。

図表4-64 事業者の事業環境の変化

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
良くなった	91	8.2%
厳しくなった	845	76.4%
変化していない	170	15.4%
合計	1,106	100.0%

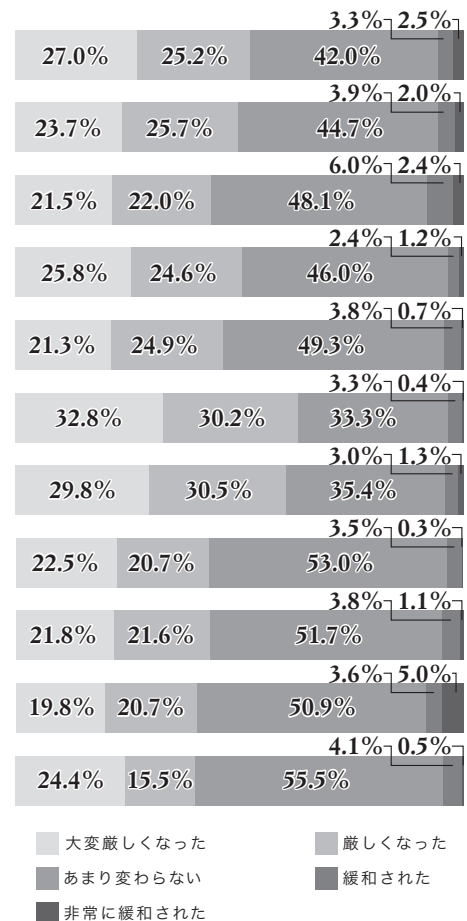


ロ 借入先の融資姿勢

事業者に対して、借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答した割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった」(32.8%)、「厳しくなった」(30.2%)をあわせて63.0%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった」(29.8%)、「厳しくなった」(30.5%)をあわせて60.3%となっている。

図表4-65 事業者の借入先の融資姿勢の変化

	大変厳しくなった	厳しくなった	あまり変わらない	緩和された	非常に緩和された	合計
銀行(n=719)	194	181	302	24	18	719
	27.0%	25.2%	42.0%	3.3%	2.5%	100.0%
信用金庫・信用組合(n=641)	152	165	286	25	13	641
	23.7%	25.7%	44.7%	3.9%	2.0%	100.0%
日本政策金融公庫(n=549)	118	121	264	33	13	549
	21.5%	22.0%	48.1%	6.0%	2.4%	100.0%
その他金融機関(n=418)	108	103	192	10	5	418
	25.8%	24.6%	46.0%	2.4%	1.2%	100.0%
商工ローン(n=422)	90	105	208	16	3	422
	21.3%	24.9%	49.3%	3.8%	0.7%	100.0%
消費者金融会社(n=451)	148	136	150	15	2	451
	32.8%	30.2%	33.3%	3.3%	0.4%	100.0%
クレジットカード会社・信販会社(n=607)	181	185	215	18	8	607
	29.8%	30.5%	35.4%	3.0%	1.3%	100.0%
地方自治体(n=347)	78	72	184	12	1	347
	22.5%	20.7%	53.0%	3.5%	0.3%	100.0%
家族や親族、友人・知人(n=468)	102	101	242	18	5	468
	21.8%	21.6%	51.7%	3.8%	1.1%	100.0%
ヤミ金融等非正規業者(n=222)	44	46	113	8	11	222
	19.8%	20.7%	50.9%	3.6%	5.0%	100.0%
その他(n=193)	47	30	107	8	1	193
	24.4%	15.5%	55.5%	4.1%	0.5%	100.0%



8) 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

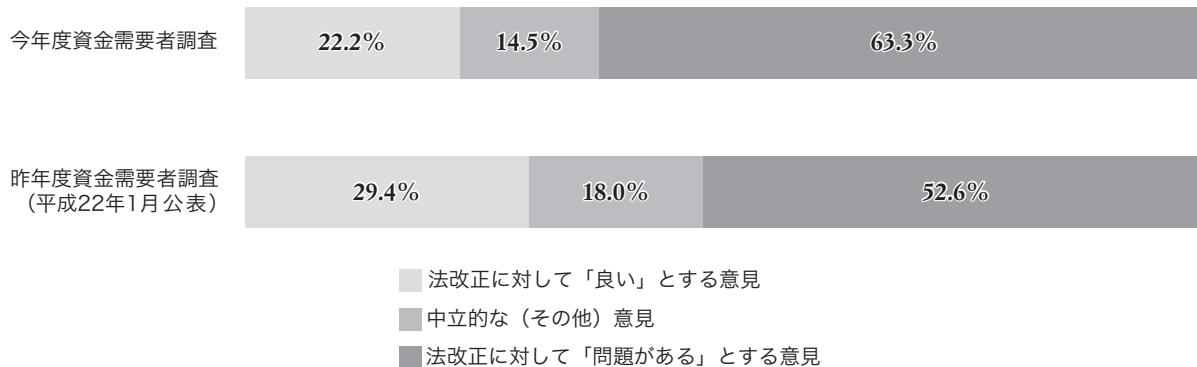
イ 事業者の改正貸金業法に対する意見の傾向

事業者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった事業者（全体の36.2%）のうち、「良い」とする意見は22.2%（昨年度の資金需要者調査と比べて7.2ポイント低下）、中立的な意見は14.5%（同3.5ポイント低下）、「問題がある」とする意見は63.3%（同10.7ポイント上昇）となっている。

図表4-66 事業者の改正貸金業法に対する意見の分類

	法改正に対して「良い」とする意見	中立的な（その他）意見	法改正に対して「問題がある」とする意見	合計
今年度資金需要者調査（n=401）	92 22.2%	60 14.5%	263 63.3%	415 100.0%
昨年度資金需要者調査（平成22年1月公表） （n=952）	298 29.4%	183 18.0%	534 52.6%	1,015 100.0%

（注1）一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割したため、nは一致しない。



意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

ロ 事業者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「適切な法律ができた」(9.0%)が最も高く、「無理な借入れをしなくなる」(6.2%)、「多重債務を抑制できる」(3.4%)となっている。

図表4-67 事業者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=341)

選択肢	回答数	回答率
適切な法律ができた	32	9.0%
無理な借入れをしなくなる	22	6.2%
多重債務を抑制できる	12	3.4%
もっと早く改正して欲しかった	7	2.0%
安易な借入れが減る	7	2.0%
安心できる	5	1.4%
総量規制は良いことだと思う	4	1.1%
消費者に役立つ法改正になって欲しい	3	0.8%
回答数 ^(*)	355	—

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

(*) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ハ 事業者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「事業や生活が行き詰まる」(14.1%)が最も高く、「厳しすぎる法改正である」(13.8%)、「行政は企業経営や事業主を理解していない」(13.8%)といった意見が上位を占めている。

図表4-68 事業者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=341)

選択肢	回答数	回答率
事業や生活が行き詰まる	50	14.1%
厳しすぎる法改正である	49	13.8%
行政は企業経営や事業主を理解していない	49	13.8%
ヤミ金融を利用せざるを得ない	33	9.3%
救済策や相談対応などセーフティネットが不足	16	4.5%
返済できているのに、規制をかけるのはおかしい	14	3.9%
手軽に借入れできず、面倒だ	13	3.7%
一律の規制はおかしい	13	3.7%
自己破産などが増えるかもしれない	8	2.3%
この不景気の中、なぜ、施行するのか疑問	7	2.0%
書類提出が面倒	5	1.4%
急ぎすぎる対応であり、段階的な規制を望む	3	0.8%
貸し手への更なる規制強化が必要	2	0.6%
信用情報機関への個人情報登録が不安	1	0.3%
回答数 ^(*)	355	—

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

(*) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

3 本章のまとめ

1 「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」より

①借入利用者の完全施行後の借入申込状況

1) 総量規制^{(*)1}に該当する借入利用者(以下「総量規制該当者」と言う。)

総量規制該当者に対して、改正貸金業法^{(*)2}の完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、新規の申込みについては41%が借入れの申込みを行ったと回答し、59%が行わなかったと回答している。一方、既に契約している借入枠内での利用については、借入れの申込みを行ったと回答した割合が70%となっている。

2) 専業主婦(主夫)

専業主婦(主夫)に対して完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、新規の申込みについては34%が借入れの申込みを行ったと回答し、66%が行わなかったと回答している。一方、既に契約している借入枠内での利用については、借入れの申込みを行ったと回答した割合が64%となっている。

②希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

1) 総量規制該当者

希望どおり借入れすることができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったことについて調査したところ、「衣料費、食費等の補填」(40%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(32%)といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めている。

2) 専業主婦(主夫)

希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったことについて調査したところ、「衣料費、食費等の補填」(51%)、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い」(34%)、「医療費」(27%)といった回答が上位を占めている。

3) 個人事業主

総量規制に該当する個人事業主(以下「個人事業主」と言う。)に対して、希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったことについて調査したところ、

「事業資金の補填」(56%)、「国民健康保険の保険料の支払い」(42%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(41%)、「国民年金保険料の支払い」(39%)といった回答が上位を占めている。

③希望どおりの借入れができなかった総量規制該当者の借入ニーズ

1) 総量規制該当者

今後の借入れの必要性について調査したところ、今後の借入れが必要であると回答した割合は、希望どおりの借入れができなかったとした総量規制該当者では76%を占めている。

2) 個人事業主

今後の借入れの必要性について調査したところ、今後の借入れが必要であると回答した割合は、希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主では81%となっている。

2 「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」より

①借入利用者の完全施行後の借入申込状況

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が42%、「借入れの申込みを行わなかった」が58%となっている。

ロ 借入れの申込みを行ったとした借入利用者に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が58%、「希望どおりの借入れができなかった^{(*)3}」が42%となっている。

ハ 借入れの申込みを行わなかったとした借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が88%と最も高く、次いで「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が10%、「既存の借入先からの通知やお客センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから」が3%となっている。(複数回答)

2) 個人事業主・企業経営者(以下「事業者」と言う。)

イ 事業者に対して、完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が42%、「借入れの申込みを行わなかった」が58%となっている。

ロ 借入れの申込みを行ったとした事業者に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が48%、「希望どおりの借入れができなかった」が52%となっている。

②希望どおりの借入れができなかった際にとった行動

1) 借入利用者

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の18%)に対して、その際にとった行動では、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめた」が52%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が28%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済した」が19%となっている。(複数回答)

2) 事業者

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした事業者(全体の21%)に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した(する)」が53%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた(借りる)」が38%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した(する)」が26%となっている。(複数回答)

③希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

1) 借入利用者

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の18%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「納税・納付などの支払いが遅れた(遅れそうだ)」(43%)、「衣料費・食費が足りない(食材が買えない)」(31%)といった項目が上位を占めている。(複数回答)

④借入れの返済余力

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(71%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4%)をあわせて75%と

なっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(13%)、「月々の返済に困っている」(12%)をあわせて25%となっている。

ロ 借入利用者のうち総量規制に該当する回答者(全体の46%)の借入れの返済余力を見ると、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(60%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4%)をあわせて64%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(16%)、「月々の返済に困っている」(20%)をあわせて36%となっている。

ハ 専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(72%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4%)をあわせて76%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(14%)、「月々の返済に困っている」(10%)をあわせて24%となっている。

⑤借入れに必要な書類の提出について

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等^{(*)4}の提出を求められたことがあるか調査したところ、53%が「提出を求められたことがある」と回答した。また、専業主婦(主夫)^{(*)5}では、23%が「提出を求められたことがある」と回答している。

ロ 借入利用者に対して、借入れの際に収入を証明する書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、63%が「提出した(提出は可能である)」と回答した。また、専業主婦(主夫)では、「提出した(提出は可能である)」と回答した割合は22%となっている。

2) 個人事業主

イ 個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が65%、「求められたことはない」が35%となっている。

- ロ 個人事業主に対して、借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が65%、「提出しなかった（提出はしない（困難である）」が35%となっている。

⑥個人での借入金の事業性資金への転用について

1) 事業者

- イ 事業者に対して、個人での借入金を事業性資金に転用したことがあるかどうか調査したところ、「転用したことがある」が31%、「転用したことがない」が69%となっている。
- ロ 個人での借入金を事業性資金に転用した経験があるとした事業者（全体の31%）に対して、転用目的について調査したところ、「仕入先への支払いに際し、不足分を補った」が45%と最も高く（昨年度資金需要者調査^(*6)よりも3ポイント低下）、次いで「銀行への返済に際し、不足分を補った」が42%となっている（同5ポイント上昇）。（複数回答）

⑦ヤミ金融等非正規業者の利用動向

1) 借入利用者

- イ 借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.3%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(4%)をあわせて6%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は94%となっている。
- ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の18%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.4%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(5%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(9%)をあわせて14%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は86%となっている。
- ハ 専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0%)、「利用したことがあ

る（現在は残高なし）」(0.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(4%)をあわせて4%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は96%となっている。

2) 事業者

- イ 事業者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(4%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(7%)をあわせて15%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は85%となっている。
- ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の21%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(7%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(8%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(11%)をあわせて26%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は74%となっている。
- ハ ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした事業者（全体の8%）に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」(50%)、「緊急にお金が必要になったから」(36%)が上位を占めている。（複数回答）

⑧クレジットカードショッピング枠の現金化業者^(*7)の利用動向

1) 借入利用者

- イ 借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」(2%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(4%)をあわせて8%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は92%となっている。
- ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れがで

きなかったとした借入利用者（全体の18%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」（6%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（4%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（5%）をあわせて15%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は85%となっている。

ハ 専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」（1.7%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（1%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（1.7%）をあわせて4%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は96%となっている。

2) 事業者

イ 事業者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」（5%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（5%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（6%）をあわせて16%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84%となっている。

ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の21%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」（9%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（13%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（12%）をあわせて34%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は66%となっている。

ハ クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした事業者（全体の10%）に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が73%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が29%、「特に違法性はないと思ったから」が20%となっている。（複数回答）

⑨多重債務に対する生活再建をフォローする相談サービスについて

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知^(*8)について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラス含む）」が22%（昨年度資金需要者調査と比べて3ポイント上昇）と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が16%（同2ポイント上昇）、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が12%（同1ポイント低下）となっている。

⑩改正貸金業法の完全施行日以降の生活環境の変化について

1) 借入利用者

イ 完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者（全体の42%）に対して、その生活環境の変化について調査したところ、58%が「手取り収入が減った」と回答している。一方、「手取り収入が増えた」と回答している割合は36%となっている。（複数回答）

ロ 雇用形態別^(*9)に生活環境の変化を見ると、「手取り収入が減った」と回答した割合は、正規雇用者（75%）では59%、非正規雇用者（25%）では54%となっている。（複数回答）

2) 事業者

イ 事業者に対して、平成18年当時からの事業環境の変化などについて調査したところ、「厳しくなった」が77%と最も高く、次いで「変化していない」が15%、「良くなった」が8%となっている。

ロ 借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答した割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった」（33%）、「厳しくなった」（30%）をあわせて63%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった」（30%）、「厳しくなった」（30%）をあわせて60%となっている。

⑪改正貸金業法の完全施行への意見

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者（全体の41%）のうち、良いとする意見は27%（昨年度資金需要者調査と比べて4ポイント低下）、中立的な意見は20%（同1ポイント上昇）、問題があるとする意見は53%（同3ポイント上昇）となっている。

ロ 法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた」が11%と最も高く、「無理な借入れをしなくなる」が7%となっている。一方、法改正に対して問題があるとする意見では、「厳しすぎる法改正である」(26%)、「ヤミ金融を利用せざるを得ない」(12%)といった意見が上位を占めている。

ハ 専業主婦（主夫）の改正貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった専業主婦（主夫）（全体の49%）のうち、良いとする意見は29%、中立的な意見は16%、問題があるとする意見は55%となっている。

2) 事業者

イ 事業者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった事業者（全体の36%）のうち、良いとする意見は22%（昨年度資金需要者調査と比べて7ポイント低下）、中立的な意見は15%（同3ポイント低下）、問題があるとする意見は63%（同10ポイント上昇）となっている。

ロ 法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた」が9%と最も高く、「無理な借入れをしなくなる」が6%となっている。一方、法改正に対して問題があるとする意見では、「事業や生活が行き詰まる」(14%)、「厳しすぎる法改正である」(14%)、「行政は企業経営や事業主を理解していない」(14%)といった意見が上位を占めている。

- (※1) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制（一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの）。
- (※2) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。平成22年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われた。
- (※3) 借入れ申込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」「（希望どおりの金額ではなかったので、）借入れをやめた」「借入れを断られた（借入れできなかった）」とした回答者。
- (※4) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。
①源泉徴収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書、⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書
- (※5) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。
①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面
- (※6) 平成22年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。
- (※7) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。
- (※8) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」をあわせた割合。
- (※9) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。

JFSA白書 年表

平成18年12月～平成23年4月

- 平成18年12月 ・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布
- 平成19年1月 ・ 20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる
- 3月 ・ 改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足
- 4月 ・ 政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定
- 5月 ・ 従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定
- 7月 ・ 金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集
- 8月 ・ 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集
・ 新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集
- 9月 ・ 新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施
- 10月 ・ 自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承
- 11月 ・ 新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布
- 12月 ・ 18日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる
・ 内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立
・ 株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足
- 平成20年3月 ・ アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 7月 ・ 株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 9月 ・ サンライズファイナンス株式会社とリーマン・ブラザーズ・コマーシャル・モーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請
・ かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化
- 10月 ・ アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによるTOB（株式公開買付）により、持分法適用関連会社から連結子会社となる
- 12月 ・ 株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立
- 平成21年1月 ・ 最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
- 2月 ・ 株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）
- 4月 ・ 株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足
・ 株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更
・ 改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社三井住友銀行がオリックス・クレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略号を「JIC」から「JICC」に変更 ・日本貸金業協会が「平成21年度第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）を申込み ・貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて5,000社を割る
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請 ・日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定 ・金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置 ・日本貸金業協会が「平成21年度第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける ・訪問販売等でのクレジットに関する規制や、クレジットカード番号等の保護を含む改正割賦販売法が施行 ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催 ・日本貸金業協会が「平成21年度第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
平成22年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第11回事務局会議の開催 ・金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し情報」）の登録、利用を認めないことを決定
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「平成21年度第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本信用情報機構及び株式会社シー・アイ・シーが貸金業法に基づく指定信用情報機関として指定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」の認定を受ける ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表 ・貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて4,000社を割る

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される ・ 金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融 ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融 ADR」についての説明会を実施 ・ 大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて3,000社を割る
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融 ADR」の紛争解決機関に指定 ・ 株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請 ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催 ・ 金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融 ADR」制度がスタート ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本貸金業協会が「平成22年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
平成23年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出 ・ 金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布・施行 ・ 丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請

平成 22 年度版

JFSA 白書

平成 23 年 8 月 31 日発行

発行 日本貸金業協会

住所 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号 二葉高輪ビル3 階

電話 03-5739-3013(企画調査部)

ホームページ <http://www.j-fsa.or.jp>

